

## 平成 19 年旭市議会第 4 回定例会会議録目次

### 第 1 号 (12月5日)

|                                            |    |
|--------------------------------------------|----|
| 議事日程.....                                  | 1  |
| 本日の会議に付した事件.....                           | 1  |
| 出席議員.....                                  | 1  |
| 欠席議員.....                                  | 2  |
| 説明のため出席した者.....                            | 2  |
| 事務局職員出席者.....                              | 2  |
| 開 会.....                                   | 3  |
| 議長報告事項.....                                | 3  |
| 会議録署名議員の指名.....                            | 3  |
| 会期の決定.....                                 | 4  |
| 議案上程.....                                  | 4  |
| 議案第 1 号 平成 19 年度旭市一般会計補正予算の議決について          |    |
| 議案第 2 号 平成 19 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について    |    |
| 議案第 3 号 平成 19 年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について     |    |
| 議案第 4 号 旭市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について        |    |
| 議案第 5 号 あさひパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について     |    |
| 議案第 6 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |    |
| 議案第 7 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |    |
| 議案第 8 号 旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について           |    |
| 議案第 9 号 旭市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について        |    |
| 議案第 10 号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について         |    |
| 議案第 11 号 市道路線の認定、廃止及び変更について                |    |
| 議案第 12 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて       |    |
| 提案理由の説明並びに政務報告.....                        | 5  |
| 議案の補足説明.....                               | 13 |
| 散 会.....                                   | 23 |

## 第 2 号 ( 12月7日 )

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| 議事日程.....                  | 2 5 |
| 本日の会議に付した事件.....           | 2 5 |
| 出席議員.....                  | 2 5 |
| 欠席議員.....                  | 2 5 |
| 説明のため出席した者.....            | 2 6 |
| 事務局職員出席者.....              | 2 6 |
| 開 議.....                   | 2 7 |
| 議案質疑.....                  | 2 7 |
| 議案第 1 2 号直接審議 ( 先議 ) ..... | 4 7 |
| 常任委員会議案付託.....             | 4 8 |
| 常任委員会陳情付託.....             | 4 8 |
| 散 会.....                   | 4 9 |

## 第 3 号 ( 12月10日 )

|                         |       |
|-------------------------|-------|
| 議事日程.....               | 5 1   |
| 本日の会議に付した事件.....        | 5 1   |
| 出席議員.....               | 5 1   |
| 欠席議員.....               | 5 1   |
| 説明のため出席した者.....         | 5 2   |
| 事務局職員出席者.....           | 5 2   |
| 開 議.....                | 5 3   |
| 一般質問.....               | 5 3   |
| 1 1 番 木 内 欽 市.....      | 5 3   |
| 8 番 滑 川 公 英.....        | 6 4   |
| 2 1 番 高 橋 利 彦.....      | 8 5   |
| 4 番 伊 藤 房 代.....        | 1 1 2 |
| 1 番 伊 藤 保.....          | 1 2 0 |
| 議案上程.....               | 1 2 9 |
| 議案第 1 3 号 工事請負契約の締結について |       |

|                |       |
|----------------|-------|
| 提案理由の説明.....   | 1 2 9 |
| 議案の補足説明.....   | 1 3 0 |
| 議案質疑.....      | 1 3 0 |
| 常任委員会議案付託..... | 1 3 1 |
| 散 会.....       | 1 3 2 |

#### 第 4 号 ( 1 2 月 2 0 日 )

|                  |       |
|------------------|-------|
| 議事日程.....        | 1 3 3 |
| 本日の会議に付した事件..... | 1 3 3 |
| 出席議員.....        | 1 3 3 |
| 欠席議員.....        | 1 3 4 |
| 説明のため出席した者.....  | 1 3 4 |
| 事務局職員出席者.....    | 1 3 5 |
| 開 議.....         | 1 3 6 |
| 常任委員長報告.....     | 1 3 6 |
| 質疑、討論、採決.....    | 1 4 1 |
| 常任委員長陳情報告.....   | 1 5 0 |
| 質疑、討論、採決.....    | 1 5 2 |
| 発議案上程.....       | 1 5 4 |

発議第 1 号 日豪 E P A / F T A 交渉に対する意見書の提出について

発議第 2 号 中期計画の策定、道路特定財源諸税の暫定税率延長等に関する意見書の提出について

|               |       |
|---------------|-------|
| 提案理由の説明.....  | 1 5 5 |
| 質疑、討論、採決..... | 1 5 7 |
| 事務報告.....     | 1 5 8 |
| 議長辞職の件.....   | 1 5 9 |
| 議長選挙の件.....   | 1 6 0 |
| 副議長辞職の件.....  | 1 6 3 |
| 副議長選挙の件.....  | 1 6 4 |
| 議長報告事項.....   | 1 6 7 |

|          |       |
|----------|-------|
| 閉 会..... | 1 6 8 |
|----------|-------|

## 平成19年旭市議会第4回定例会会議録

### 議事日程（第1号）

平成19年12月5日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 7 議案の補足説明

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案上程
- 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 7 議案の補足説明

---

#### 出席議員（24名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 伊 藤 保   | 2 番  | 島 田 和 雄 |
| 3 番  | 平 野 忠 作 | 4 番  | 伊 藤 房 代 |
| 5 番  | 林 七 巳   | 6 番  | 向 後 悦 世 |
| 7 番  | 景 山 岩三郎 | 8 番  | 滑 川 公 英 |
| 9 番  | 嶋 田 哲 純 | 10 番 | 柴 田 徹 也 |
| 11 番 | 木 内 欽 市 | 12 番 | 佐久間 茂 樹 |
| 13 番 | 日 下 昭 治 | 14 番 | 平 野 浩   |

15番 林 俊 介  
17番 林 一 雄  
19番 嶋 田 茂 樹  
21番 高 橋 利 彦  
24番 神 子 功

16番 明 智 忠 直  
18番 高 木 武 雄  
20番 向 後 和 夫  
22番 林 正一郎  
26番 林 一 哉

-----  
欠席議員（1名）

25番 伊 藤 鐵

-----  
説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良  
教 育 長 米 本 弥榮子  
病院事務部長 伊 藤 敬 典  
秘書広報課長 加 瀬 寿 一  
財 政 課 長 平 野 哲 也  
市 民 課 長 木 内 國 利  
保険年金課長 増 田 富 雄  
社会福祉課長 在 田 豊  
商工観光課長 神 原 房 雄  
建 設 課 長 米 本 壽 一  
下 水 道 課 長 中 野 博 之  
消 防 長 佐 藤 眞 一  
庶 務 課 長 浪 川 敏 夫  
生涯学習課長 花 香 寛 源  
農業委員会  
事務局 長 小 田 雄 治  
病院経理課長 鈴 木 清 武

副 市 長 鈴 木 正 美  
病 院 事 業 者 吉 田 象 二  
管 理 者  
総 務 課 長 高 埜 英 俊  
企 画 課 長 加 瀬 正 彦  
税 務 課 長 野 口 徳 和  
環 境 課 長 平 野 修 司  
健康管理課長 小長谷 博  
高 齢 者 横 山 秀 喜  
福 祉 課 長  
農 水 産 課 長 堀 江 隆 夫  
都市整備課長 島 田 和 幸  
会 計 管 理 者 木 内 孫兵衛  
水 道 課 長 堀 川 茂 博  
学 校 教 育 課 長 及 川 博  
監 査 委 員 林 久 男  
事 務 局 長  
飯岡荘支配人 野 口 國 男  
病 院 再 整 備 室 長 鎬 木 友 孝

-----  
事務局職員出席者

事 務 局 長 宮 本 英 一

事 務 局 次 長 石 毛 健 一

開会 午前 10 時 0 分

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

-----

#### 日程第 1 開 会

○議長（嶋田茂樹） ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより平成19年旭市議会第 4 回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

-----

#### 日程第 2 議長報告事項

○議長（嶋田茂樹） 日程第 2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物によりご了承をいただきたいと思います。

-----

#### 日程第 3 会議録署名議員の指名

○議長（嶋田茂樹） 日程第 3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により議長が指名いたします。20番、向後和夫議員、21番、高橋利彦議員、以上の 2 議員を指名いたします。

---

#### 日程第４ 会期の決定

- 議長（嶋田茂樹） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。第４回定例会の会期は、本日から12月20日までの16日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月20日までの16日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

- 
- 議長（嶋田茂樹） 市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第12号までの12議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） 配布漏れないものと認めます。

議案等の説明のために、市長、副市長、教育長、病院事業管理者ほか関係課長等の出席を求めました。

---

#### 日程第５ 議案上程

- 議長（嶋田茂樹） 日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第12号までの12議案を一括上程いたします。

議案第 １号 平成１９年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 ２号 平成１９年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

- 議案第 3 号 平成 19 年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 4 号 旭市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について
- 議案第 5 号 あさひパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 6 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 旭市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 市道路線の認定、廃止及び変更について
- 議案第 12 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 

#### 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告

- 議長（嶋田茂樹） 日程第 6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

- 市長（伊藤忠良） 本日、ここに平成19年度旭市議会第4回定例会を招集し、平成19年度一般会計補正予算のほか、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、今回提案いたしました各議案の提案理由について申し上げます。

議案第1号は、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ5,600万円を追加し、予算の総額を263億3,100万円とするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金に49万3,000円、県支出金に1,354万9,000円、財産収入に364万7,000円、寄付金に320万4,000円、繰入金に1,798万円、繰越金に1,712万7,000円を追加するものであります。

歳出については、議会費に61万2,000円、総務費に2,827万6,000円、民生費に2,027万円、商工費に1,522万1,000円、土木費に1,595万円、消防費に216万1,000円、教育費に481万2,000円を追加し、衛生費から526万3,000円、労働費から1,112万4,000円、農林水産業費から1,491万5,000円を減額するものであります。

議案第2号は、平成19年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ1億1,772万7,000円を追加し、予算の総額を33億4,564万7,000円とするものであります。

議案第3号は、平成19年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、予算の総額に変更はありませんが、人事異動及び千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定の影響額について、補正を行うものであります。

議案第4号は、旭市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定についてでありまして、都市計画法第16条第2項の規定による地区計画等の案の作成に関する手続きについて、必要な事項を定めるものであります。

議案第5号は、あさひパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定についてでありまして、「あさひパークゴルフ場」を設置するにあたり、地方自治法第244条の2第1項の規定により条例を制定するものであります。

議案第6号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、職員の給与改定を行うものであります。

議案第7号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、社会体育施設に係る使用料を見直すにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第8号は、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、旭市立公園として「あさひ健康パーク」を設置するため、所要の改正を行うものであります。

議案第9号は、旭市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、合併後、新たに策定した「旭市地域防災計画」との整合性を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第10号は、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、建築基準法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第11号は、市道路線の認定、廃止及び変更についてでありまして、旭中央病院アクセス道「南北線」に係る路線を決定するにあたり、路線の一部を廃止及び変更し、新たに路線を認定するものであります。

議案第12号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、

現委員のうち1名が、平成20年3月31日をもって任期満了となるため、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。私は、宮内昭治氏が適任であり、再度お願いしたいと考え提案するものであります。

次に、この機会に当面する市政の近況についてご報告いたします。

はじめに、高齢者福祉について申し上げます。

計画策定から2年目を迎えた第3期の介護保険事業計画は、計画どおり順調に推移しております。

本年は、平成21年度からの第4期介護保険事業計画の策定に向けてアンケート調査を実施することとしており、一般高齢者や介護認定を受けた方、また実際に介護事業に携わるケアマネージャーなど3,000人を対象に、現在の介護サービスの満足度やニーズを把握したいと考えております。

次に、社会福祉について申し上げます。

恒例の敬老大会は、去る9月17日の敬老の日に東総文化会館、海上公民館及びいいおかユートピアセンターにおいて開催し、市民2,000人余りの参加をいただく中、文化協会の皆様による演芸や保育所児童による遊戯などで、楽しいひとときを過ごしていただくことができました。

また、隔年で実施している戦没者追悼式については、去る10月17日に挙行いたしました。ご遺族の皆様方をはじめ、各種団体の代表者300人余りに参列をいただき、戦没者1,854柱、戦災死没者33柱、香取航空基地より戦場に飛び立ち、帰らぬ人となられた戦没者954柱の御霊に対し、心より哀悼の意を捧げたところであります。

次に、干潟保育所の指定管理者制度による民間委託については、指定管理者である学校法人「旭鈴木学園」との合同保育を実施しているところであり、今後も、来年4月の完全実施に向けてしっかりと取り組んでまいります。

次に、義務教育施設の整備状況について申し上げます。

第二中学校屋内運動場改築工事については、外装工事を終了し、現在内部の仕上げ工事を行っているところであり、平成20年2月末の完成に向けて順調に進捗しております。

耐震補強工事については、豊畑小学校、第一中学校及び干潟中学校の工事は終了し、中央小学校、干潟小学校、共和小学校、鶴巻小学校、滝郷小学校及び飯岡小学校の6校についても、工事は順調に進捗しているところであり、去る11月10日には、旧海上中学校の解体工事に着手いたしました。

また、第二中学校校舎改築工事については、昨日、一般競争入札を執行し、契約の相手方が決定したことから、この契約案件に係る議案を本議会に追加提案することとしております。

次に、学校教育について申し上げます。

去る11月9日、東総文化会館において、初めての試みとして旭市中学校合同文化祭を開催いたしました。これは、旭市総合計画を策定する際に中学生から受けた提言をもとに実現したものであり、当日は約300人の中学生が合唱や英語スピーチなどの発表を通じて交流を図ることができました。互いの絆を深めるとともに、旭市民としての誇りと、生徒同士の一体感を確認し合うことができたものと考えております。

また、キャリア教育については、市内の小学校5校で実施しており、6年生218人全員が市内の職場見学に参加いたしました。

また、中学生については、2年生676人全員が実際に職場体験を行うなど、働くことの苦労や喜びを体得することができました。これらの職場体験活動を通じて、子どもたちが将来の職業への関心と意欲を高めることができたものと考えております。

次に、去る11月16日、17日の両日にわたって、全日本教育工学研究協議会の全国大会「旭市大会」が市内の小中学校を会場に開催されました。公開授業や講演会を通じて市内の教職員及び全国からの参加者による研究協議が行われる中、本市の情報教育の取り組みに対して高い評価を得ることができました。

次に、社会教育について申し上げます。

去る11月17日、18日の両日にわたり、東総文化会館において第3回旭市生涯学習フェスティバルを開催いたしました。

初日は、市内の小・中学生、高校生、青年等の代表24名による意見発表が行われ、環境問題をはじめ、将来の夢、いじめ問題等に対する自分の考えや体験を通じた感想など、非常に興味深い発表がありました。翌日には、フリーアナウンサーの鈴木史朗さんによる「明るく元気にイキイキ人生」と題した文化講演会等が行われ、2日間の参加者は約1,500人を数え、盛会のうちに終了することができました。

文化振興については、去る10月28日から11月11日まで、地域ごとに文化祭を開催するとともに、去る9月30日には「旭の祭り」を開催したところであり、会場に響き渡る太鼓や笛の音色、獅子舞や神楽の舞に大勢の観客から盛大な拍手が送られました。

市民参加型事業として毎年行われている「市民ミュージカル」については、去る10月28日に上演され、小学校3年生から68歳まで総勢47名の出演者が環境問題等を題材に熱演し、観

覧された皆様から賞賛の拍手をいただいたところであります。

次に、体育振興について申し上げます。

「第59回千葉県民体育大会」の総合開会式が、去る10月27日に旭市総合体育館を主会場に行われ、県内各地での種目別競技には、旭市から16種目に288人の選手が出場いたしました。

また、去る11月25日には、旭スポーツの森公園において「健康体力づくりフェスティバル」を開催いたしました。

グランドゴルフやドッジボール等の軽スポーツを中心に、小学生から高齢者まで約900人の参加をいただく中、好天にも恵まれ、気持ちよい汗をかきながら、交流を深めるとともにスポーツを身近に感じていただくことができました。

次に、平成22年に本市において開催される「第65回国民体育大会ゆめ半島千葉国体卓球競技会」については、去る10月に国体旭市実行委員会の広報誌の創刊や専用のホームページを開設するとともに、着ぐるみを活用した啓発など、広く市内外にPRを行っているところであります。

また、千葉県国体実行委員会では、11月22日に国体のイメージソングを決定したところであり、年内には競技別の会期が正式に決定される見込みであります。今後も、国民体育大会の開催に向けてしっかりと準備を進めてまいります。

次に、商業振興について申し上げます。

旭市商業振興連合会では、既存商店会等の振興策として、6月に引き続き、プレミアム付き共通商品券を12月2日に7,000セット、7,700万円分を販売いたしました。

このプレミアム付き共通商品券の発行により、一般の共通商品券についても市民の関心が高まってきていることから、市としても、この共通商品券の普及が個人消費の喚起と商店街の活性化につながることを期待するものであります。

次に、国民宿舎飯岡荘について申し上げます。

経営改善対策の一環として取り組んでおります施設改修工事については、計画どおり順調に進捗しており、来る1月1日からは、名称を「食彩の宿いいおか」に改めるとともに、新装されるレストランにて営業を開始する予定であります。

なお、平成20年11月には全館がリニューアルし、新しい国民宿舎として生まれ変わることになりますので、今後も時代のニーズに応えながら健全経営を目指して努力してまいります。

次に、農業について申し上げます。

去る11月21日に、JAちばみどり、生産者及び関係機関の協力をいただく中、大田市場や

品川シーサイドフォレスト内のオーバルガーデンにおいて、本市農産物のPR活動と今後の産地の方向性などについて、市場関係者と活発な意見交換を行ってまいりました。

本市は、農業産出額412億円、全国第7位を誇る県内最大の農産物供給基地であり、生産者は日々、安全・安心な野菜の生産に頑張っていることなどを、市場の関係者や消費者の方々に積極的にPRを行ったところであります。

次に、園芸については、今年の3月に越冬栽培で初めて「トマト黄化葉巻病」の発生が確認されました。特に、促成栽培への被害は甚大であり、発病株数の多いハウスでは、12月で栽培を終了せざるを得ない生産者や、栽培そのものを断念してトマト以外への転作を余儀なくされるなど、大変厳しい状況となっております。

この対策には、入れない、増やさない、外に出さないという防除の原則が重要であることから、今般、市単独で助成を行うこととしたところであります。

次に、畜産については、2年前よりサーコウイルスによる豚病が全国的に広がりを見せる中、当地域においても養豚農家への影響が続いている状況にあります。

このため、国に対しては各方面から早期にワクチンの承認を求める要望が出されており、市としても、農林水産省への要望活動を積極的に行うとともに、地元の養豚組合も豚病調査に協力するなど、ワクチンの早期認可を得るため、官民一体となった活動を行ってまいりました。これにより、通常は認可までに2年程度を要するワクチンの承認が大幅に早まる見通しとなったものであります。

次に、地球温暖化対策の一つとして、世界的にトウモロコシ等のエタノール化が進められる中、家畜の飼料が異常に急騰するとともに、国内では米の消費減少等により米価の低迷が続くなど、農家を取り巻く環境は危機的な状況となっております。

こうした中、米の飼料化への取り組みを進めるため、県・市及び畜産・稲作農業者等の参加による「飼料用米等の生産拡大に向けたプロジェクトチーム」を発足させたところであり、今後は「飼料用米」の普及と適切な米の需給調整を図ってまいります。

次に、「地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業」について申し上げます。

本事業は、農業の経営改善などを目的として、担い手農家が農業機械等を購入した際に自己負担の軽減を受けることができるものであり、事業実施主体である県・市・JAちばみどり及び農林漁業金融公庫で構成する「旭市担い手育成総合支援協議会」を通じて、現在、26の経営体が承認を受けて事業を実施しているところであります。

次に、産業まつりについて申し上げます。

10月から11月には、「いきいき旭・産業まつり」、「ふるさとまつりひかた」、「海上産業まつり」を開催し、各地域の特色を生かしたまつりとして、例年以上の来客をいただく中、盛況のうちに無事に終了することができました。

また、去る11月4日には初めての試みとして、魚を中心とした朝市を海匠漁業協同組合の市場を会場に開催いたしました。

飯岡漁港から水揚げされる、新鮮な魚貝類や市内の様々な農産物が集まる中、当日は、天候にも恵まれ、開店前からたくさんの来場者がつめかけ大盛況となり、主催した漁協青年部は朝市の盛況ぶりに自信を深めたものと考えております。

次に、市道及び排水路の整備について申し上げます。

市民生活に直接関連する市道及び排水路の整備については、計画的に進めており、11月30日現在、64件の工事を発注したところであります。

旭中央病院アクセス道「東西線」については、市道01-020号線の旭中央病院前のヘリポート周辺約110メートルについて、水路の付替えと歩道工事を施工することとしており、「南北線」については、JRを跨ぐ橋梁詳細設計及び道路設計を実施しているところであり、今般、総延長3,208メートルの全路線を定めたことから、関連する議案を上程したところであります。

次に、都市計画について申し上げます。

市の将来像やまちづくりの整備方針を定める都市計画マスタープランの策定に着手いたしました。今後は、基礎調査資料等の分析や検討を行うとともに、市の現況と課題を整理する中で、全体構想、地域別構想等を検討してまいりたいと考えております。

また、街路事業については、旭駅前線において駅東側代替地の基盤整備を進めているところであり、今後も、早期の完成を目指して県と連携を図りながら積極的に事業を進めてまいります。

次に、都市公園事業について申し上げます。

袋公園については、親水公園をテーマとして整備を進めているところであり、現在、公園南側地域において、噴水を利用して遊べる施設整備を行っております。今後も、市民が安心して集える憩いの場となるよう公園整備を進めてまいります。

次に、あさひ健康パーク整備事業については、平成20年7月1日のオープンを目指して工事は順調に進捗しており、今議会に関連する議案を上程したところであります。

今後も、既存のあさひ健康福祉センターとあさひパークゴルフ場との連携により、市民の

健康づくりの推進と海岸地域の振興に寄与することを期待するものであります。

次に、病院事業について申し上げます。

旭中央病院は、海匠・香取地域の基幹病院として高度医療や救急医療等の不採算の医療を受け持ちながらも、健全経営を堅持するため、病院職員が一丸となって鋭意努力をしているところであります。

また、病院の再整備事業については、基本設計を終了し、現在、実施設計に着手したところであり、去る10月16日には県知事に要望するとともに、去る11月27日には、厚生労働省医政局長と面会し、事業に対する助成を強くお願いしたところであります。

今後も、有利な財源を確保するため、国・県に対して、積極的に要望活動を展開してまいりたいと考えております。

次に、消防について申し上げます。

本年1月から10月までの消防活動の状況は、火災発生38件、救急出場2,196件、救助出場32件となっており、前年同期と比較して、火災発生は13件の減、救急出場は65件の増、救助出場では13件の増となり、救急出場の増加が顕著となっております。

救急出場の増は、病院間の転送・搬送件数が大幅に増加したものであり、これは周辺の消防本部からの救急搬送が旭中央病院へ一極集中していることが要因となっているものであります。

また、火災発生件数は減少しているものの、既に火災により3名の尊い命が犠牲となっており、これから年末・年始を控える中、市民に対して、火災予防への呼びかけを積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、コミュニティバスについて申し上げます。

市民の身近な移動手段として導入しているコミュニティバスについては、本年4月から9月までの6か月間で、約5万人の市民の皆様に利用されており、昨年と同様、年間10万人の利用が見込まれるところであります。

この間、地域審議会をはじめ、市民の皆様から様々なご意見やご要望をいただいていることから、現在、コミュニティバス検討委員会を中心に検討を行っているところであります。

今後も、より市民ニーズに合った、効率的で利便性の高い運行を目標に、多くの市民に利用していただけるよう努力してまいります。

最後に、タウンミーティングについて申し上げます。

市民の意見や提案をまちづくりに反映させるため、これまでの地区懇談会に代えて、本年

度は、10月20日から11月7日まで計7回のタウンミーティングを開催し、延べ718人の参加をいただきました。

今回は、あらかじめ設定したテーマである「子育て支援やきれいなまちづくり、農業振興、子どもの安全や健全育成、住みやすいまちづくり、中高年の健康づくり、観光資源を活かしたまちづくり」について、市民の皆様と活発な話し合いを行ったところであり、いただいたご意見や提案については、今後のまちづくりに生かせるよう、精一杯努力してまいりたいと考えております。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。詳しくは、事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご審議のうえご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（嶋田茂樹） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

-----

#### 日程第7 議案の補足説明

○議長（嶋田茂樹） 日程第7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 平野哲也 登壇）

○財政課長（平野哲也） 議案第1号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ5,600万円を追加し、予算の総額を263億3,100万円とするものでございます。

2ページから4ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので説明を省略し、事項別明細書により説明申し上げます。

初めに、歳入について申し上げます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

13款国庫支出金の2項1目民生費国庫補助金の地域生活支援費補助金49万3,000円の追加は、地域生活支援事業のうち地域活動支援センターへ委託している相談支援事業と機能強化

事業の単価が増になったことによるものでございます。

14款県支出金、2項2目1節社会福祉費県補助金の説明欄1番、重度心身障害者（児）医療費助成金247万1,000円の追加は、申請者の増によるものでございます。

説明欄2番の地域生活支援費補助金24万6,000円の追加は、国庫補助金と同じく、委託料の増によるものでございます。

説明欄3番の障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金563万3,000円の追加は、新規事業で、障害者自立支援法の施行に伴う2年間の経過措置として、サービスの利用者や事業者を支援することにより、新たな事業への円滑な移行を促進するための補助金でございます。

説明欄4番の障害者グループホーム等入居者家賃補助事業費補助金58万8,000円の追加は、県の補助要綱が確定し、補助対象経費が変更になったことによるものでございます。

3節児童福祉費県補助金87万1,000円の追加は、ひとり親家庭等医療費等助成事業補助金で、申請件数の増によるものでございます。

4目農林水産業費県補助金の説明欄1番、強い農業づくり交付金203万円の追加は、新規事業で、土地改良事業万力 期地区内にライスセンターを建設するための設計及び土質調査に係る補助金でございます。

説明欄2番のたい肥利用促進集団育成支援事業費補助金171万円の追加は、新規事業で、堆肥の散布機械の購入に係る補助金でございます。

8ページをお願いします。

15款1項財産運用収入の2目利子及び配当金で、364万7,000円の追加は、基金の運用による利子でございます。

このうち、1節財政調整基金利子は、短期国債購入による利子として223万円を、また、3節地域振興基金利子は、県債等購入による利子として141万7,000円を計上するものでございます。

なお、これらの運用益はそれぞれの基金に積み立てることといたしております。

16款1項2目民生費寄附金の追加は、1節社会福祉費寄附金に福祉用機器購入費として20万4,000円、3目農林水産業費寄附金の追加は、1節農業費寄附金に農業振興費として300万円の篤志寄附を計上するものでございます。

17款1項3目介護保険事業特別会計繰入金1,798万円の追加は、平成18年度決算の確定による一般会計繰出金の精算に伴う返還金でございます。

18款1項1目繰越金は、前年度決算に基づく剰余金のうち、留保財源の2億4,264万7,000

円の中から、今回の補正財源として必要な1,712万7,000円を計上するものでございます。

以上で歳入の説明を終わりました、次に歳出になります。

歳出につきましては、事業ごとに歳入で触れなかった主な補正内容を申し上げますが、その前に、各款にわたる職員給与費の補正についてご説明申し上げます。

今回の補正は、当初予算で計上した職員給与費について、実際の職員配置に合わせて科目ごとに増減を行うとともに、一般職職員の給与改定に伴う増額を行うものでございます。

この結果、総額で3,820万円の減額となるものでありまして、各款項目の給与関係費につきましては、説明を省略させていただきたいと思います。

それでは、11ページをお開きください。

2款1項10目地域振興費の説明欄1番、コミュニティバス等運行事業208万8,000円の追加は、平成20年4月1日からの運行ルートの再編に伴い、あらかじめ時刻表と車内放送テープの作成を行うとともに、停留所の標識を購入するものでございます。

11目諸費の説明欄1番、市バス運営事業231万7,000円の追加は、利用回数が増加したことによるものでございます。

続いて、12ページをお願いします。

説明欄2番、国庫支出金等返還費3,600万円の追加は、平成18年度の社会福祉関係の国庫補助金の精算に伴う国庫補助金等の返還金でございます。

それでは、少し飛びまして、20ページをお願いします。

6款1項3目農業振興費の説明欄1番、農業振興事務費278万1,000円の追加は、トマト黄化葉巻病の防疫対策として、啓蒙用リーフレットの作成や診断薬の購入を行うとともに、生産者に対して防虫ネットの購入費を補助するものでございます。

説明欄2番の農業活性化推進事業300万円の追加は、歳入で申し上げました農業費寄附金について、担い手育成総合支援協議会が行う事業への補助金として計上するものでございます。

説明欄3番の経営構造対策事業203万円の追加は、これも歳入で申し上げました万力 期地区のライスセンター建設に係る補助金でございます。

次は、22ページをお開きください。

7款1項3目観光費の長熊スポーツ公園整備事業724万5,000円の追加は、公園整備のための設計を行うものでございます。

その下のページになりますけれども、8款3項4目公園費の下宿ふれあい公園整備事業

898万8,000円の追加は、三川地先へ新しく公園を整備するための測量と設計を行うものでございます。

それでは、また最後に少し飛びまして、28ページから31ページになりますけれども、ここは給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 横山秀喜 登壇）

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 議案第2号、平成19年度旭市介護保険事業特別会計補正予算、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正額は、第1条にありますように、歳入歳出予算にそれぞれ1億1,772万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億4,564万7,000円とするものです。

この補正予算は、平成18年度の決算が確定したことにより、その歳入歳出差引額である1億2,415万7,000円を繰越金として処理し、それを財源に、保険給付費に係る国、県等の支出金を精算し、残りを基金に積み立てるものです。

それでは、7ページをお開きください。

歳入になります。

7款繰越金は1億1,772万7,000円を追加し、平成18年度の決算確定額である1億2,415万7,000円にするものです。

次は、8ページになります。

歳出です。

4款基金積立金、1項1目介護保険給付費準備基金積立金は5,347万5,000円を追加するもので、このことにより19年度末の基金保有見込額は3億31万円となります。

6款諸支出金、1項2目償還金は6,425万2,000円を追加し、平成18年度決算の保険給付費に係る精算による返還金を計上するものです。内訳は説明欄のとおりですが、いずれもルール分によるものです。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第3号について、下水道課長、登壇してください。

(下水道課長 中野博之 登壇)

- 下水道課長(中野博之) 議案第3号、平成19年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、補足説明申し上げます。

今回の補正は、人事異動及び千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定の影響額について、職員人件費の補正を行うものであります。

補正予算書の4ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は、一般事務関係職員給与費であります。説明欄1の一般事務関係職員給与費は219万2,000円の増額となります。内訳といたしましては、給料117万3,000円、職員手当等34万9,000円、共済費41万3,000円、負担金補助及び交付金25万7,000円であります。

2款事業費、1項1目維持管理費の施設維持管理関係職員給与費は79万2,000円の減額となります。内訳は、給料67万4,000円、職員手当等2万3,000円、共済費9万5,000円であります。

給与全体で140万円の増額となります。

5ページをご覧ください。

4款予備費、1項1目予備費は140万円の減額をするものであります。

なお、予算総額の変更はありません。

6ページをお開きください。

給与費明細書となります。(1)総括表は給与費140万円の増額のうち、負担金補助及び交付金の25万7,000円を除いた114万3,000円について記載されているものです。

7ページ、8ページは、給料、手当等の明細及び級別職員数となっております。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

- 議長(嶋田茂樹) 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第4号、議案第5号、議案第8号について、都市整備課長、登壇してください。

(都市整備課長 島田和幸 登壇)

- 都市整備課長(島田和幸) それでは、議案第4号、議案第5号及び議案第8号について、補足説明を申し上げます。

最初に、議案第4号、旭市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定についてでございます。

都市計画に定める地区計画等の案の作成に際しましては、その案にかかわる区域内の土地所有者等利害関係を有する者の意見の反映を義務付けており、意見を求めるための原案の提示方法と意見の提出方法は、都市計画法の規定により、市町村の条例で定めることとなっております。本案は、そうした地区計画等の案の作成手続につきまして具体的に定めるものでございます。

それでは、条文の内容についてご説明をいたします。

第1条は、都市計画法の規定によりまして、地区計画等の案の作成手続を定める旨の規定でございます。

第2条は、地区計画等の原案についての提示方法を規定するものでございます。

第3条は、必要に応じて説明会等の措置を求める旨を規定するものでございます。

第4条は、地区計画等の原案に対する意見の提出方法についての規定でございます。

第5条は、必要な事項を別に定める旨の委任規定でございます。

附則は、本条例の施行日を規定するものでございます。

次に、議案第5号、あさひパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、あさひパークゴルフ場の使用及び管理について必要な事項を条例に定めるものでございます。

それでは、条文の内容についてご説明をいたします。

第1条は、地方自治法の規定により公の施設を設置する趣旨の規定でございます。

第2条は、施設の名称及び位置を定める規定でございます。

第3条から第7条までは、使用に関する規定であり、使用の許可や使用料について定めたものでございます。

第8条から第11条までは、管理に関する規定であり、指定管理者に管理を行わせる場合について、その範囲や基準を定めたものでございます。

第12条は、必要な事項を別に定める旨の委任規定でございます。

附則第1項は、本条例の施行日を規定するものでございます。

附則第2項は、準備行為についての規定でございます。

附則第3項は、第6条の規定に関して、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正するための規定であり、別表第1その1にパークゴルフ場の使用料を加えるものでございます。

次に、議案第 8 号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

現在、中谷里浜地先に建設しているあさひパークゴルフ場と隣接するあさひ健康福祉センター及び生活環境保全林の一部を含め、3.6ヘクタールを市立公園とするため、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容については、第 3 条で規定する名称及び位置について、別表 2 都市公園以外の公園にあさひ健康パークを加えるものでございます。

附則は、本条例の施行日を規定するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 都市整備課長の補足説明は終わりました。

議案第 6 号、議案第 9 号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 高埜英俊 登壇）

○総務課長（高埜英俊） 議案第 6 号及び議案第 9 号について、補足説明をいたします。

議案第 6 号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づいて、所要の改正を行うものであります。

今回は、19年度と20年度の改正を一つの条例で行うために、条例を条立ての構成といたしまして、第 1 条で平成19年度の改正を、第 2 条で平成20年度の改正をするものでございます。

まず、第11条でございますが、条例第10条第 3 項の改正は扶養手当の額の改正でありまして、子ども等の扶養手当を6,000円から6,500円とするものです。

なお、子ども等の扶養手当はこれまで、職員に配偶者があるとき、その配偶者を職員の扶養親族とする場合としない場合で 1 人目の手当の額が異なっていましたが、今回の改正によって、6,500円に統一されることとなります。これに伴いまして、第11条第 3 項の改正は所要の文言修正をするものでございます。

次に、第27条第 2 項の改正は、平成19年12月期の勤勉手当の支給率を「100分の72.5」から「100分の77.5」に引き上げるものでございます。これにより、期末手当と勤勉手当の合計は、年間で100分の445か月から100分の450か月となります。

また、別表の改正は、国と同様に給料表を改正するものです。初任給を中心に若年層に限定した改正を行うものでありまして、全体の平均改定率は0.1%の増となります。

第 2 条ですが、第27条第 2 項の改正は、平成20年度以降の勤勉手当について、6 月期、12

月期、ともに100分の75に改めるものでございます。

次に、附則について説明いたします。

第1項は、施行期日を定めるものでありまして、19年度の改正規定である第1条は、公布の日から施行し、20年度の改正規定である第2条は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、19年度の改正である第1条のうち、扶養手当及び給料表の改正については、平成19年4月1日に遡及して適用し、勤勉手当については、その基準日である12月1日に遡及して適用するものでございます。

第3項は、既に支給されました給与を改正後の給与の内払いとみなす規定でありまして、これにより、改正後の規定によって遡及して計算した額と、既に支給された額の差額を後日支給することとなります。

続いて、議案第9号でございます。

議案第9号は、旭市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

第4条の現地災害対策本部は、災害対策基本法第23条第5項の規定に基づきまして、市町村が定める地域防災計画の定めるところによりまして、災害地にあつて、災害対策本部の事務の一部を行う組織として置くことができるものであります。

合併後は、この現地災害対策本部を支所に置くこととして運用してまいりました。本市では、平成17年度から合併後初めての旭市地域防災計画を策定してまいりましたが、このほど県との協議がすべて終了し、地域防災計画が定まりました。この計画においては、現地災害対策本部を置くこととしてはおらず、支所に置く地区災害対策室での対応となります。

これにより、条例の規定が不要となるため、第4条を削除するものであります。

以上で、議案第6号及び議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第7号について、生涯学習課長、登壇してください。

（生涯学習課長 花香寛源 登壇）

○生涯学習課長（花香寛源） 議案第7号について補足説明をいたします。

議案第7号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、別表第1の改正は、合併以来懸案となっていました旭市社会体育施設の使用料について見直しを行うもので、現在の社会体育施設の使用料は合併前の旧市町の料金体系となっておりまして、地域住民に対する不公平感をなくすため、所要の改正を行うものであ

ります。

改正の内容ですが、市内社会体育施設が16施設と多岐にわたりますので、要旨のみ説明させていただきます。

1点目として、全施設について区分体系並びに単位の見直しを行い、料金の区分を一般と高校生以下に統一し、利用時間の単位を1時間単位としました。また、野球場の照明料の区分で、現行では2分の1点灯、3分の2点灯、全点灯の規定がありましたが、現状では2分の1点灯及び3分の2点灯はやっておらず、利用者の安全性を考え、全点灯のみに統一しました。

2点目として、料金の設定にあたっては、設置年度、施設の規模、設備の状況等を勘案し、格差が生じないようにしました。

なお、市外料金については、現状どおり5割増しとさせていただきました。

3点目として、旭地区の体育施設については、毎年、体育月間である10月のみ使用料無料、市外については市内料金としていましたが、これは、平成9年度に総合体育館が建設され、その利用促進を図るため設けた制度でありまして、建設後10年を経過し、利用者も定着していることから、所期の目的を達成したものと考え、廃止することといたしました。

以上が主な改正内容でございますが、今回の改正にあたりましては、社会教育関係団体並びに学識経験者等で構成される旭市社会教育委員会議にはかり、ご理解をいただいているものでございます。

以上で、議案第7号について補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 生涯学習課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、消防長、登壇してください。

（消防長 佐藤眞一 登壇）

○消防長（佐藤眞一） 議案第10号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をいたします。

火災予防条例第29条の3第2号中の避難階の規定について、建築基準法施行令の改正によりまして、建築基準法施行令引用条文、「第13条の3第1号」を「第13条第1号」に改めるものでございます。

また、危険物の規制に関する政令の改正により、第31条の2第1項第1号、第31条の3第2項第2号及び第31条の3の2第3号中の、製造所等に設けることとされます「ためます」を「貯留設備」に改めるものでございます。

なお、施行日については公布の日とするものです。

以上で、補足説明を終わります。

- 議長（嶋田茂樹） 消防長の補足説明は終わりました。

議案第11号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 米本壽一 登壇）

- 建設課長（米本壽一） 議案第11号、市道路線の認定、廃止及び変更について、補足説明を申し上げます。

新規に認定する01 - 032号線は、旭中央病院アクセス道「南北線」であり、認定路線調書及び市道認定位置図のとおり、起点と終点を明らかにするものです。

具体的には、旭中央病院ヘリポート北側を起点とし、東総広域農道を終点とする3,208メートルです。

廃止及び変更については、01 - 032号線の新規認定に伴い、重複する現在の認定路線のうち、すべてが重複する5 - 0170号線、3 - 0058号線、4119号線については廃止を、一部重複する5 - 0029号線、3 - 0154号線については変更するものです。

以上で、議案第11号、市道路線の認定、廃止及び変更について、補足説明を終わります。

- 議長（嶋田茂樹） 建設課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、秘書広報課長、登壇してください。

（秘書広報課長 加瀬寿一 登壇）

- 秘書広報課長（加瀬寿一） 議案第12号について補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

本市には現在、人権擁護委員が10名おりますが、このうち1名が平成20年3月31日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものでございます。

推薦したい方は、旭市萩園1192番地5にお住まいの宮内昭治氏、昭和12年8月29日生まれの方であります。

宮内さんは、平成17年から人権擁護委員として積極的に活動されており、温厚、誠実な人柄で、地域における信望も厚く、委員として適任の方でございますので、引き続きお願いするものであります。

なお、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当す

る事項はございません。

委員の任期は、３年間でございます。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 秘書広報課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

-----

○議長（嶋田茂樹） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は7日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前１１時１０分

## 平成19年旭市議会第4回定例会会議録

### 議 事 日 程 （第2号）

平成19年12月7日（金曜日）午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

第 3 常任委員会陳情付託

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第12号直接審議（先議）

日程第 2 常任委員会議案付託

日程第 3 常任委員会陳情付託

---

出席議員（24名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 伊 藤 保   | 2番  | 島 田 和 雄 |
| 3番  | 平 野 忠 作 | 4番  | 伊 藤 房 代 |
| 5番  | 林 七 巳   | 6番  | 向 後 悦 世 |
| 7番  | 景 山 岩三郎 | 8番  | 滑 川 公 英 |
| 9番  | 嶋 田 哲 純 | 10番 | 柴 田 徹 也 |
| 11番 | 木 内 欽 市 | 12番 | 佐久間 茂 樹 |
| 13番 | 日 下 昭 治 | 14番 | 平 野 浩   |
| 15番 | 林 俊 介   | 16番 | 明 智 忠 直 |
| 17番 | 林 一 雄   | 18番 | 高 木 武 雄 |
| 19番 | 嶋 田 茂 樹 | 20番 | 向 後 和 夫 |
| 21番 | 高 橋 利 彦 | 22番 | 林 正一郎   |
| 24番 | 神 子 功   | 26番 | 林 一 哉   |

---

欠席議員（1名）

説明のため出席した者

|                    |         |                      |         |
|--------------------|---------|----------------------|---------|
| 市 長                | 伊 藤 忠 良 | 副 市 長                | 鈴 木 正 美 |
| 教 育 長              | 米 本 弥榮子 | 病院事務部長               | 伊 藤 敬 典 |
| 総 務 課 長            | 高 埜 英 俊 | 秘書広報課長               | 加 瀬 寿 一 |
| 企 画 課 長            | 加 瀬 正 彦 | 財 政 課 長              | 平 野 哲 也 |
| 税 務 課 長            | 野 口 徳 和 | 市 民 課 長              | 木 内 國 利 |
| 環 境 課 長            | 平 野 修 司 | 保険年金課長               | 増 田 富 雄 |
| 健康管理課長             | 小長谷 博   | 社会福祉課長               | 在 田 豊   |
| 高 齢 者<br>福 祉 課 長   | 横 山 秀 喜 | 商工観光課長               | 神 原 房 雄 |
| 農 水 産 課 長          | 堀 江 隆 夫 | 建 設 課 長              | 米 本 壽 一 |
| 都市整備課長             | 島 田 和 幸 | 下 水 道 課 長            | 中 野 博 之 |
| 会 計 管 理 者          | 木 内 孫兵衛 | 消 防 長                | 佐 藤 眞 一 |
| 水 道 課 長            | 堀 川 茂 博 | 庶 務 課 長              | 浪 川 敏 夫 |
| 学校教育課長             | 及 川 博   | 生涯学習課長               | 花 香 寛 源 |
| 監 査 委 員<br>事 務 局 長 | 林 久 男   | 農 業 委 員 会<br>事 務 局 長 | 小 田 雄 治 |
| 飯岡荘支配人             | 野 口 國 男 | 病院經理課長               | 鈴 木 清 武 |
| 病 院<br>再 整 備 室 長   | 鎬 木 友 孝 |                      |         |

事務局職員出席者

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 宮 本 英 一 | 事 務 局 次 長 | 石 毛 健 一 |
|---------|---------|-----------|---------|

開議 午前 10 時 0 分

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

-----

#### 日程第 1 議案質疑

○議長（嶋田茂樹） 日程第 1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第 1 号から議案第12号までの12議案を順次議題といたします。

議案第 1 号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○ 24 番（神子 功） 議案第 1 号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決について、大きく 5 点ほどご質疑申し上げたいと思います。

まず、第 1 点目ですが、今回の第 2 号の補正につきましては、人事院勧告あるいは人事委員会に基づいての給与費の関係が中心だというふうに判断しております。そこで、当初組まれておりました職員の増減が、調べてみますと、若干の増減がございました。これにつきまして、当初予算と、現在、補正で組まれておりますそれぞれ給与費関係の職員の増減について、その理由についてお伺いをしたいと思うのが 1 点目であります。この増減につきましては、1 名ないし 2 名の減員、1 名ないし 2 名の増員といったことがありまして、トータルは 4 名の減員ということになりますけれども、その内容についてお伺いをするものでございます。

2 点目につきましては、コミュニティバスの運行事業の内容でございます。ページは11ページ、本会議で説明がございましたが、内容的には平成20年度、ルートの再編によってテーブルの変更をするという内容とか、あるいは停留所の標識の購入等の予算が組まれているわけでございますけれども、経過については検討委員会等で検討された内容というふうに説明が

ございましたが、それでは、ルートはどのような変更がなされるものなのか、お示しをいただきたいと思います。また、ルートの変更につきましては、当然、市民の方々に周知をしなければいけないことが出てくるわけでありますので、周知については、いつごろ、どのような形で周知をしようと考えているのか、この点、お伺いをいたしたいと思います。

次に、3点目ですが、農業関係でございます。ページは20ページから21ページにかけて、若干お伺いをいたします。これから質疑する内容については、本会議でも説明がございました。また、自分の所管でございますので、大枠についてご質疑申し上げます。

まず、その1であります。20ページの農業振興費の農業振興事務費の関係で、19節の負担金補助及び交付金、生産育成事業の補助金が239万8,000円補正されております。これについては黄化葉巻病の防疫対策ということで伺っておりますけれども、これはいつごろ発生して、どのような被害があって、この情報については、早く察知したことによって防げたものかどうか、また、どのぐらいの被害があって今回補正になったのか、この辺につきましてお伺いしたいと思います。

次に、農業活性化推進事業の関係については、寄附金をこの事業に充てるということですが、もう少し詳しくお願いをいたしたいと思います。

経営構造対策事業については、万力 期ライスセンター関係というふうに説明がありましたが、これは県の補助金によります新規事業というふうに伺っております。対象となる団体あるいは人数、そして、どういう経過でこの事業が進められていくものかお伺いをしたいと思います。

農業関係の最後ですが、21ページの畜産振興費の堆肥利用促進集団育成支援事業でございます。これも県の補助によって新規事業ということでご説明をいただきました。これもやはり団体あるいは対象者、どういう経過で事業が進められるものかお伺いをいたしたいと思います。

次に、22ページでございます。観光費のうち、長熊スポーツ公園整備事業についてお伺いをいたします。この長熊スポーツ公園整備事業につきましては、当初予算で250万円、委託事業として施設の関係の調査を行うということで予算組みされておまして、今回、補正として設計業務委託料724万5,000円ということで補正予算が計上されております。施設の調査については、どのようなことをされてきたのか。委員会の説明によりますと、釣り堀内の汚泥の堆積、護岸の関係、浮き桟橋の老朽化ということで施設の関係の調査を行っていくという話が問題としてあったものですから、それをやるという説明があったというふうに思っ

おります。その後の設計業務ということになるかと思いますが、この設計業務というものは、どういうことを委託するのか。また、今後、長熊スポーツ公園の整備事業としてはどのように整備をしていくお考えなのか、併せてお伺いをしたいと思います。

最後になりますが、23ページ、公園費の下宿ふれあい公園整備事業でございますが、これも新規ということでご説明がありましたが、この下宿ふれあい公園整備事業につきましては、設計業務並びに測量業務の委託料ということで898万8,000円の補正がされるようであります。この公園事業につきましては、なぜ補正を組むような状況があったのか。これについては基本設計ということで、前期の5年間で整備を行っていくということで記載はされておりますけれども、その内容について、どのようなお考えで整備しようということで補正で組まれてきたのか。また、これについては面積的にどのような状況にあるのか。また、整備の内容については、どのような整備をお考えになっているのかお示しをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、人件費に関係してお答えいたします。

当初予算における職員数と今回お示しいたしました補正予算の職員数の増減の理由というお尋ねがございました。

当初予算における職員数でございますけれども、前年の予算編成時、財政ヒアリングが11月から12月にかけて行われますので、11月現在の職員数にその時点で想定できた次年度の増減見込みを考慮して計上しております。

それで、補正予算の職員数でございますけれども、これは本年度4月当初における実際の配置職員数でございます。今現在の職員数ということになるわけでございますけれども、年度途中で中途採用があれば増えるということもございまして、今はそういうことがありませんので、4月の職員数ということになるわけでございます。

全体の職員数でご指摘のように4名の減ということでございますけれども、その理由は、予算の編成後でございますが、採用通知を出した方の、その後での辞退ということもございました。それから、退職の申し出というものもございました。退職の申し出というのは、年度間で何名かある場合がございます。そのような事情がございまして、4名の減というふうになっております。

それでは、補正予算でございますので、その状況を簡潔に申し上げてみたいと思います。

まず、3 款の民生費でございますけれども、これは当初の198人から199人になっております。補正予算書の方は事業別になっておりますので、数字は載っておりません。款別でございます。当初が198人から199人になりました。増減はプラス1でございます。ほかの部分では、特に平成18年度からは定員適正化計画を実施しておりまして、職員の削減を図っておりますので、全体的には減少傾向ということで減っておりますけれども、この部分につきましては、地域包括支援センターが4月から始まりましたので、その保健師分として1名増員ということになっております。それから、5 款の労働費は1人減、それから6 款の農林水産業費は3人の減、7 款の商工費が1人の減、一般会計の合計で4人の減というふうになっております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、11ページのコミュニティバスの運行事業につきましてご説明申し上げます。

まず、基本的な考え方、ルートなんですけれども、これは9月の総務常任委員会でもご説明申し上げまして、その後、再度、検討委員会にかけたというものでございます。

それで、ルートということでございましたので、簡単にご説明申し上げます。

まず、旭地区でございますけれども、現在の運行ルートそのままを踏襲いたします。これは平成17年、18年に比べまして乗車実績が伸びておりますので、もうしばらく見きわめる必要があるのかなというふうに説明してございます。

それと飯岡地区なんですけれども、少し過大、本数が多いのではないかとご指摘がございまして、実際に便によりまして乗っている数を把握いたしましたところ、確かに少ない便が何便かある。その便につきましては、2便なんですけれども、これを減していくことといたしました。ルートについては、大きく変わりません。

それと、朝なんですけれども、駅から旭中央病院へ行くバスなんですけれども、これが同じ時刻に一部走っているところがある、重複しているということで、それは1台で適応ができるのではないかとご指摘ということで、それはうまく時刻を調整いたしました。ですので、ルートについては同じでございます。

それと海上地区なんですけれども、海上地区につきましては病院へのバスということで、旧干潟の萬歳農協のところから海上の根方をずっと走りまして旭中央病院まで行っていました。これが東庄地区を一部走るとご指摘ということで、よその町を走ることがどうなのかということ

で、そこの走る分を台地に回したらどうだろうという考え方が示されまして、旭中央病院を出発いたしまして、海上の地区だけ、台地から従来の根方の県道を走って戻ってくる。それと、ＪＡの萬歳支所まで旭中央病院から回送便が出ていました。この回送便についても、当然費用がかかるということで、その分の費用で台地を回る分が賄えるのかなということでございましたので、そういうルート設定をいたしました。

それと、干潟地区なんですけれども、ここにつきましては、香取市との共同運行の廃止ということがございました。その便、旭中央病院まで行く便が栗源から出ておりましたので、それからＪＡの萬歳支所から出発していた海上経由の便がなくなるということで、そこを全部拾うような形で、集落の張りついているところ、いわゆる萬歳から中和、古城、その辺を全部拾って、干潟駅と旭中央病院をうまく結ぶ、そういったルート設定をさせていただきます。

ただ、干潟地区につきましては、あくまでも乗車の実績が、初めてのルート設定ということで見込めるかどうか難しいところがございます。ですので、検討委員会の中では、あくまでも試行運行をしてみたらどうだということで、これについては国庫補助申請をして、うまく財源調整しながら試行してみたらどうだということでご理解をいただいたところでございます。それに基づきまして、今回、補正をさせていただいて、これから新年度の予算の協議をさせていただく、そのような形になっております。

それから、周知についてですけれども、当然、干潟、海上地区につきましては大幅に変わるということで、ここにつきましては予算の成立をにらみながら、広報、それから世帯全員への時刻表の配布とか、そういう形で周知を図っていきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、農業関係につきましての４点のご質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

１点目の黄化葉巻病対策の関係でございます。これにつきましては、国内で２年くらい前に病気が発生というようなことでいろいろ報道されておりました。その間、県の農林振興センターあるいはＪＡ等と、管内にこういうものが入ってきてはいけないということで、いろんな農業者への指導等は徹底をしておりました。ただ、２年くらい前からやりまして、農業者の中に危機感がなかった。そんな地域もあったということで、本年３月に越冬栽培で初めて市内でこの病気が確認をされております。

ただ、地域によりまして、特に飯岡地区のトマトの栽培農業者につきましては、県からの

いろんな指導に基づきまして、0.4ミリの防虫ネット等を農家の方が積極的に対応されまして、比較的この管内では、今、発病が少ないということで確認をされております。

ただ、管内、約132町歩のトマトが栽培されているといわれているわけですが、県の振興センターの確認によりますと、ほとんどの農家が病気が入っていると。中にはもう5割以上、あるいはトマトをやめてキュウリに移行したという農家があるということで、ほとんどというようなことで我々は、今、確認をしております。

今後、こういうものにつきましては、農業者への指導はもちろん、本事業の中で家庭菜園の農家の方にもご協力をいただいて、市内全域でこれを撲滅をしようというようなことで、今回、予算計上させていただいたものでございます。

それと、農業の活性化事業につきましては、市内の農業者の方からの篤志寄附、農業振興へという寄附金の目的に沿いまして、担い手育成支援協議会の中で、担い手農家へのいろんな研修会あるいは講演会等を実施をしたいということで考えています。特に、その中では郷土の偉人であります大原幽学先生に学ぶいろんなことも必要かなということで、担い手育成支援協議会が主体となりまして、本予算を使いまして大原幽学先生の功績に対しましての部分で、農家へのいろんな研修会を開催してみたいと考えております。

それと経営構造対策事業でございますけれども、これにつきましては万力 期地区の中で2団体、平成20年以降、ライスセンターをつくりたいということで、国の指導に基づいてやっております。今回は県の指導に基づきまして、事業の前に実施設計あるいは土質の調査をしたい。具体的には、新発田の地区と三軒家の地区、それぞれ2地区予定をしております。新発田地区につきましては10戸、三軒家につきましては5戸の農家が参加予定で現在進んでおります。

それと、堆肥の利用促進集団育成事業の支援事業であります。これにつきましては、家畜排泄物法が平成16年11月1日に完全施行されております。そういった中で堆肥化の施設が急速に進む一方、堆肥の利用促進が地域の課題となっている。そんなことで、県の補助事業を活用しまして、堆肥を散布をする作業機械を導入するものであります。足川の機械利用組合組合員12名で本事業につきまして取り組みをしまして、県の2分の1の補助事業を活用させていただくということで考えております。

以上であります。

○議長（嶋田茂樹） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、長熊スポーツ公園の整備事業について、何点かお答

えいたします。

初めに、当初予算で組みました250万円の基本調査の内容についてということでございますが、主なものを申し上げますと、全体の現状の把握ということの中で、掘削をするわけですが、それが可能かどうかというようなボーリング調査、それから浮き桟橋の部分、フェンス等の構造の検討、それから一番大きな問題として、発生土を利用する方向での工法についてでございます。これが当初予算の基本調査の主な内容でございます。

続いて、22ページになりますが、今回、設計業務を補正でお願いしてございます。長熊スポーツ公園の整備につきましては、平成18年、19年度と地元関係団体、利用団体と協議・検討を重ねてきております。ある程度調整も整ったということの中で、また、地元からの強い要望もあることから、来年度に工事を実施するための実施設計を今回お願いするものでございます。実施設計につきましては、当然、来年工事を実施するための実施設計ということで、工事の計画図、設計書等の作成を行うということでございます。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 下宿ふれあい公園でございますけれども、議員よくご存じのとおり、この事業は新市建設計画、総合計画の中の5か年の前期計画の中に載っております。ちょっと早くなったんですが、現在行っていますあさひ健康パーク整備は本年度で完了いたします。それから、市内の公園整備の均等を図るために、前倒して整備の計画をいたしました。

補正なんですけれども、この整備に当たりましては、有利な補助金を活用するためには、年度当初に早く手を挙げなければならないと考えております。それで平成20年度に千葉県の事業認可を取得しまして事業をスタートする予定でございますけれども、補助金を申請しました事業はスタートできないでは困りますので、今年度、この議会で補正をさせていただきまして、申請に必要な事業区域の測量と設計等の策定をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

この計画の内容でございますけれども、整備内容は面積は確定ではございませんけれども、約9,500平米でございます。施設としましては、主な施設でございますけれども、多目的広場、芝生広場、トイレ、駐車場、そういったものでございます。平成20年度、21年度、2か年で整備を行っていききたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○ 24番（神子 功） それでは、再質疑させていただきます。

順を追って、了解したところについては質疑をいたしませんけれども、多くが所管の内容でございますので、詳しいことについては、また所管の方でご質疑を申し上げたいと思います。

そこで、まず1点目の総務関係でございますが、そうしますと、4月に当初で組んだ内容については実際に配置をした内容で、その中で途中採用はないけれども、内容的に採用を辞退したとか退職の申し出、これらによって若干変わってきたということですが、そうしますと、1名から2名、それからプラス、1名から2名の減員ということについては、業務的に支障があるような内容ではないという判断でよろしいかどうかの確認が一つと、それから、今回、補正の内容をずっと見てきたんですが、額的にはかなり増減しているものもありますけれども、その中で特に一つだけ費用が漏れているというふうに判断できるか分かりませんが、図書館費の給与費が、ずっと見てきたんですが、どこにも見当たらないわけです。これについては、例えば民生費の社会福祉総務費の関係する給与費については、22名から21名の1名の減員ですけれども、99万7,000円という増額になっている内容を考えますと、図書館費については、では、どの辺の増減があったのかなと。足していきますと2名が足りないわけなものですから、恐らく2名ではないかというふうに判断はいたしますが、その点、今後、補正にももしも変更があるとすれば、補正に今後出てくるのかどうか。今回のっていなかったことについては、どういう内容なのか、その点お示しをいただきたいと思いますし、さらに、今回、給与費の改定ということがありましたので、今後、3月の補正では給与費関係については補正が大幅に減る、あるいは増えるということはないというふうに判断しているんですけれども、その点はいかななものか、その辺の確認をさせていただきたいと思います。

給与関係は以上でございます。

コミュニティバスの関係につきましては、概略分かりました。いずれにしても、市民の方々が有効的に使っていただきたいということになると思いますので、この辺は周知がはっきりできるようにしなければいけないということを十分に検討していただいて、その対応をお願いしたいと思います。

農業関係につきましては、所管ですから、これはまた詳しく所管でお伺いいたします。

下宿ふれあい公園整備事業について、所管でありますので、もうちょっと質疑をしたいと思っています。

今、内容的にお伺いさせてもらいましたけれども、これは決論的には、来年度に向けて、なるべく早目に県の事業認可を受けて、それで効率的な整備をしていきたいということだと思います。私も手元に持っておりますけれども、基本計画の中には確かに載っております。そうしますと、公園整備に当たりましては、現在、市民一人当たりの公園面積というものは7.2平米というふうになっておりますが、5年では目標が9.0平米ということになります。この下宿ふれあい公園整備事業を完了した場合には、7.2平米から、どの辺のところに目標が近づくのか。この辺、検討していれば、お願いをしたいと思いますし、また、これらを含めて平成19年あるいは20年の計画も含めて、この目標についてはどの辺の目標までいくのか。あるいは、さらに5年の計画ということで、詳しく公園整備は聞いておりませんが、9.0平米に予定をしている内容というのは、どういう事業が今後組まれるものか、お分かりであれば、お示しをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、私の方から人件費関係、三つご質問があったと思いますが、まず1点目は、予算組みから人員配置でトータルで4名減ということで、業務において影響が出ていないかというご質問でございますけれども、影響は出ておりません。大丈夫でございます。

それから、2点目でございますけれども、今回の人件費の補正の中で図書館費が補正してございません。その理由でございますけれど、図書館費、補正いたしますと補正予算書の26ページに載るわけでございますけれども、これは人数的には2人で変わっておりません。人事院勧告による影響額を含めました場合でも、今後の支出見込額が現計予算の枠内で納まるという見込みでございますので、今回は補正を行っておりません。具体的に申し上げますと、影響額としては4万円程度というふうに見ております。ですから、大丈夫だということでございます。

それで、人件費でございますけれども、いろんな手当関係がございます、例えば扶養手当なども年度の中で増減いたします。それと時間外手当、これが最も大きく動くものなんですけれども、業務の状況によってはかなり増減いたしますので、予算組みにおきましては常に若干の余裕を持っておりますので、その中で賄えるというふうに考えております。

今回の補正でございますが、下水道会計におきましては補正があります。これは人数が変

わったわけではございませんで、人が入れ替わったことにより、たまたま足りなくなったもので補正するんですけれども、その他の特別会計、国民健康保険、介護保険、農業集落排水、水道、国民宿舎につきましても、今回の人事院勧告に対応いたしましても当初の枠内で納まるという見込みですから、補正を行っていない状況でございます。

したがいまして、３点目ですけれども、３月補正で人件費の補正はないだろうねということなんですが、３月補正では増額補正はもう間に合いませんので、それはありません。それから、先ほど申し上げましたように、若干余裕を持っておりますので、最終的には余るのだと思いますけれども、今のところ、減額も考えておりません。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） それでは、公園整備についてお答えをさせていただきます。

先ほど議員おっしゃられました一人当たり7.2平米ということでございますけれども、下宿ふれあい公園が整備されますと、当然、これよりは若干、数値は7.幾つかに上がるかと思っております。

今後の目標でございますけれど、これは都市計画法で市民一人当たり10平米というのが目標になってございます。私どもは、当然、この一人当たり10平米に向かって努力していきたいと考えております。

これからの公園整備は、旧干潟町、旧海上町から引き継いだ公園の整備計画がかなりございます。これらは、平成22年度をめぐりに都市計画の変更を予定してございます。それらを見きわめて、都市計画の変更後に有利な補助金等を利用しまして、順次、財政状況等を見ながら計画的に整備していきたいと考えてございます。

それで、公園面積、この7.2平米には供用されていない部分はまだ入ってございませんで、例えば文化の杜公園とか、これから整備しますとかなりの面積がこれに加わってくるものでございますので、数値としてはかなり目標の数値に近づくかなと思っております。

以上でございます。

（「分かりました」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

- 24番(神子 功) 議案第4号、旭市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について、1点だけお伺いをいたしたいと思います。

今回、この旭市地区計画等の案の作成手続に関する条例が出てきておりますけれども、内容的には都市計画法の第16条第2項の規定によって、地区計画等の案の作成手続に関して必要な事項を定めるということになっております。この地区計画等の案というのは、都市再開発法ということになると思います。この第2条、第3条、第4条、委任も含めて第5条ということで、これが施行された場合に、今後、どのような形で地区計画等の内容が進められるのか。現在、お考えになっている点につきまして、お示しをいただきたいと思います。

以上です。

- 議長(嶋田茂樹) 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

- 都市整備課長(島田和幸) この制度でございますけれども、昭和55年にこの地区計画制度というのは制定されてございます。どういうものかといいますと、この地区計画を利用してまちづくりをするには二つの方法がございます。これは都市計画区域内での制度でございます。例えば用途地域が敷かれているところ、用途地域といいますと、かなり面積が大きいですから、その中でスポット的に、例えば住宅街があって、そこに大きな高い建物が建てられたら困るので、地区の住民がそういうのを建てられないようにしようというのが地区計画でございます。これは規制を強化する方の地区計画なんです。逆にもう一方は緩和する制度がございます。この地区計画では、規制の緩和と規制の強化の二通りの使い方があります。先ほど申したのは規制の強化で、もう一つは規制の緩和。例えば住宅街にパチン

コ屋を建てたいという場合、その用途では建てられません。住居地域にはパチンコ屋は建てられません。でも、地区の住民が何かの理由でパチンコ屋があってもいいではないかということになれば、この地区計画の制度を利用しまして緩和をして建てることのできるのです。こういった制度なのです。要は、小さな区域を設定して、そこで住民の意見に基づいたまちづくりを行っていかうというのがこの制度でございます。

昭和55年以来、この制度はいろいろ改定されてきてまして、平成14年には地区の住民から提案ができるという制度になりました。さらに平成18年には開発事業者、開発行為を行った経験がある方も提案ができるということになりました。提案ができるというのは、この地区はこういうまちづくりがいいのではないのでしょうかという提案です。今までは提案というのはなかったのです。どちらかというと地区計画は行政主導型だったのです。それを今度は住民主導型にするということができましたので、この条例を制定させていただきました。

今後すぐにこの制度が適用されるというのは見当たりませんが、住民の方からそういう提案等ございましたら、十分検討していかなければならないと思ってございます。本当にこの制度というのは、小さな区域でよいまちづくりができるという制度でございますので、住民からの提案がございましたら、十分尊重しまして、活用していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） そうしますと、第2条に掲げてあります地区計画等の原案の提示方法ということで市長は云々となっておりますけれども、今ご説明をいただきますと、民間の方々ができるものだというふうにお話をいただきましたが、この作成手続に関する条例が施行された場合に、行政との関係というのは、第2条で掲げられていることからした場合に、どういう判断をしたらよろしいのでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 住民の提案ができるにもいろいろ条件がございます。その条件としましては、0.5ヘクタール以上の区域内に住んでいる方、またはそこに借地権があるとかいろいろな利害関係を持った方の3分の2以上の同意があつて提案できるものでございます。それから、開発事業者は、過去に0.5ヘクタール以上の開発行為を行った経験がある方が提案できます。ですから、だれでも提案できるというものではございません。そういった

条件がございます。その提案が出てきましたら、市では、それに沿って、よいかどうか判断しまして、原案をつくりまして、それを提示していくということになります。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） この法に基づく第16条では「公聴会の開催」というふうに出たててございまして、その第2項では「都市計画に定める地区計画等の案は、意見の提出方法、その他政令で定める事項について条例で定めるところにより、その案にかかわる区域内の土地の所有者、その他政令で定める利害関係者を有する者の意見を求めて作成するものとする」ということになっております。そうすると、この意見を求めてということについては、当然、今、ご説明があったように求めるわけですが、第2条、第3条の関係では、縦覧をしなければいけないという内容が第2条、第3条については説明会の開催ということで、広報紙とか説明会の開催ということになっておりますけれども、この辺との兼ね合いについてはどのように判断したらよろしいのでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） その地区の住民から提案がございまして、それを市の方で、それに基づいてまちづくりを行っていただくという原案をつくりまして、それで、今度はその地域内の方に原案を提案します。その地域内の方から3分の2で提案をいただきまして、原案をつくって提示しまして、その地域内のほとんど全員に近い賛成の同意でなければ、その案は、結局、都市計画として、よいまちづくりとしていいのではないかとすることは採用しないということになります。皆さんの提案はいただきましたけれど、その地域内の方のほぼ全員に近い賛成がなければ、この計画は実行にいくということはまずないと思います。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第4号の質疑を終わります。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第5号、あさひパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制

定について、2点ほどご質疑申し上げます。

まず、条例の中に書いてありますが、指定管理者の関係でございます。第8条に「市長はパークゴルフ場の管理運営上必要があると認めるときには、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者にパークゴルフ場の管理を行わせることができる」というふうに書いてありますが、現在、市長はどのようにお考えになっているのか。これがまず第1点です。

それから、2点目ですが、後段で出てきますけれども、今回、議案として市の公園にあさひパークという公園が設定をされます。内容的にはゴルフ場がほとんどだというふうな感があるわけですが、この公園という位置づけからいたしまして、その中の条例を見ますと、競技会とかという、そういった内容で許可をいただきたいということも盛り込んでおられます。そこで、今回、あさひパークゴルフ場の設置をするわけですが、ここには別表の中に、団体の場合には、一般、1回当たり400円とかという設定もしてあるわけですが、競技会の扱いというのは、仮にパークゴルフ場に来て、お借りしますよということも考えられると思いますけれども、あさひ健康パークという全体の公園をお借りして競技をしたいということが発生した場合に、どちらでもとれるような感じになります。仮に市の公園ということで占用したいということになった場合に、競技会という位置づけからしますと、その利用料金とか使用料についてはどのように判断をするのか、この点、検討してあれば伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、パークゴルフ場の指定管理者について、私の方からご答弁を申し上げたいと思います。

私は、パークゴルフ場は、隣にある健康福祉センターと一体化をして、市民の健康づくりの場として活用いただきたいというのがまず第一でございまして、そういった観点から考えまして、より効率よくこれを管理をしていただくには、健康福祉センターの管理をお願いしております福祉協会に指定管理者をお願いするのが、今の段階では一番いいのではないのかと考えております。両方併せた管理体制を敷いていきたい、そのように考えています。

○議長（嶋田茂樹） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 申し訳ございません。公園の中の行為ということでよろしいですよ。

(「はい」の声あり)

○都市整備課長(島田和幸) 今回、福祉センター、パークゴルフ場、一部生活環境保全林を含めまして3.6ヘクタールの面積で市立公園として位置づけをさせていただきます。実際、パークゴルフ場はその中で2.9ヘクタールでございます。そのほかが福祉センターと生活環境保全林になります。もちろん市立公園の中にパークゴルフ場は設置条例あります。市立公園条例によります公園内行為というのは、その公園内にある施設は別にして、施設以外の、例えば駐車場とか多目的広場とかといったところにおける行為の使用でございます。ですから、今度できますパークゴルフ場においては、パークゴルフ場と福祉センター以外においての駐車場とか広場においては、公園内行為による使用になるということになります。

○議長(嶋田茂樹) 神子功議員。

○24番(神子 功) 今回、条例の関係でパークゴルフ場の設置、公園の設置ということがあったものですから、将来、問題が発生したらまずいなという観点から、今、お伺いさせてもらっております。したがって、パークゴルフ場について競技会をやるということであれば、料金設定に基づく競技を行うということによろしいのか。そしてまた、公園を借りる場合に、市の公園という条例を見たときには、要は物を売るとかいろんな行為が掲げられております。それで、申請が出てきたときに判断に困ったらまずいなという点が自分としてはあったものですから、その点、今日、お伺いしたわけでありまして、その辺の問題がないようにするというのであれば、よろしいかと思いますが、その辺の見解で、市の公園ということで考えた場合に、競技もすることについて申請をということになりますと、片一方はパークゴルフ場に施設を使いたいということで使用料を払って使う、片一方は残りの部分とかを含めて公園を使わせてくださいといった場合に、どう判断するかというのが疑問に思ったものですから、その点の考え方をお聞かせいただきたかったわけです。分別がつけるように自分としては考えているんですが、その点はどのようにしたらよろしいか、今現在のお考えをお示しいただければと思います。

○議長(嶋田茂樹) 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長(島田和幸) 当然、今、議員おっしゃられましたように、それははっきり区別させていただきます。公園の中の使用料が決まった施設以外のところについて、業として行わない場合、ただ行って、そこで遊んだりする場合は、当然お金はかかりません。その中でお店を出したりする場合は業ですから、公園の使用手数料が決まっておりますので、その

お金はいただくことになります。

以上でございます。

(「分かりました」の声あり)

- 議長(嶋田茂樹) 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第5号の質疑を終わります。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

- 24番(神子 功) 議案第7号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、2点ほどお伺いいたします。

今回改正する条例の別表につきましては、改正前の内容を見ますと大学生ということがございました。これが大学生というのが記載されていたものが全部取り除かれているということと考えますと、一般の扱いをするのかなというふうには考えられるわけですが、その点はどのように判断をしたらいいのか。これがまず第1点です。

それから、全体的にそれぞれ使用料が定められました。改正する前の状況については、かなり複雑な状況だということは現在の例規集の中では分かります。そこで、担当課長の方からは、4点ぐらいの中でどのように検討してきたかということで説明があったわけですが、その中で料金を決めた根拠といたしますか、考えられることは他市町村の使用料を参考にしたとか、最終的には社会関係の委員会を持って、それに諮ったということで結ばれておりますけれども、この料金を決めた経過について、細々したことは申し上げませんが、統一を図った根拠というのはこういったことなのかについてお示しをいただきたいと思います。

- 議長(嶋田茂樹) 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

- 生涯学習課長(花香寛源) それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

まず、市内体育施設につきましては、合併後は、市民が利用する場合、すべて市内料金に

なったこともありまして、旧市町の枠を超えて、さまざまな施設を利用されるようになっております。そういう観点から、各施設間において格差を生じないよう、不公平感をなくすためにも見直しが必要と考えまして行うものでありまして、まず、ご質問の大学生の関係でございますけれども、これについては一般の扱いとさせていただきます。

それと、全体的な数値的な根拠でございますが、基本的には現行料金を基準に考えております。施設の状況等により、ある程度差を設け、設定させていただきました。なお、他市町等も参考にいたしました。

それで、これは各施設によって根拠といえますか、算定の方法ですけれども、まず市内5か所にあります野球場ですが、旭スポーツの森公園野球場と海上コミュニティ運動公園野球場については、比較的新しく、設備内容も整っているため、現行とほぼ同じ1時間当たり、一般を600円、高校生以下を300円とさせていただきました。

それと、飯岡と干潟の野球場については、旭スポーツの森公園野球場と海上コミュニティ運動公園野球場よりは、施設及び設備内容も若干古いことから、1時間当たり、一般を400円、高校生以下を200円とさせていただきました。

あと、もう一つ、蛇園地区にあります海上野球場ですが、これは照明設備もありません。市内野球場では最も古い施設であることから、1時間当たり、一般を300円、高校生以下を200円と設定させていただいたものです。

次に、市内に4か所あります庭球場について申し上げます。

まず、旭スポーツの森公園庭球場ですが、コートも6面あり、設備も整っていることから、市内の庭球場としては利用者が最も多くなっております。この庭球場の現行料金については、一般で申しますと1時間当たり500円でございます。ただ、干潟地区にあります県の施設である東総運動場の庭球場料金が200円となっていることから、利用者から、もう少し安くないのかとの声がありましたので、今回、一般を100円下げまして400円、高校生以下を現行と同じ100円と設定させていただきました。

その他の海上、飯岡、干潟地区にあります庭球場については、施設的には3施設とも同程度であります。旭スポーツの森公園庭球場よりは施設並びに設備も古いことから、一般を300円、高校生以下については100円としています。

次に、3か所あります体育館については、まず、旭市総合体育館につきましては、ほぼ現行どおりでございます。海上体育館につきましては、旧海上中学校の体育館でありまして、本年4月より社会体育施設として利用しているものでございますが、建築後28年経過し、施

設的にはかなり古い施設です。料金的には、現行の夜間使用料金とほぼ同じ、一般を1,300円、高校生以下を400円とさせていただきました。また、飯岡体育館につきましては、昨年、床を全面改修したところでもあります。海上体育館よりは若干新しいことから、一般を1,500円、高校生以下を500円とさせていただきました。

そのほか体育施設では、旭弓道場及びいいおかふれあいスポーツ公園にありますソフトボール場、サッカー場、多目的広場がございますが、これら施設については単独施設でありますので、調整の必要はございませんので、一般と高校生以下の区分変更と、単位を1時間単位にした変更のみで、料金については、ほぼ現行どおりでございます。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） 根拠につきましては、だいたい分かりました。

そこで、もう1点、全体的な備考欄に、使用料が1時間に満たない場合は1時間とするということになっていますのは、照明関係は、30分につき幾らという料金の設定がありますが、けれども、照明料については、これには該当しないというふうに判断できるわけですが、この使用時間が1時間に満たない場合は1時間とするということについては、どう判断したらよろしいのか、1点だけ確認いたします。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 確かにこれは全施設共通事項として備考欄に掲げてあるものですが、1時間に満たない時間は1時間とするとあります。基本的には1時間未満の使用に関しては、すべて1時間とみたいということです。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） 質疑をしたのは、例えば照明についてはこの限りでないとかというふうになっていればよく分かるのですが、照明が30分となっていますよね。そうすると、1時間に満たない場合1時間とするということになると、例えば旭スポーツの森公園の野球場については照明料が30分につき3,000円となっていますけれど、6,000円なんですかとなってしまうわけです。ですから、そういった意味で照明についてはどうなんですかという質疑をしました。ですから、照明については触れていないものですから、場合によっては、その辺は別のことではっきり分かるようにした方がいいのではないかなと思いますが、その点はいかがですか。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） その辺のところははっきりさせようと思っております。

なお、コインの30分とかあります。あと、海上地区については、2時間のカードの使用。

それらは残った場合には使用できますし、干潟のあれについては30分単位のコインですので、その辺で対応をお願いしたいと思っています。

（「議長、もう一回、いいですか」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） 今のお話を聞いていますと、照明についてはコインでやっているから、この限りでないという判断ができるわけです。ですから、そういったことがどこにもないとすれば、見た人は分からないわけですよ。せっかく条例の別表を変えるわけですから、照明についてはこうですよとどこかでうたわないと。コインですよということが分かれば、それでもうオーケーなんですね。ですから、その辺、分からなかったものですから質疑したわけで、それが分かるように何かで補うことができるとすれば、それで補ってもらいたいとは思いますが、質疑なもので、その点は委員会の方でよく委員の皆さんと話をさせていただきたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第7号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第9号、旭市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、1点だけご質疑申し上げます。

今回、改正する条例につきましては、第4条を削り、第5条を第4条とするというものでございますが、説明によりますと、新防災計画によって県の協議が終了し、そのことによって本部は置かなくてもいいというような内容の説明がございました。そこで、新防災計画ということについては、現在、どのような進捗を見ているのか。恐らく成果品になってきているものと思いますけれども、新防災計画についてどのような状況なのか、また、できているとすれば、それはどのように議員の方にもお示しいただけるのか、この辺について伺いをいたしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、旭地域防災計画についてお答えいたします。

市の地域防災計画でございますけれども、これは災害対策基本法第42条に基づきまして、市の防災会議が作成するものでございます。

その経緯でございますが、平成17年11月から地域防災計画の素案を、消防本部を主体にいたしまして作成に着手いたしました。そして、平成18年7月13日に第1回目の防災会議を開催いたしまして、素案を検討していただきました。その後でございますけれども、その検討していただきました結果を地域防災計画案といたしまして、県と事前協議を3回行っております。

なぜ県と協議するかということでございますけれども、やはり先ほど申し上げました災害対策基本法第42条に規定がございまして、都道府県の地域防災計画に抵触するものであってはならないという規定がございまして、それと、広域的な連携を図るという意味合いもございまして、県と協議を行いました。

その後、今年度に入りまして、平成19年7月4日、第2回目の防災会議を開催いたしまして、地域防災計画といたしまして一応の決定を見ております。

先ほど申し上げましたように、県との協議が必要でございますので、その後、8月から県

との本協議に入りまして、10月30日付で県から承認を受けております。その後、印刷に着手いたしました。これは12月に入ってからでございますけれども、印刷に着手いたしまして、1月中に納入予定というふうになっております。ですから、成果品ができましたら、2月ごろになると思いますけれども、議員の皆様方にもご説明する場を設けたいと思っておりますし、併せましてホームページ等で要旨の公表もしたいと考えております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

以上で、議案の質疑を終わります。

-----

追加日程 議案第12号直接審議（先議）

○議長（嶋田茂樹） おはかりいたします。議案第12号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第12号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第12号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第12号は同意することに決しました。

---

#### 日程第2 常任委員会議案付託

○議長（嶋田茂樹） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第6号、議案第9号、議案第10号の4議案であります。

文教福祉常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第2号、議案第7号の3議案であります。

建設経済常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第8号、議案第11号の6議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、18日午後5時までに審査を終了されるようお願いいたします。

---

#### 日程第3 常任委員会陳情付託

○議長（嶋田茂樹） 日程第3、常任委員会陳情付託。

本定例会に提出されました陳情は、陳情第4号から陳情第7号までの4件であります。

配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(嶋田茂樹) 配布漏れないものと認めます。

これより陳情を付託いたします。

建設経済常任委員会は、陳情第4号の1件であります。

文教福祉常任委員会は、陳情第5号、陳情第6号、陳情第7号の3件であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました陳情は、18日午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

-----

○議長(嶋田茂樹) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は、10日、定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時29分

## 平成19年旭市議会第4回定例会会議録

### 議事日程（第3号）

平成19年12月10日（月曜日）午前10時開議

#### 第1 一般質問

-----

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

追加日程第1 議案上程

追加日程第2 提案理由の説明

追加日程第3 議案の補足説明

追加日程第4 議案質疑

追加日程第5 常任委員会議案付託

-----

#### 出席議員（24名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 伊藤保   | 2番  | 島田和雄  |
| 3番  | 平野忠作  | 4番  | 伊藤房代  |
| 5番  | 林七巳   | 6番  | 向後悦世  |
| 7番  | 景山岩三郎 | 8番  | 滑川公英  |
| 9番  | 嶋田哲純  | 10番 | 柴田徹也  |
| 11番 | 木内欽市  | 12番 | 佐久間茂樹 |
| 13番 | 日下昭治  | 14番 | 平野浩   |
| 15番 | 林俊介   | 16番 | 明智忠直  |
| 17番 | 林一雄   | 18番 | 高木武雄  |
| 19番 | 嶋田茂樹  | 20番 | 向後和夫  |
| 21番 | 高橋利彦  | 22番 | 林正一郎  |
| 24番 | 神子功   | 26番 | 林一哉   |

-----

#### 欠席議員（1名）

説明のため出席した者

|               |        |              |        |
|---------------|--------|--------------|--------|
| 市長            | 伊藤 忠良  | 副市長          | 鈴木 正美  |
| 教育長           | 米本 弥栄子 | 病院事業者<br>管理  | 吉田 象二  |
| 病院事務部長        | 伊藤 敬典  | 総務課長         | 高埜 英俊  |
| 秘書広報課長        | 加瀬 寿一  | 企画課長         | 加瀬 正彦  |
| 財政課長          | 平野 哲也  | 税務課長         | 野口 徳和  |
| 市民課長          | 木内 國利  | 環境課長         | 平野 修司  |
| 保険年金課長        | 増田 富雄  | 健康管理課長       | 小長谷 博  |
| 社会福祉課長        | 在田 豊   | 高齢者<br>福祉課長  | 横山 秀喜  |
| 商工観光課長        | 神原 房雄  | 農水産課長        | 堀江 隆夫  |
| 建設課長          | 米本 壽一  | 都市整備課長       | 島田 和幸  |
| 下水道課長         | 中野 博之  | 会計管理者        | 木内 孫兵衛 |
| 消防長           | 佐藤 眞一  | 水道課長         | 堀川 茂博  |
| 庶務課長          | 浪川 敏夫  | 学校教育課長       | 及川 博   |
| 生涯学習課長        | 花香 寛源  | 監査委員<br>事務局長 | 林 久男   |
| 農業委員会<br>事務局長 | 小田 雄治  | 飯岡荘支配人       | 野口 國男  |
| 病院経理課長        | 鈴木 清武  | 病院<br>再整備室長  | 鍋木 友孝  |

事務局職員出席者

|      |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 宮本 英一 | 事務局次長 | 石毛 健一 |
|------|-------|-------|-------|

開議 午前 10 時 0 分

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

-----

#### 日程第1 一般質問

○議長（嶋田茂樹） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

一般質問は、一問一答制にて行うこととしておりますので、議事運営の能率を図る上から、発言者は質問事項をなるべく簡明に示すとともに、答弁者は質問内容を的確に把握し、明確な答弁をされるよう特にお願いいたします。

なお、質問回数につきましては、項目ごとに4回以内とし、質問時間は、質問のみ40分以内となっておりますので、念のため申し添えます。

-----

#### 木 内 欽 市

○議長（嶋田茂樹） 通告順によりまして、木内欽市議員、ご登壇願います。

（ 11 番 木内欽市 登壇 ）

○ 11 番（木内欽市） おはようございます。11番、木内欽市です。

合併して間もなく2年半が過ぎようとしております。新旭市は、県内で8番目の129.91平方キロメートルという広い面積の市になりました。この隅々まで道路や排水、公園などのインフラ整備を進めるのは大変なことだと思います。市長はじめ執行の皆様におかれましては、少ない予算の中で最大の効果を上げるべく、有利な補助金を利用しながら市政運営に当たられていることに感謝を申し上げます。

インフラ整備は行政でなければできません。私は、平成19年第4回定例会において、市民

の要望3項目、4点について質問いたします。

それでは、順次、通告に従い、質問を行います。

まず最初に、排水対策について伺います。

このような質問は、合併前から各市・町の議会でそれぞれ、また、改選後の本市議会でも同僚議員の嶋田哲純議員、伊藤保議員、伊藤房代議員、高橋利彦先輩議員など多数の議員が質問を行っております。それだけ市民の要望が強いということでもありますので、重複する点もあろうかと思いますが、私なりに角度を変えて質問いたしますので、どうかお許しをいただきたいと思います。市内の排水整備の計画について伺います。

次に、公園の整備について伺います。

公園の整備についても、今年の第1回定例会では、同僚議員の向後悦世議員が、また、日下昭治議員、多数の方々がやはり同じような質問をなされております。同じような内容で恐縮でございますが、先日のタウンミーティングでも意見が出たと思いますので、改めて1点だけ質問させていただきます。市内にある公園の今後の整備、管理などはどのように行う予定か、お伺いいたします。

質問の最後は、旭中央病院の安全対策について伺います。

この問題については、やはり昨年、日下議員が既に質問なされておりましたが、先月の8日、佐賀県で入院中の患者が対立する暴力団員に間違われて拳銃で射殺されるという痛ましい事件がありました。医療人口100万人、非常に広い範囲から患者が集まる全国有数規模の旭中央病院としても、決して他人事では済まされない問題ではないかと思うので、質問させていただきます。病院の安全対策、防犯対策、関連して犯罪の抑止力、検挙率の非常に高い防犯カメラの設置はどのようになっているのか、この2点伺います。

執行の前向きな答弁を期待して、私の第1回目の質問を終わります。

再質問については、自席で行います。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 排水未整備地区は、市内にどのくらいあり、また、その整備計画についてお答えいたします。

なお、箇所数、場所数につきましては、区長からの排水の改善要望の件数とさせていただきます。

排水整備、排水路の整備要望が38か所、道路側溝の改善が80か所、合計118か所の要望が

ございます。その整備計画でございますけれども、その要望のうち、本当に深刻だと思われるところ、例えば地域排水をポンプアップしているところ、また、大雨のたびに普通車が通行できなくなる、そんな場所を優先して整備したい、このように考えております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 公園の関係についてお答えさせていただきます。

公園の整備でございますけれども、新たな公園の整備について答弁させていただきます。

議案質疑でもございましたけれども、新たに整備する公園としましては下宿ふれあい公園です。これは旧飯岡地区の三川地先でございます。矢刺神社の周辺を下宿ふれあい公園として整備するものでございます。整備に当たりましては、千葉県収用委員会の事業認定を必要といたします。本議会の補正予算に測量と設計業務等を予算化させていただいてございます。

整備内容でございますけれども、子どもたちが安心して遊べる遊具広場、地域の交流の場となる多目的に使える広場といったものを整備しまして、子どもから大人までの広い年代での交流ができる公園として整備してまいります。また、万が一の災害時には避難場所として使えるような防災公園としても整備してまいります。

事業期間は、平成20年度、平成21年度、2年間で整備をしてまいります。

面積は、確定ではございませんけれども、約9,500平米でございます。

主な施設でございますが、多目的広場、トイレ、駐車場、遊具等でございます。

それから、公園の管理でございますけれども、私どもが所管している公園で申し上げさせていただきますと思います。私どもで都市公園とか、その他市立公園とか宅造公園がございます。全部で約50か所近く管理してございます。これは業者委託、シルバー人材センター等、臨時の作業員を雇って管理をしております。全体的な費用ですけれども、約7,000万円ほどかかります。主にかかる費用としましては、樹木の管理とか芝生の管理等でございます。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、長熊スポーツ公園の整備計画について申し上げます。

議案質疑と重なる部分はございますが、ご了解願いたいと思います。

長熊スポーツ公園につきましては、新市建設計画に基づきまして、本年度は公園施設全体、釣り堀、野球場、ゲートボール場を含めまして3万4,600平方メートルの基本調査を実施す

るとともに、地元関係団体と協議しながら具体的な整備方針を策定しているところでございます。

調査の主な内容につきましては、掘削をするためのボーリング調査、浮き桟橋、フェンス等の構造の検討、発生土を利用する工法などが主なものでございます。

今後の予定といたしましては、今回、12月補正予算に設計業務をお願いいたしまして、工事の計画図、設計書等の作成を行いまして、来年度、20年度にスポーツ公園の改修工事を実施したいと考えております。

次に、管理の状況でございます。釣堀センターにつきましては、管理人賃金として2名ですが、266万円、ヘラブナの購入として328万5,000円、これは4.5トンになります。その他として維持管理として236万7,000円、含めて831万2,000円ということになります。また、隣接する野球場、ゲートボールの管理として、草刈りや樹木の管理費用でございますが、98万5,000円。施設全体の管理費の総額につきましては、929万7,000円ということになっております。

なお、歳入として、長熊釣堀センター使用料につきましては、1,000万円を見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） それでは、病院の防犯対策、安全対策について、2問にお答え申し上げます。

まず1点目でございますけれども、病院におきましての安全対策、防犯対策は極めて重要な問題と考えております。現状の防犯対策といたしましては、一つには、ご質問がありましたけれども、防犯カメラを設置しております。また、これは2問目も関連しますけれども、先に申し上げますと、まず、防犯カメラの設置については、夜間開放しております4か所の主要な出入り口と2号館の待合ホールへ防犯カメラを設置しております。箇所としては、5か所の12台を設置してございます。

それから、二つ目に主要な入り口以外、19か所ありますけれども、その出入り口については夜間の施錠をしております。

それから、3点目に警備員2名と整備課の当直者によりまして、夜間、院内外の巡視を行っております。

それから4番目でございますが、病棟におきまして不審者を発見したときの通報手順の徹

底を図っております。これは通報がありますと、病院の防災センターから旭警察署の方に通報する。その手順の徹底を図っております。

それから、5番目といたしまして、駐車場の照明灯につきましては必要に応じて増設しております。

これらの対策を行っているところでございます。

それから、2点目の防犯カメラの設置についてであります。先ほど申し上げましたように、夜間開放しております4か所の入り口、これは玄関でありますけれども、これと2号館待合ホールには、現在、12台の防犯カメラを設置しております。

議員ご質問の趣旨は病棟への設置ということかと思えますけれども、病棟は現在ついておりません。しかし、今後、病棟への設置につきましては、必要に応じて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） それでは、再質問させていただきます。

まず最初に、排水路の整備のことでございますが、昨年の高橋議員の質問のときには29件、8.3キロと言ったのが、今回は38か所ということで、要望が多くて増えたのか、あるいはそれ以降改善をされていないのか、そのままになっているのかお聞きします。

それと、大きく分けて緊急なところ、ポンプアップしているところは、現在のところ、何か所くらいあるのか。これが道路番号で言われると分からないので、旧市・町のどのあたりかというのを具体的におっしゃっていただければ助かるのですが、よろしくお願いします。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 前回と比べまして数が増えたと。これはまさに要望が増えているということでございます。

それから、具体的に地区をということです。私は、先ほど深刻な状況があると申し上げました。この深刻な状況を各地区ごとに申し上げたいと思います。

初めに、旭地区でございますけれども、現在、これは工事を行っています椎名団地と、これから計画していくところの川向西野地区です。これは新川の西側の地区でございます。

次に、飯岡地区でございますけれども、これもやはり現在工事を行っています。銚子市の茶畑地区と隣接する道路があるんですけれども、この道路がちょっとした雨でも冠水すると

というような状況であります。それともう1か所、三川浜に丸康材木さんというのがあります。この周辺も非常に深刻な状況だということで、来年度、測量をやってみようかと思っております。

続きまして、干潟地区でございますけれども、これも現在、工事をやっております。古城駐在所の周りがやはり深刻なんです。それともう1か所、干潟中学校の周りもまた問題のところですよ。県道旭小見川線から干潟中学校にかけてが問題のところであります。

最後に、海上地区につきましては、広原南地区と蛇園南地区が深刻な状況である。ただ、この2地区につきましては、これから飯岡西部地区の土地改良事業をやろうとしております。これと調整を図りながら考えたい、こんな計画でございます。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） そうすると、要望があって、干潟の古城地区などは伊藤議員が質問したところなのかな、こうやってやっていただいているところはいいんですが、今残っているところは、今、課長がおっしゃったように深刻なところだと思います。他の地区はよく分かりませんが、地元ということで海上地区に限って言わせていただければ、蛇園地区、広原地区は本当に深刻であります。現実に五、六軒で班がありますが、その人たちが自分たちで、先ほど課長がおっしゃったように、ポンプを買ってポンプアップして送っているんです。そうすると、送られる方が、何でうちの方に汚水を送ってくるんだというトラブルになるんですよ。当然そういうところですから、ちょっと雨が降ると道路はすぐ冠水します。冠水しても、我々も消防で出動しますが、1時間か2時間すると、すぐその水は引くんです。車が水没するまではいきませんが、問題はその後なんです。台風シーズンなどは、台風が行った後はもうきれいに晴れ上がりますから、一たん冠水するということは下水の汚水などが全部道路上に出るわけですよ。それが今度、台風の後はいいい天気ですから乾きます。それで車が走ると、それが全部粉塵となって空気中に舞い上がっているんですよ、目に見えなくても。ですから、近所の方々は、せきが出てとまらないとか、かぜではないんだけど、原因が分からないのだという方が現実あります。そういった地区は、三川地区の西部、同僚の林七巳議員が何度も質問してくれていますけれども、ぜひこれを早くやっていただいて、それと併せてお願いをしたいというところが現実ですが、これもなかなか進んでいないようですが、今言った排水の困っていることを課長はよく認識していると思いますが、海上地区の場合、どのように考えておられるのか伺います。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 海上地区の広原南、蛇園南については、合併後から三川派線に排水しようという計画でいたわけです。この水は太平洋に直接ということで、約5.3キロを検討してきたわけであります。ところが、これだと莫大な費用がかかってしまう。試算をしてみますと20数億円かかってしまう。こんな状況であったのです。ならば、蛇園南は、今、土地改良事業として活動されています。そちらに流せばいいではないかというふうにすぐ思ったのですけれども、広原についてはどうしようかなということで、県と相談しなければいけない。なぜ県と相談しなくてはいけないかといいますと、飯岡バイパスの下をサイホンで抜けている部分があるのです。これが非常に問題の箇所だというふうに思っています。この辺をとりあえずは早目に県と相談して改善したらどうかなと、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） それでは、3回目の質問を行います。

5.3キロで20数億円かかるというと、ものすごい金額ですから、これは区画整理と併せてというぐあいに——私も今、その金額を聞いて、地元の方々にもそのように説明はするつもりではおります。しかし、住民にとってみては、同じに税金を払っていて、同じに生活していて困っているので、冒頭申し上げましたように、こういったインフラ整備は行政でなければできない問題であります。

では、代替案ではないのですが、私も先輩の議員に伺ったら、視点を変えて、そこに遊水池を造れば、こういう問題は一気に解決だというお話を伺いました。そう大がかりな遊水池でなくても結構ですが、例を挙げますと、旭スポーツの森公園も体育館の南側、少し駐車場が低くなっています。それで舗装をぶってありません。当然集中豪雨のときにあそこに水が行って、浸透して遊水池の役目を果たしていると、そのように設計してあると思って、いつも感心して見ているんですが、今でもそうですが、昔はこの地区は溜池があったんですね。その溜池はすべて埋め立てられて公園になったり住宅地となっております。溜池がなくなつたんですね。それと、水田が遊水池の役目を果たすとよく言われています。これは莫大な量の水を蓄えることができますから、いいんですが、やはりこの辺も水田が埋め立てられて、そういった面では遊水池の役目を果たしてなくなっております。通常の排水ですと、20数年に一度の大雨を想定して計画しているんですが、そういった遊水池の効果をしている

ところがもうどんどん減ってきていますので、想定外の水量になっていると思うんです。ですから、そういった意味でも遊水池も今後考えていただけないかなと思うので、今、提案申し上げるのですが、ご見解を伺います。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 木内議員から質問があった件に関しては、我々の方としては最初は三川派線。三川派線がいろいろな問題があってお金がかかり過ぎることになりましたものですから、今度は整理にかけて、真っ直ぐな水路を掘ろうではないかということで、今、計画をしているところでありますけれども、今、ちょうど遊水池というお話が出ました。これも一つ検討課題とさせていただいて、どのくらいの遊水池があったらいいのか、その辺も十分検討してみたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 前向きなご答弁、どうもありがとうございます。

次に、公園の整備について伺います。

この公園も、先ほど課長が多目的に使うということでございますが、下宿ふれあい公園は私は場所はよく分かりませんが、新市の計画に入っていたところでございまして、長熊スポーツ公園と同時に今回やっていただけるということで、市民から今まで旭ばかり公園を整備してというお叱りを受けているんですが、これで幾らかは解決されるのではないかなと思いますが、こういうところにも整備する以上、そういった効果を持たせてはと思うのですが、これはいかがでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） これは地域の皆さんに十分ご利用いただけるような公園づくりをしていきまして、市民の健康づくり、地域の皆さんの交流の場として大いに使っていただくよう、よく整備してまいりたいと考えております。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） そちらの方はよく分かりました。

あと、実は、滝のさと自然公園という大きな公園があるんですが、今度、あさひパークゴルフ場が来年7月に完成いたします。そうしますと、恐らく今までグランドゴルフやゲートボールをやっていた方々があさひパークゴルフ場を利用するのではないかと期待をしております。

ますし、現実に老人クラブの皆さんなどは、オープンに合わせて自分たちで既にパークゴルフの練習をしているそうなんです。そうした場合に、グランドゴルフだとかゲートボールだと、自分たちで器具を置いておけば、どこでもできます。パークゴルフの練習場というのはそうはいかないので、滝のさと自然公園が空いているので、そこに簡単に結構ですが、パークゴルフの練習場を造っていただければという声が先日も出たと思いますが、この件についてはいかがでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 確かに来年のオープン目指して私どもは頑張っております。滝のさと自然公園は確かに面積が大きいですね。練習なさっている方もいらっしゃいます。パークゴルフはどうしてもホールカップ、それからある程度の起伏と広い面積がないとあまり面白くなく、練習にもあまり効果がないかなと思うんですけれど、一般に開放しています大きな広場、滝のさと自然公園は先ほど申し上げましたけれども、約1万6,000平米ほど芝生広場がございます。それをホールカップや起伏を造ってしまいますと用途が限られてしまいますので、ご遠慮いただきたいと思います。ただ、練習するだけは、ほかの利用者の方々に注意していただいて差し支えございませんので、それは大いに練習をしていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 課長がおっしゃりたいのは、恐らくパークゴルフ場にしてしまうと、今度、ほかの利用者が使うのに不便だと。よくわかります。あさひパークゴルフ場がオープンして、その利用状況を見て、これでは大盛況で増やさなければならないというときには、地元の方々から、ぜひ滝のさと自然公園に造ってという強い要望がありますので、お願いをしたいと思うのであります。

現実にご老人の方々のパワーというのは、人口的にも、まだ健康ですし、少子・高齢化——どのくらい少子・高齢化といいますと、昨年1年間に生まれた子どもの数が旭市の場合には540人なんです。80歳のお年寄りが何人いるかということ、それより100人以上多いのです。既に80歳のご老人がそれだけいる。この方々がパークゴルフなり何をやりって元気でいていただきたい。それにはやはりこういったパークゴルフの整備、一時的にはお金がかかるでしょうが、結果的には市の財政を助けるというふうに思っておりますものですから、来年7月

オープンをして、当然いいパークゴルフ場ですから相当の人数が来るといいますし、また、来てもらわなければ困りますので、そのときにはぜひお考えをいただきたいと思います。よろしく願いをして、次の質問に移ります。

旭中央病院の安全対策でございますが、これは警備員も巡回するということですが、警備員の方々は何回ぐらい巡回するんですか。広いところで警備員が何回ぐらい巡回するのか教えてください。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 巡視の回数についてのご質問でございますが、警備員による巡視と病院職員の警備当直者の二つの巡視を行っております。

それで、警備員の方の巡視は、2名の警備員が、時間的には午後7時から翌朝7時までの間で、2人が時間をずらしながら交互に院内を6回、院外を1回ずつ巡視をしております。ですから、回数にしますと、警備員の巡視は院内が12回、院外が2回ということになります。

もう一つ、病院の警備当直者の方でありますけれども、1名が時間にして午後7時から午後11時30分までの間に3回に分けて院内外を一巡ということで巡視をしております。

以上であります。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 私、近隣を調べたんですが、多古中央病院あるいは匝瑳市民病院などは、夜になると全部かぎをかけて外部の人が入れないようにしている。これもやはり安全面の関係だと思うんですが、これは旭中央病院はどのように考えていますか。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） これは面会時間ということでよろしいですか。病院も夜間、4か所についてはあいていますし、それ以外については施錠しております。ですから、4か所については絶えずあいておりますので、どの時間でも面会時間以外に入れるということになりますが、面会時間についてお答えを申し上げるということでよろしいですか。

旭中央病院の面会時間というのは決まっております、平日は午前11時から午後1時と、もう1回、午後5時から午後7時。これが1回であります。それから、土・日の祝日につきましては、午前10時から午後7時までとなっております。しかし、旭中央病院は広域からたくさんの患者さんが集まりますので、必ずしもこの時間帯におさまらない場合がございます。

このような場合につきましては、防災センターが入り口の左側にございまして、この防災センターにて氏名とか住所、面会病棟、入館時間、こういったものを書いていただいた上で入っていただいているというのが実情でございます。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 要するに、よそは夜もかぎがかかっているんですが、旭中央病院は多分夜中に具合悪くなった人とか家族が出入りできるように24時間あけてあると思うんです。そのことをお答えいただきたい。

それとあと、4か所から入るということは、名前を書くところは4か所はないのでしょうか。中央玄関のところに警備員がいて、そこは名前を書いて入るのでしょうか、他のところはどうなんでしょうか。ほかの3か所は多分ないのではないかなと思うんです。そうした場合には、前日も日下議員のときに質問がありましたが、ホームレスが時々入って、そこで一晩明かして帰るとかというのが今はないのでしょうか。そのところをお答え願います。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） あいている時間ということでありますけれども、4か所はあいていて、名前を書いてもらうのは2号館入り口の1か所、防災センターのあるところだけでありまして、ほかは書いてもらっていないということであります。

それから、以前、ホームレスが病院に泊まっていることがあったけれども、今はどうかというお話がございましたけれども、今でもたまにそういう方がおいでになるそうであります。それについては、見つけ次第お話をして退去をしていただいているという状況だそうであります。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 防災面、いろいろありがとうございます。これからは新棟も建設して、文字通り日本で一番新しい病院ができるんでしょうけれども、安全面でも新棟建設のときには当然配慮をなされていると思います。図面を見ますと、真ん中に勤務室があって全部見渡せるようにとか、あるいは各階ごとにカードがないとその階に行けないとか、そういう話も聞いておりますので、ぜひ防災面でも日本一の病院を目指していただきたいとよくお願いをしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

滑 川 公 英

○議長（嶋田茂樹） 続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（ 8 番 滑川公英 登壇 ）

○ 8 番（滑川公英） おはようございます。

平成19年12月議会におきまして一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

振り返りますと、今年は原油の高騰に泣き、異常気象に泣いた1年でした。中小零細は、これからコストの上昇を販売価格に転嫁できるのか、甚だ心配です。限られた税金を広く公正にとの視点から質問いたします。

大きな1として、地域間格差の著しい生活道路の整備について。

私は、新旭市議会議員選挙に当選以来、狭隘道路整備については毎回一般質問を行っておりますが、その理由は、選挙中に市内をくまなく走り回り、生活道路の重要性を強く認識したためであり、今回も懲りずに質問を行うものです。お許し願いたいと思います。

市内には、道路幅が4メートル以下でも舗装された、しかも側溝付きのところが数多くあり、旧旭市からの方針をそのまま引き継いだ旭市の方針に大きな疑問を感じ、合併前の市民アンケートの調査結果も、合併後の市民アンケートの調査結果も、また、地区座談会でも生活基盤整備と旭中央病院についてが大きなウエイトを占めているのが現実です。この事例を酌み取れば、行政当局は生活道路の整備を避けて通れないと思います。4メートル以下の狭隘道路を通行する市民にとっては、日常生活上欠かすことのできない最も重要な生活道路であり、一日も早く整備してもらいたいと願うのは当然のことです。

皆さんもご存じのとおり、狭隘道路の整備状況を見ますと、同じ市民として地域間格差が顕著であり、行政サービスに対し、不公平感は多大です。未整備路線は旧旭市に多いことが分かります。先日の市長の政務報告の中で、狭隘道路整備を計画的に行っているとありましたが、計画書があればお示し願いたいと思います。

また、旧旭市、海上町、飯岡町、干潟町では、それぞれの狭隘道路整備について、どのような考えで整備を行っていたのでしょうか。

また、狭隘道路の排水施設の整備についても同様に、旧市町ごとの整備の考え方について改めて伺いたいします。

次に、大きい2として、土木工事で発生する副産物について、その処理と活用についてお聞きしたいと思います。

道路工事や排水工事等で発生した残土やヒューム管、鉄くず、U字溝、柵渠等の副産物の一部が共和小学校南側の市の資材置き場に何年も放置されているものもあり、これをどのように活用しようとしているのでしょうか。また、そのほかのものについては、どのように再利用され、あるいは処理されているのか、お伺いいたします。

大きな3として、産業政策についてお尋ねいたします。

一つ、土地改良事業について。

土地改良事業は、農水産課が絶えずかかわっている大きな事業です。マスコミの中には無駄だという論調もありますが、規模拡大し、生産コストを下げ、食料自給率の向上を図り、足腰の強い農業の拡大には欠かせない事業です。旭市の水田地帯の耕地は、3分の2以上が既に耕地整理が終わっているか、継続中です。そこで、万力 期地区の概要と進捗状況についてお尋ねいたします。また、これから同意率の向上を目指している三川西部地区の進捗状況とその内容についてお尋ねいたします。

2番目として、産業まつりについて。

昨年、3地区の産業まつりのにぎわいに触発されたかのように、今年は飯岡地区で7月22日に初の水産まつりが盛大にとり行われました。3地区と併せ、地域産業の活性化に大いに貢献していると思います。4地区の裏方の農水産課の職員の皆様、大変ご苦労さまでございました。今後とも各産業まつりにご支援のほど、よろしくお願いいたします。

そこで、4地区の産業祭における総出店者数、うち地元出店者数、また来場者数はどのようになっているのでしょうか。地区ごとにお伺いいたします。

3番目として、飯岡地区みなと公園、刑部岬公園の活性化と飯岡下宿ふれあい公園の事業化について。

合併してすぐの9月議会、11月議会に飯岡出身の前議員の安藤氏がみなと公園の番屋構想を熱っぽく訴えておりました。聞いていると、予算化寸前までいったように感じられましたが、あれは夢だったのでしょうか。新市になって飯岡地区最初で最大のプロジェクトがほとんどの人は知らない下宿公園の事業化とはどのようなものなのでしょうか。先ほども出しましたが、もっと詳しい計画をお示し願いたいと思います。

大きい4として、入札改革のその後について。

6月議会の途中までは千葉県並みの入札改革は無理かなと思われていましたが、市当局の

英断により7月1日より、千葉県並みの1億円以上を一般競争入札、また、ダイレクト入札が実行され、大いに入札改革が進みました。千葉県は10月1日より5,000万円以上が一般競争入札になりましたが、我が旭市ではどのようになっているのでしょうか。

また、市立病院であります旭中央病院については、市当局と同じような入札改革が行われているのでしょうか。お示し願いたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 初めに、道路排水路の整備計画についてお答えいたします。

道路排水路整備ですけれども、これは来年の分をこれから決定するというような状況でございます。優先順位は過去に何度か申し上げました。優先順位につきましては、道路については、危険性を配慮するだとか、利用頻度だとか、あとは整備後の効果あるいは地域のバランス、用地の確保の状況、こういったのを考慮して決めるわけです。

排水路につきましても、先ほど木内議員にお答え申し上げました広域的な冠水地域等を優先しということでやっていきます。また、合併前に約束のあった地域についても配慮していくと、こんな状況でございます。

なお、各地区にも多くの要望が出ています。でも、その区の中の優先順位につきましては、区長と十分協議して決めたいと、こんな状況でございます。

今後も地域の状況を考慮して、格差の少ない道路等の整備に努めたいと思っております。

次に、土木工事の発生副産物、廃材のことと思いますけれども、その処理と活用につきまして、幾つかの例を挙げながらお答えしたいと思います。

まず、一番一般的なのがアスファルト。これは再生プラント工場へ運んで再生アスファルト合材として使用します。それから、コンクリートの塊ですけれども、これも再生プラント工場へ運びまして粉砕して再生路盤材として利用します。それから、路盤材につきましても、また再生プラント工場へ運んで、セメントを混ぜて再生路盤材としてさらに利用すると、こんな状況です。

あと、U字溝、柵渠板、パイプ等でございます。これも利用可能なものにつきましては、滑川議員おっしゃいますように新町の資材置き場に一時的に置きまして再利用すると、こんな状況でございます。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、産業関係につきまして、3点のご質問につきましてお答えをさせていただきます。

最初に、土地改良事業の関係でございます。万力 期地区の概要あるいは進捗状況でございます。

万力 期地区につきましては、事業実施面積が96ヘクタールということで、本年3月に国の採択を受けまして、現在、県営事業として着手をされております。本年度につきましては換地作業、来年から面工事を行之まして、平成24年に事業が完了する予定で今進んでおります。同意率は100%ということで、すべての方が同意をいただきまして、現在、事業が実施をしております。

それと、飯岡西部地区につきましては、現在、国の採択をすべく地域で推進委員がいろいろ努力いただいております。現在の同意率等につきましては、飯岡地区の中では89%という高い仮同意率をいただいております。ただ、実はこの地区以外の方も土地を持っている方がいます。トータル的には84%というようなことで、95%の採択に向かって、現在、同意取得に努めているところでございます。本年度3月末までになるべく95%の率を持っていこうと。来年につきましては、いろんな排水計画も含めまして事業の計画を作りまして、平成21年に国のヒアリング等を受けて、できれば平成23年に事業に着手したい。そういうことで現在進んでおります。

それと、産業まつり関係につきましてお答えをさせていただきます。

産業まつりにつきましてはの出店者でございます。旭地区、旭スポーツの森公園で実施をしましたまつりにつきましては、出店者が101ということで出店をしていただいております。干潟会場のふるさとまつりにつきましては73、海上会場の産業まつりにつきましては115、水産まつりにつきましては65、こういう方々にいろいろ出店をいただきまして、盛大に開催をさせていただきます。

それと、各地区の来場者の数であります。これはカウントはなかなか難しいんですけども、当日あるいは昨年度の状況の推移等を見まして、新聞では、旭の会場につきましては4万3,000人、海上の会場につきましては5万1,000人、干潟の会場につきましては雨等もありまして2万8,000人、水産まつりにつきましては1万5,000人ということで報道させていただいております。

それと、みなと公園の番屋構想でございます。ご承知のように、現在、みなと公園の中に

は、交流施設として使っても構わないという県の土地が2,456平米用意をされております。合併前に飯岡漁港の交流施設の整備計画が示されまして、現在、これに従いまして我が課の方で実現に向けまして検討をしております。具体的な検討につきまして、これまでいろんな担当課あるいは飯岡の関係者の方々にお集まりいただきまして検討会を開催しております。その議論の中で、こういう施設については民間での運営が不可欠である、運営システムあるいは指導者のまとめ力、あるいは企画力、行動力、こういうものが大きい力になって、こういう施設は整備されるべきだという議論がされております。こうしたことから、本年、取り組みのきっかけとしまして、海匠漁協を中心としまして水産まつり、あるいは魚を中心としました朝市、こういうものを開催をさせていただきました。一部の漁業関係者からは、直売施設建設を今後検討してみたいという積極的な意見も出されております。今後、市としましても、積極的にこれらの取り組みにつきまして支援していきたいと考えております。

以上です。

（「地元出店者数」の声あり）

- 農水産課長（堀江隆夫） すみません。答弁の中で漏れておりました。地元の出店者数、旭会場につきましては、101の中で地元は71、率的には70.3%。干潟会場につきましては、73店舗のうち地元は51。海上会場につきましては、115のうち76。水産まつりにつきましては、65店舗のうち43。以上が市内の出店者でございます。

以上です。

- 議長（嶋田茂樹） 都市整備課長。

- 都市整備課長（島田和幸） それでは、下宿ふれあい公園について答弁させていただきます。

これは議員もう十分ご存じだと思いますけれども、この公園につきましては、新市建設計画、旭市総合計画の中の前期5か年計画の中に位置付けた公園でございます。公園の配置を見た場合、旧飯岡町の場合ですと下永井公園とかみなと公園がございますけれども、旭地区までの西側には主な公園はございません。そういった状況でございますし、また、新市の均衡ある公園の配置を図るべく計画をさせていただいて整備をするものでございます。

詳しい計画の内容でございますが、計画している土地は現況は山林と農地でございます。まず、平成19年度に設計業務と確定測量するために測量業務を行いまして、平成20年度早々に補助金の手を挙げまして、同時に千葉県収用委員会の事業認定をとりまして、スタートしたいと考えております。どうしても収用委員会の関係で税の関係等ございまして、これは1年間で土地の購入をさせていただくという期限がございますので、平成20年度中に土地の買

収を済ませて、平成21年度に基盤工事やら造成工事とかをやりまして、その後に芝生工事とか上物のトイレ、駐車場等の整備を行いまして、平成22年3月までには完全に終わらせる予定でございます。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、4点目の入札改革ということで、県の方は一般競争入札の額を2億円から5,000万円に引き下げて、それでは市としてはどうなんだということだろうと思いますけれども、ご質問の中にありましたように、旭市におきまして、一般競争入札の額を7月から3億円だったものを1億円に引き下げました。それから、10月からダイレクト入札、これも一般競争入札の仲間でございますけれども、これを実施しまして、今のところ効果が表れております。

引き下げについてということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、130万円から1億円の間をダイレクト入札ということで、これも一般競争入札の仲間でございます。ちょっと手続が違うということで、実際に10月から7,000万円程度の工事もダイレクトで実施してみました。特に問題なく入札ができたということで、現状といたしましては、あえて一般競争入札の額を引き下げなくても、この中で対応できるということで、今後しばらくの間はこのダイレクト入札ということで実施したいと考えております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 病院の契約状況についてのご質問でございますが、今年度の1件100万円以上の建設工事で見ますと8件あるんですが、これはすべて一般競争入札または指名競争入札で行っているところであります。

それから、今、市が10月から試行的にやっております1億円未満のダイレクト入札については、まだ該当事例がありませんので、やってはおりませんけれども、今後、病院におきましても、やる方向で検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 一般質問は途中でございますが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 2分

再開 午前 11 時 15 分

- 議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、滑川公英議員の一般質問を行います。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫） 先ほどの答弁の中で一部答弁が漏れておりました。申し訳ありません。飯岡西部地区の同意の関係でございます。先ほど申しましたように、事業実施をする地区の方々、飯岡地区のところで、289名いる中で同意者が257名ということで、現在、89%になっております。そのほか、例えば旧海上町に住所がある方々、その土地の地区外に持っておられる方々が実は81名おります。そのうち、現在、55名同意いただいていますけれども、26名未同意ということで、同意率は68%。トータルにしますと84%という数字になっております。これは11月15日現在で、現在は多少進んでいるかと思えます。

答弁漏れ、申し訳ありません。

- 議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。
- 8番（滑川公英） では、再質問させていただきます。

大きい1のことですが、私の議員の任期も折り返し点に達しましたので、今までの狭隘道路に関する質問に対する答弁について、議会を回想しながら再質問をさせていただきます。

昨年の3月議会では、市道の舗装、私道の市道編入の旧1市3町の違いをどのような条件で平準化したのかという私の質問に対し「市道路線認定の要件を満たす形式、構造を有するもの、具体的に道路幅4メートル以上を原則として実施する。4メートル未満の場合は、用地取得は物件補償等を行って拡幅をお願いし、行う。特殊事情があり、拡幅できない場合は、狭隘道路取扱要綱に作ってあるので、そこによって施工したい」との答弁がありました。また、市長は「原則としてきちんと最低4メートルの幅が欲しいというのが実際のところでした、そういったことがどうしても不可能だというときに限って、幅がなくても整備をさせてもらう、そういった方針でいきたいと思います」と述べておられます。私よりも現地の事情に精通している執行権者お二人の誠意あるご答弁をいただきましたので、早速、20年以上も要望がかなわない市民の皆様に議会報告をしましたら、大変喜ばれました。これは原則は幅員4メートル以上である、4メートル未満の場合は狭隘道路取扱要綱により施工するということでよいのか確認をしたいので、ご答弁をお願いしたいと思います。

次に、昨年の6月議会で「10年、20年かかっても市道編入できない道路を、弾力的な運用

により簡易舗装を進め、地域格差の是正を図るべきではないでしょうか」という私の質問に対し「市道の舗装については、合併時に統一して市道路線認定の要件を満たす道路幅員４メートル以上を原則として実施する。その理由は、普通車がすれ違いができ、緊急車両が活動しやすい」との答弁でした。しかし「建物だとか地権者の同意だとか地形だとかが特殊な事情がある場合は、狭隘道路取扱要綱によって舗装する。道路側溝を敷設する。３メートルでも保障しましょうという決断をしております」と建設課長は答弁しております。しかし、その後「絶対にやらないということではないが、ケースによってやるということでありませう」との答弁でした。この議会答弁をどのように理解すればよいのか。今一度分かりやすい答弁をお願いしたいと思います。

次に、昨年９月議会で「生活道路の舗装は、旧旭市は４メートル以下の道路の舗装は、特に地域間格差が顕著であり、インフラ整備を早く行ってほしい」との質問に対し、答弁がありませんでした。

次に、昨年１２月議会で、再度「地域間格差の顕著な４メートル以下の生活道路の舗装について質問し、狭隘道路取扱要綱による整備計画はないはずであるにもかかわらず、地上２メートルぐらいに軒先や松の枝が道路に出ている、しかも幅員２メートルから３．５メートルぐらいの道路について舗装しているので、写真を示して、すべて舗装されていない道路に当てはめていただきたい」と質問しました。４メートル未満の道路については順位をもってやりたいとして、合併によって有利な財源を使えるようなアクセス道や連絡道路、その次に幹線道路、４番目に狭隘道路との答弁でした。私の質問に対して答弁が違っていると思いますので、再度答弁をいただきたいと思います。

次に、今年の３月議会、私は「道路舗装の要望件数が３０１件あるとのことですが、昨年は、４メートル未満で舗装しているが、３メートル以下の陳情はどれくらいあるのか。大きなプロジェクトでは、道のないところに道路を造るよりも既存の道路を拡幅する方がずっと簡単なことではないのか」と質問しました。「３０１件はデータ無し。要望は、舗装だけでなく、側溝の敷設や水路を広げてほしいと細かなデータを作り変えなくてははいけません。しかし、旭地区１１０か所の要望オンリーに限って言わせてもらいますと、おおむね半分以上が４メートル未満である」と建設課長が答弁しております。またも質問に対し、答弁が変形しております。これでは何度質問しても質問を繰り返さなければ市民に説明ができません。旭地区１１０か所の要望については、区長や市民から要望書類が何件提出されているのでしょうか。先ほども先輩議員の木内議員に答えていただきましたが、建設課長は口頭が大好きですので、口頭の

要望が入っていないのか、お尋ねしたいと思います。

次は、6月議会「地域間格差が著しい狭隘道路の舗装について、高齢化社会を迎え、シニアカーや車いすの方が安心して外出できる環境をつくることも行政の役目で、市の管理する4メートル以下の道路舗装と排水側溝、上水道の布設は速やかに予算化すべきだと思うが、当局の考えを」と、市道に編入されていない生活道路の旧市町村別の総延長と舗装率の質問をいたしました。しかし、建設課長の答弁は「市道認定してある1,088キロのうち、幅員4メートル未満588キロ。この内訳は、旭地区が119キロ、舗装率41%、海上地区、159キロ、舗装率33%、飯岡地区、123キロ、舗装率65%、干潟地区、187キロ、舗装率53%」でした。

「市道の舗装は幅員4メートル以上が原則で、特殊事情がある場合、4メートル以上に拡張できない場合には、狭隘道路の取扱要綱で道路舗装や側溝の工事などを行うことにいたします」と答弁しています。建設課長は私とは大変相性が悪いようで、旧旭市のときには大変よかったのに、どうしたんでしょう。またまた質問と答弁が食い違っております。しかし、この答弁でとてもよいことを知らせていただきました。市道の半分以上の588キロメートルは、4メートル未満の狭隘道路が認定されているということです。しかも、一番面積の少ない飯岡地区が123キロ、舗装率65%、旭地区は119キロメートル、舗装率が41%。ということは、旭地区が狭隘道路の考え方で舗装が遅れているということではないでしょうか。また、干潟地区、187キロ、舗装率53%は、インフラ整備が一番進んでいることが証明できます。海上地区、159キロメートルで舗装率33%は、認定道路の舗装率が低いので、建設課の道路整備の考え方ですと、認定されていない狭隘道路から比べると順位が上位であり、有利に舗装が進められることとなります。このように理解してよいものか、建設課長の答弁をお願いいたします。

2回目の質問を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） ご質問、幾つかありました。とにかく狭隘道路取扱要綱の確認をしたいというのが一番最初だったと思います。これは何度も同じことを申しますけれども、市道の舗装新設につきましては4メートル以上を原則とする。ただし、建物の状況だとか地形だとか用地買収の同意が得られないとかといった場合には、4メートル未満でもやります。つまり、これが狭隘道路取扱要綱であります。ですので、分かりやすくもう一度言えということだと、今言ったのがすべてでございます。

それと、幾つかご質問がありまして、1か所だけ、川向地区の舗装の件を言われておりました。あれにつきましては具体的に申し上げます。確かに4メートル未満であります。でも、あれはちょうど中央にU字溝がありまして、勾配のある道でありますので、高い低いのある道でありますので、そのU字溝に砂がみんな入ってしまうということで舗装したわけです。それと、使っている件数、利用頻度を重視したわけであります。

それと、旭地区の4メートル未満の舗装が遅れている。確かに私は議会で答弁申し上げました。ただ、それだけをあまり追わないでもらいたいんです。といいますのは、一番顕著なのが旭地区と飯岡地区でありまして、旭地区につきましては全部で473キロありまして、4メートル未満は確かに119キロで、舗装率は41%と申し上げました。これは4メートル未満率というものをもう少し意識してもらいたいと思うんです。旭地区の全体の道路のうち4分の3が4メートル以上なんです。ですから、広い道路を優先していかに行っているなということがよく分かると思います。4分の1が4メートル未満道路です。この舗装率は確かに低いです。逆に、飯岡地区につきましては、全体の長さが161キロありまして、そのうち、滑川議員おっしゃいますように123キロが4メートル未満で、舗装率につきましては、先ほど申されましたとおり65%であります。ただ、161分の123が未満道路ですから、先ほどの旭地区と全く状況が違うのです。4分の3が未満道路になってしまうという状況ですので、旭地区が遅れているのではないかということと言わないでもらって、とにかく市道の原則は広げられるときに広げておきましょうよと。4メートル未満で舗装して、垣根があったり何かして、家から出たら、いきなりスピードが出ている車にぶつかるような道路はとにかくつくりたくないんです。ですので、原則を申し上げていますので、これは何度もお願ひしていますけれども、原則を貫きたいと思っております。

以上です。

- 議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。
- 8番（滑川公英） 再々質問をさせていただきます。

今までの質問で道路幅が4メートル、現状では生活道路の理想幅員であることを皆さん分かっていただいたと思いますが、もちろん拡幅の必要性も十分理解できます。しかし、私どもの道路というのは、多分大正7年ころに赤道、青道が法律として編成されたと思うんです。その前から住んでいるところには道路があるわけですから、市道の幅員が示すように旭市も例外でありません。半分以上の市民は狭隘道路に住んでいると思います。私がいつも言っているのは、同じような条件でありながら税金は取られて、何十年も行政サービスの恩恵を受

けずに、同じ市民でありながら地域間格差が生じ、不公平感があるから質問しているわけです。

昨年度は認定道路にもかかわらず、幅4メートル以下の道路を、舗装や側溝の整備をどのくらいしているのでしょうか。再度お聞きいたします。

- 議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

- 建設課長（米本壽一） 昨年度、道路、排水路、どのくらいやっているかというご質問です。細かい資料がございません。ただ、決算議会で実績の一覧表をお渡ししてございます。あれを足し算しますと、約10キロ弱。だから、何千何百何十何メートルという答えはできませんけれども、実績として約10キロ弱上がっているはずで、全体認定道路1,088キロありまして、そのうちの10キロかよと言われるかも分かりませんが、それが実績でございます。以上です。

- 議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

- 8番（滑川公英） では、4回目の質問をさせていただきます。

私道整備助成事業補助金交付要綱というのがあります。それで、例えば4メートル未満であって、その地域の方々が、私たちの力でも舗装したいということであれば、今言った補助金交付要綱の補助金の増額とか事務手続の簡素化ないしは行政側が手続をするとか、道路幅も4メートル以上でないとだめとなっていますけれども、4メートル以下でもというような方向でやっていただければ、全部が官でやらなくても、その地域の大勢の方があれば、多少その地域からの拠出をすることもできるのではないかと思います。私道整備助成事業補助金交付要綱を見直す考えはあるのでしょうか。

- 議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

- 建設課長（米本壽一） 私道整備事業補助金、毎年、予算には盛ってございます。やっていただけのものならやっていただきたいんですけども、これがまたなかなか不人気でありまして、その原因の一つに地権者の同意を得るところがあるんです。これがかなりネックになっているようです。でも、私道というのは、どうしても地権者を抜きにできませんと、後でトラブルが発生する。これを避けたいわけですので、これだけは譲れないところなんです。

それと、先ほど市の方の舗装率と私道の整備事業の舗装の話と一緒になっていました

けれども、市道認定してある道路の舗装率が全体で3分の2、66.7%、約67%なわけです。今まだこういう状況なわけですから、私道についてもどんどん舗装するように市の方でお手伝いしろよという気持ちは分かるんですけども、取りあえず自分のところの持っている市道をまず優先したい、こんな気持ちであります。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 市長。

○市長（伊藤忠良） 今の建設課長の答弁に少し補足をしたいと思います。

滑川議員の質問の要旨もよく分かります。私にしても、今この時代に舗装をされない、雨の日に長靴をはかなければならないといった道路は一つでもなくしたいというのが率直な思いであります。そういった思いで、安全面も考えて4メートル以上にしてもらいたいというお願いをしているわけでありますから、ここの道路はどうだというものがありましたら、率直に担当の方と話し合いをお願いしたい。

滑川議員も十分承知だろうと思うんですけども、舗装をされていない道路で、住民の皆さん方からは要望の強い道路で、私自身も頼まれて現場へ行って、どうにも解決ができなかったのが、いわゆる認定をされていないだけならともかく、個人名のままであるような道路などもたくさんあるわけであります。そういった道路の名義変更からきちんとするということになりますと、全部市でやれと言われても、そう簡単にはいかない。住民の皆さん方あるいは分譲した方々のお手伝いをいただきながらそういったことができれば、やってやりたいところもたくさんあるわけですし、そういった現状というのも議員方にも十分お考えいただいて、議員方と一緒にやってそういった問題の解決ができるならば、やれるところもどんどん出てくると思いますので、そういった条件がきちんと整えば、そういったものにも大いに取り組みたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 大きい2としての処理と活用についての再質問。

鎌数の資材置き場については、市の施設としてももう少しきれいに管理し、共和小学校も近いので、今の状態では実際には出入り自由なことなので、その辺を改善してはどうかと思いますので、お考えは。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 新町の資材置き場の件のご質問でございます。

これについては、まず、滑川議員にお礼を申し上げたいと思います。なぜお礼かと申しますと、この一般質問の面談のときに、管理が悪いぞとご指摘を受けました。早速次の日から整理整頓をさせていただきました。本当にそういった面では感謝申し上げたいと思います。

答えにはなっておりませんが、先週、十分きれいというところまではいかなかったんですけれども、努力させていただきました。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 再々質問で、谷丁場遊正線の不用土処分以降、建設課では不用土や残土、個人の土地の埋め立て用として処分あるいは提供していないかどうかお伺いいたします。市役所が残土処分しているという情報があったので。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 不用土でございます。具体的に申し上げますと、建設課から発生する不用土というのは、道路に堆積した土もしくは排水路を掃除して出た土ということになるわけでございますけれども、基本的には道路にたまった土は隣の畑から飛散してたまった土でございます。これについては資材置き場に一時置きまして、もし公に使えるものであれば使います。ところが、個人的にと今ご質問がありましたけれども、個人的には使いません。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） では、土地改良事業について再質問させていただきます。

万力 期地区、約100町歩の土地改良事業が採択され、農家負担の軽減を図るため、3ヘクタールの非農地を設定して、1ヘクタールは民間に、あとの2ヘクタールは1ヘクタール5,000万円で市が買い上げ、流通センターをつくる構想が聞き伝えられております。本当にそのような計画があるのでしょうか。

また、耕地整理は、国が50%、県が30%、旭市10%、地元負担10%で進められているのが現状です。非農地の大半は道路と排水路用地です。換地で売りたいという農地は、土地改良区内の地権者に千葉県農業開発公社が170万円くらいであっせんしているというのが現況です。また、三川西部地区基盤整備事業180ヘクタールは、非農地6ヘクタールを作り、そのうち公共施設用地4ヘクタールを創設し、旭市が買い上げる。そうすると、耕地整理はただでできるという内容説明をして同意率を上げているそうです。本当なのでしょうか。この2地区とも、耕地整理の負担金がゼロ円になれば、こんなおいしいことはありません。でも、

今までの耕地整理をやった地域との整合性はとれないと思います。公共施設用地４ヘクタールとは、何のための用地で、何年使用するのか、計画があれば、ここでお示し願いたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、土地改良事業の関係でございますが、万力 期地区の土地改良事業の中で、今、議員おっしゃいましたように、非農用地を創設すべく県と協議が整っていると聞いております。面積的には3.1ヘクタール。実は、この非農用地につきましては、地域の雇用促進施設あるいは交流施設としまして民間でのスーパーマーケットを建設するということで利用すると聞いております。市が取得するということではなくて、民間の力で活用をさせていただくということで県とは協議をしてございます。

それと、この3.1ヘクタール、事業実施面積96ヘクタールに比較しますと、それぞれの農家の方が3.2%農地を出していただくということになります。土地改良事業を実施しまして95%の補助がありますけれども、5%の地元負担がかかる。さらに、ここの地区は、ビニールハウス等の施設の移転費用も地区から出す必要がある。そんなことで農家負担の5%のほかにもいろんな経費がかかる。そんなことで農家に負担軽減をすべく、すべての農家から3.2%土地を提供していただいて、まとまったところを民間施設として使う。そういう発想で事業費の軽減を行うものでございます。

それと、飯岡西部地区につきましては、県の事業費の補助率が5%下がるということで県から聞いております。そんなことで農家負担につきましては、現状のシミュレーションでいくと10%というようなことで、事業費をなるべく地元では少なくしたい。そんな意味で、できれば4ヘクタール程度、地域の公共施設として誘致をしたいということで、地元推進委員の中で検討しているということで現在進めております。

以上であります。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 公共施設用地とは何のための用地で、何年かかるのか。その辺のことは分かっていると思うので、ぜひお示し願いたいと思います。

また、先ほど言いましたように、もし流通センターとかを万力 期地区に設けるのであれば、旭市内外にはＪＡとか村悟空とか、旬の味センターとか和郷園とか、愛農とか地元市場とか、その他もろもろの出荷組織があります。当然競合することになりますが、構想の中で

そういう出荷組織との競合を考慮に入れて考えているのでしょうか。

- 議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫） 万力 期地区につきましては、先ほど答弁しましたように、民間での力ということでスーパーマーケット建設。実は、地域の雇用をするという条件を付して、地域雇用が広がれば国は了解しますということで、スーパーマーケット等で国との協議が整っております。現在、国では、例えば旭市につきましては花を作っている農家が多いねということで、ビニールハウスのものを造って、大きな花を直売できる施設も民間で考えたかどうかという利用目的で進んでいるところでございます。民間のいろんな出荷組織とは競合しないということで理解をしております。

飯岡西部地区につきましては、できれば飯岡中学校を誘致したいということで、地元推進委員の考えで現在説明をしているところでございます。

以上でございます。

- 議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。
- 8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、産業まつりについて再質問させていただきます。

4地区とも実行委員会が主催で、農水産課が後援していると思いますが、4地区の反省会等があれば、また、その反省会での主な反省点があれば、お示し願いたいと思います。

- 議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫） 現在、それぞれの地区のまつりにつきましては、1か所、水産まつりにつきましては反省会等を既に終わっております。来年は時期を変えまして、もうちょっと魚が多く入る時期を考慮して来年も実施をすべく現在検討しております。

ただ、先般も漁協との話の中では、公園の中よりも市場の方がいいのかなというような形で、船が着いて、水揚げされた魚をそのまま販売できる、そういうものも市民に見ていただきたいという思いもあると聞いております。

あと3か所につきましては、この12月末、今月末にそれぞれ反省会等をやしまして、来年に向かっての調整等を行いたいと考えております。

以上です。

- 議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

- 8 番（滑川公英） では、再々質問をさせていただきます。

旭、干潟、海上の産業まつりについては、出店締め切り後に受け付けるとか、A地区で許可されているのはB地区ではだめ、その逆のA地区ではだめなのにB地区では許可しているとか、3地区を比較しますとばらばらなのはなぜなのでしょう。産業まつりなのですから、地元旭市の生産者、業者を優遇すべきではないでしょうか。出店場所により、その店の売り上げに相当影響するものだと思います。出店者全員が通路に面するようなレイアウトがとれるわけですから、大変でしょうけれども、農水産課の皆さんの力をよろしくお願いしたいと思います。

- 議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫） それでは、産業まつりの関係でございますけれども、議員の方から言われましたように、実はいろいろ担当課の労をねぎらっていただいたわけでありまして、我々はこの産業まつりが盛大にできるというのは二つあるかなと。一つは、出店をいただいている方々が本当により多く参加していただきまして、場合によってはある程度の値引きをして、本当に市民にいい物を安く提供していただいております。そんなことで出店いただいている方々が一番苦労されているのかなと。

それともう1点は、特に水産まつり等雨の中にもかかわらず来場していただける方々、出店していただく方々が、それぞれご苦労に対しまして、本当にできているのかな、そういうことで理解をしております。

そんな中で、若干、担当の方で締め切り後に出店をお断りしたという方も聞いております。そういうものにつきましては、テントの脇にもう一つテントを欲しいというものにつきましては、チラシの中に出店者の位置も提示しますので、間に合いませんとお断りしたケースがあるかと聞いています。

ただ、市内の農家の方が参加したい、あるいは過去に十数年やっていたんだけど、たまたま募集の期間が過ぎてしまったという出店者の意向につきましては、会場の隅になるけれども、それでいいですかということで出店を追加でしていただいた、あるいはチラシには出店名を書かないで出店をいただいたケースがございます。

いずれにしても、出店の場所のクレームもいろいろ聞いております。出店者につきましては、角がいいとか、どここの店の脇がいいとかいろいろあります。すべてのことを聞いていますとなかなかできないわけでありまして、これから行います反省会の中で、

来年に向かっていろいろ工夫を凝らしながら、なるべく出店者の要望に応えられるまつりにしたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、3番目として、みなと公園、刑部岬公園の活性化と下宿公園の事業化について再質問いたします。

昨年12月議会の市長答弁で「一番最優先をしてやらせていただきたいと思っておりますのが学校の耐震補強、これにまず全力を挙げさせていただきたい、そのように思っておりますから、基幹事業としてやる部分、少しは行いますけれども、文化の杜という形で行いますけれども、その後のものは少し先送りをさせてもらいたいというのが率直な思いであります。そして、まず、学校をする、次は海上あたりの排水の問題、こういったものをまずきちんと整理していきたい」と述べておられましたが、文化の杜とあさひパークゴルフ場については継続事業ですが、5か年計画にのっている下宿公園ですが、昨年12月の市長答弁とはちょっと食い違っていると思いますので。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 公園の整備でございますけれども、議案質疑の件でも申し上げさせていただきましたけれども、今年度、あさひパークゴルフ場が整備が終了いたします。私ども、この公園の整備につきましては計画的な整備を行うことを前提しております。当然これは財政状況、社会状況等を見ながら整備を行うものでございまして、今回、大きな一つの公園が整備が終了いたしますので、平成20年度に下宿ふれあい公園が計画にのっておりますので、整備を行わせていただくことになります。財政的にも有利な補助金を受けられるめどがつかまりましたので、当然これは整備を計画的に行っていかなければということで、今回整備をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 再々質問させていただきます。

約9,500平米を開発することになっておりますが、地権者16名のうち2名で3分の2を占め、16名のうち2名が反対だそうです。山林と荒れ果てた耕作地です。限られた財源の中で選択と集中、費用対効果を絶対検討すべきではないのでしょうか。地域産業が活性化する飯

岡みなと公園とか刑部岬公園に投資すべきではないでしょうか。公園事業は旭市がもっと豊かになってからでも遅くはないのでしょうか。そう思います。いいおかＹＯＵ・遊フェスティバル2007の反省会の中でも地元の方から、みなと公園あたりに石を投げてほしい、それが起爆剤となり、波紋が広がり、地元を潤していく、所管は同じ都市整備課ですから、ぜひお願いしたいとの話がありましたので、いかがお考えでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、今の点で私の個人的なといひましようか、私の政策の一環として少しお話をさせていただきたいと思います。

まず、飯岡の海岸の整備でありますけれども、今、飯岡荘に全力で当たっております。といいますのは、飯岡の海岸沿いの観光の拠点である飯岡荘をしっかりと整備をさせていただいて、いろんな面であそこで食彩館として改善をするわけでありますけれども、旭市の農水産物を有効に皆さん方に食べていただく、あるいはそのロビー等を使って農産物の直売をさせていただく、いろんな形で旭市の産業の活性化に結びつけていきたいと考えております。

それから、番屋等も視察をさせていただいて、ぜひそういったものも、あのみなと公園に必要なだという思いは持っております。

ただ、そういったものを営んでくれる皆さん方をまず養成をさせていただきたいと考えているところでありまして、今、飯岡では民宿を営んでいる皆さん方が非常に積極的にいろんな催しを持って、例えばこの間もフグ祭りをしてくれましたけれども、いろんな取り組みをしてくれております。そういった中から番屋のような形のものを営める皆さん方が育ってくれたら、それを一つの核にして、ぜひそういったものに結びつけていきたい。そんなふう考えているのですけれども、この間、朝市をやっていただいた中で、漁協の青年部の皆さん方がいろんな形でさらにもう一步広げたものにしていこうといった考えを持ってきてくれているようですから、そういった皆さん方が核になってくれたら、そうしたものも実現ができるのではないかというふうに考えております。今、番屋が非常に人気を集めているわけありますけれども、その第一歩はコンテナから始めたというのが成り立ちのようでございますから、そういったコンテナからやれとは言いませんけれども、市民の皆さん方、漁協関係の皆さん方あたりがこういったものにしっかり取り組みたいといった芽が出てまいりましたら、それをしっかりと育てられるような対策を講じたいと考えています。

○議長（嶋田茂樹） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 公園の整備でございますけれども、これについては二つの意見に分かれると思います。道路や下水道と違いまして、緊急に整備ということは田舎の方では――都会の方でしたら緊急性も高いことあるかと思いますけれども。今の遊び方というのは、子どもからお年寄り是非常に違っております。昔は神社や境内、空き地等で少々広場があれば遊ぶことができました。でも、現代におきましては、子どももお年寄りの方でも、ある程度の広場がないと、また、整備されていないと遊びやレクリエーションはできないと思っております。こういったことから公園の整備が必要かなと思っております。

それから、BバイC、費用対効果なんですけれども、これは当然検討してございます。策定はしておりません。BバイCの策定というのは、10ヘクタールを超える総合公園などについては必要でございます。策定はしておりませんけれども、当然これは私ども十分検討しまして、なるべく費用がかからない整備を行いまして、最大限の効果が出るようにしていきたいと思っております。公園というのは利用価値だけではございません。間接的な効果が非常に大きいのです。環境面、景観面、防災面でBバイCを計算しますと、これらの数値がかなり上がると思っております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 丁寧な答弁、どうもありがとうございました。

では、4番目、入札改革のその後について、再質問させていただきます。

本庁分の7月19日より11月26日までの建設工事について、指名競争入札は、予定価格6億1,200万円、契約金額5億8,500万円、落札率95.56%。ダイレクト入札は、予定価格4億5,550万円、契約金額3億4,200万円、落札率75.03%。業務委託、予定価格1億6,060万円、契約金額1億1,390万円、落札率70.95%。このように入札については当局の英断により入札改革が大幅に進められて、すばらしい結果が出ております。副市長が懸念したダイレクト入札の2回目以降の成績も、ぜひすばらしい実績を残してほしいものです。

指名競争入札1,000万円以上の予定価格3億2,200万円、契約金額3億1,200万円、落札率96.98%をダイレクト入札に改めると仮定しますと、契約金額が7,073万円節約されます。行政当局のさらなる研さんをお願いいたします。

そこで、同じ入札関係なんですけれども、旭市の公用車の車検整備についてお尋ねしたいと思いますが、市が管理する車が223台あるそうですが、整備する総額は幾らくらいで、どのような契約方法になっているのでしょうか、お示し願いたいと思います。

- 議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

- 財政課長（平野哲也） 契約に関連しまして、後段の車検整備ということでございます。手元に台数等は持っておりません。ただ、契約の方法は各課で実施いたしておりますので、車検代につきましては1台5万円くらいから、大きいバスとか、そういったものがありますけれども、15万円、20万円。一応各課の随意契約ということで現在は実施いたしております。

以上です。

- 議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

- 8番（滑川公英） では、再々質問させていただきます。

旭地区2社で49%、海上地区1社で52%、干潟地区1社で28%の車検の比率があります。

旭市全体で自動車修理業者は何社あるのでしょうか。また、この契約では地元業者の育成につながらないと思いますが、事務当局はどのような改善策を持っているのでしょうか。

- 議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

- 財政課長（平野哲也） ただいまこの質問のデータを持っておりません。ただ、車検で何%と多いというのは、本来、車を買ったところでやるとどうしても多くなってしまうという状況で40何%といった状況でございます。ただ、データの的なものを想定していませんでしたので、今、持っておりません。

以上です。

（発言する者あり）

- 議長（嶋田茂樹） 財政課長。

- 財政課長（平野哲也） 一つには、200何台でしょうか、全部をまとめて入札という方法もあるかと思います。そうしますと、今言いましたように、入札であれば全部が1社になってしまうわけですね。地元に関心という趣旨なのかもしれませんが、入札をやれば1社になってしまう。かといって、そういった組合のようなものがあればバランスよくできるのかどうか分かりませんが、その辺はこれから検討してみたいと思います。

以上です。

- 議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

- 8番（滑川公英） 分かりました。多分組合はあると思います。どの業界でもあるのですから。

一番最後の旭中央病院の入札価格について、再質問させていただきます。

9月議会で議決された実施設計の入札方法について、随意契約と聞いておりますが、詳しい説明をお願いしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 再整備事業の実施設計がなぜ随意契約かというご質問でございますが、大きくは三つの理由でお答えをしたいと思います。

一つは、当初の設計業者選定、選び方ではありますが、平成16年にプロポーザル方式、技術提案方式という方式で行われていることから選んでおります。ちょっとご説明しますと、このプロポーザルといいますのは、設計者の当該設計対象に対する考え方、問題の解決方法、設計実績といったものを提案をしてもらいまして、その内容によって設計者を決めるというやり方であります。この方式で平成16年に病院としては業者を選んでいるわけでありまして、以来、病院としてはマスタープランの作成、基本計画の作成、基本設計と一貫して当該設計事務所と契約をしてきている状況であります。ですから、これを言いかえますと、途中で業者を変えてしまいますと設計思想が一貫しなくなるということが一つの理由であります。

二つ目でありますけれども、これまで担当してきた当該設計事務所は、何度となく院内の各科とヒアリング等の協議を重ねてきております。したがって、その業者が当院の役割とか性格、規模、診療体制などを熟知しております。仮に今回、実施設計に当たって業者を変えてしまいますと、新たな時間や経費など大きな損失が生まれてしまいますし、行程にも影響してくる、そんなことが懸念をされるわけであります。

三つ目に、県内のほかの公共団体での事例を見ても、これまで君津中央病院、現在、県が行っております県警の庁舎建設といったプロポーザル方式で業者選定をしたところは、以後、基本設計、実施設計とも随意契約で締結をしている状況であります。

以上のことから、平成19年11月16日に横河建築設計事務所と業務委託契約を締結しております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

また、市役所と同じなのですが、車両整備の情報公開資料を見ますと、ディーラー以外では民間整備工場1社のみが契約しております。このことは、日ごろから求められてい

る地元業者の育成にはつながらないと思いますが、今後、旭中央病院としてはどのように対処していく方針なのか、お聞かせ願いたいと思います。

- 議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

- 病院事務部長（伊藤敬典） 今のご質問は、市の方にお聞きになったと同じように、公用車の車検の状況が情報公開の資料によると民間の１社しかないというお尋ねでありまして、これについて今後どうしていくのかというお尋ねのようですが、随意契約というのは、恐らく今まで買ってきたところに車検もお願いをしてきたと思います。これについては市の関係もございまして、市の方ともよく協議をしながら対応していきたいと思います。

以上でございます。

- 議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。
- ８番（滑川公英） どうもありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

- 議長（嶋田茂樹） 一般質問は途中ですが、昼食のため、１時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時１０分

再開 午後 １時２０分

- 議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高 橋 利 彦

- 議長（嶋田茂樹） 引き続き一般質問を行います。

高橋利彦議員、ご登壇願います。

（２１番 高橋利彦 登壇）

- ２１番（高橋利彦） 21番、高橋です。一般質問を行います。質問は、大きく分けて４点です。

まず初めに、効率的な行財政運営について。

１点目として、行財政改革推進本部の活動状況についてであります。今回の合併は、今さら申し上げるまでもありませんが、新市建設計画に掲げられているとおり、社会情勢の変

化のもとで地方分権の進展や少子・高齢化への対応、財政状況の悪化など、1市3町の共通の課題を抱えた中で行財政の効率化、行政能力の向上を図るべく新旭市が実現したはずですが、合併以来2年半でこの一番大きな理念が忘れ去られようとしています。そして今、地方と都市の経済格差、それに加えて原油の値上がりによるガソリンをはじめとした消費者物価の値上がり、一層厳しい経済情勢になっています。このようなことから、住民説明会でも借金を増やさないようにしてほしいとの意見が多くあったことや、まちづくり懇談会からの提言として、合併を機にさらなる財政の効率化に取り組むべきであり、事務事業の評価、情報公開の推進、無駄のない透明性の高い行政運営が市民の意見であります。いずれにしましても、財政状況が一段と厳しくなることが見込まれる中、必要な市民サービスを将来にわたって継続的に提供していくためには、組織等のスリム化、事務事業の効率化、財政基盤の強化、期限や目標を定めた計画的な改革、特に職員の削減と資質の向上や能力の向上を図り、効率的な行政運営を行う必要があると思います。このようなことから、旭市行政改革推進本部の役割は重要だと思います。どのようなメンバーで、どのように開催され、具体的にどのような結果が出ているのか、お伺いします。

次に、干潟保育所の指定管理者制度による財政メリットについてであります。保育所の運営形態については、国は平成16年度から民営化の方針を打ち出しました。それに伴って運営費は、国・県の補助金制度から交付税算入となりました。そのため、我が旭市もアクションプランに将来は完全民営化の計画を立てています。その手始めに保育事業のコスト削減や多様なニーズに応えるためということで、干潟保育所に指定管理者制度の導入が決まりました。当然のこととして職員、パート職員の配置転換が予想されるわけですが、それぞれの人数、そして人件費、また、現状での総経費、移行による契約金額、その差が財政メリットになるわけですが、その概算金額、それとまた、国の方針決定前と後の補助金、交付税の推移についてお伺いします。

2番目の旭中央病院のアクセス道路について。

1番目として進捗状況についてであります。旭中央病院の交通渋滞の解消を目的に、平成18年度から総事業費20数億円の予算で5年から10年をかけてという中で、このたび旭中央病院のアクセス道路建設予定地が決定しましたが、事業の進捗状況について、できるだけ詳しくお伺いします。

2つ目として、今後の見通しについて。病院建設計画がある中での今後の予定についてお伺いします。

次に、大きな３点目として、旭中央病院問題について。

まず１点目として、経営の見通しについてであります。最近のマスコミ報道には、市川市が市民病院を民営化する方針を発表するなど、自治体病院の経営危機に関するいろいろな報道がなされております。幸い私どもの市立病院は、全国自治体病院平成17年度版の資料で見ますと、医業収支比率103.2%で全国第６位にランキングされています。この健全経営の主な要因として考えられることは、一般病床の利用率が97.8%で全国第３位、医師の平均給与が全国52位、これは平均年齢が36歳と異常に若いことが要因で、さらに看護師、医療技術員の給与は全国53位、事務職員の給与にあっては全国54位となっております。これは医業収入に対して人件費が低いので医業費用が少なくなることから医業収支比率が高くなり、健全経営となっているようです。これとは別に医業外収益として他会計補助金が13億3,000万円もあり、全国第26位、これに加えると旭中央病院は公営企業法全部適用によって病院事業管理者を置き、現在、黒字経営となっています。しかし、平成17年度は16年度の医業収支比率104.2%より低くなり、平成18年度は101.6%と年々悪くなる傾向を示しております。今年５月に議員に配布された株式会社横河建築設計事務所が作成した基本計画では、ケース３の収支計画が望ましく、平成19年度の純利益、単年度損益で５億5,200万円となっていました。その後、８月に日本経済研究所に収支計画を検討してもらった結果、配布されていなかったケース３－２が登場し、診療報酬改定の懸念などはあるが、妥当とされ、平成19年度の純利益は３億6,300万円と少なくなっておりました。この時点で病院事業の収支は国の診療報酬の改定や患者の傾向によって大きく左右され、現状ではあまりにも不安要素が多く、専門家でも予想しがたいものだと感じました。来年は診療報酬の改定があるようですが、１%引き下げられますと約２億6,000万円の収入減になってしまいます。私は、以前から申し上げているように、病院の収支に見合った再整備事業なら反対はしませんが、再整備事業に莫大な借金をして、317億円もの巨額を投じて本当によいものなのか、大変な疑問です。多分この事業が行われると、病院の借金でも400億円に達するような感じがいたします。100万医療圏の病院にとっては大したことがないのかもしれませんが、利息だって10数億円になると思います。このような不安から、直近の収支状況から見た経営の見通しをお伺いいたします。

２番目として、病院建設にかかわる国・県の補助金等の現状と今後の見通しはどのようになっているのかお伺いします。

３番目として、公営企業に対する市の責任についてであります。近隣の市立病院でも赤字経営となって、一般会計や水道事業会計などから何億円も補てんしたなどという報道がな

されます。公営企業は事業を行うために市が設置したわけですから、赤字の補てんは当然だと理解しておりますが、設置母体の市は公営企業に対して法律的にどのような責任を具体的に果たさなければならないのか伺います。

4 番目として、新館建設中の問題点についてであります。317億円の病院の建設事業については、今年5月に基本計画が議会全員協議会に配布され、初めて議会がこのことを知ったわけであります。その3か月後の8月に基本設計が配布されまして、事業資金は後回しで、急ピッチで建設がされることになっていきますが、新館建設中の問題点としてどのようなことを想定しているのか具体的にお伺いします。

5 番目として、医療連携についてであります。東総地域の医療連携は、現在、どのように進められているのか、また、医療連携によって旭中央病院の医師をどこにどのように派遣しているのか、派遣医師の身分や給料などはどのようになっているのかお伺いします。

6 番目として、病院の土地の利用状況についてであります。病棟の建設となれば、駐車場、工事資材の置き場等かなりのスペースが必要だと思いますが、現状の土地の利用状況についてお伺いします。

7 番目として、入札についてであります。市が10月から行っている事後審査式の一般競争入札については、インターネットから設計図や入札に必要な用紙などがすべて入手でき、一般競争入札の効果は大であります。当然のこととして旭中央病院も市に準じた方式を取り入れるべきだと思いますが、そこで、昨年から本年にかけての重立った工事、委託業務の金額、契約方法、理由等についてお伺いいたします。

次に、大きな4番目として、コミュニティバスについて。

停留所の待合室についてであります。コミュニティバスの利用者は、高齢者や病院への通院者が多く利用していると思います。雨の日、寒い日、停留所でバスが来るのを大変そうに待つ姿を目にします。簡単な待合室が必要ではないかと思いますが、執行部の考えをお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（鈴木正美） 高橋議員の一般質問に答弁申し上げます。

行政改革の関係でございます。

行政改革推進のためには、本市で市長を本部長とする庁内組織である旭市行政改革推進本

部を設置しております。副市長が副本部長、事業管理者であります病院の事業管理者や国民宿舎、消防長、教育長、各課の課長がメンバーとなって本部員を構成いたしております。

この本部におきまして、時間外勤務の縮減について、定員の適正化計画の推進について、行政改革のアクションプランの進捗状況といったものにつきまして協議をしまいいりまして、本部で決定をいたしまして、もう一つ、外部の方が入っております旭市行政改革推進委員会という組織がございますが、こちらの方にいろいろご意見を伺ったり、本部の方で検討いたしましたものをお出しして、経過を説明して、その後の行政改革に資することとしております。この9月議会でもその状況について、取り組み状況ということで一部紹介いたしましたけれども、今年度の状況を見まして12月21日に旭市行政改革推進委員会を開催する予定で、そこでまたいろんなご意見をちょうだいいたしまして、次の対応に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（嶋田茂樹） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、指定管理者制度を干潟保育所に導入することによる財政メリットということでお答えをさせていただきます。

干潟保育所の運営に当たりましては、先ほど議員からお話ございましたように、行政改革アクションプランに基づきまして、指定管理者制度による民間委託を進めているところでございます。

ご質問の中で、まず、干潟保育所の全体の職員ということで申し上げますと、正規職員が10名、臨時6名、計16名で業務を執行しているところでございます。

そして、干潟保育所の運営費の全体の額でございますが、平成18年度決算で申し上げますと約8,600万円の経費を要しているところでございます。指定管理者制度を導入することによりまして、既存の特別保育事業のほかに新たに土曜日の1日保育ですとか、現在、交渉中ではございますけれども、病後児保育事業、これら特別事業の実施による保育サービスの拡充を行ったといたしましても、1,000万円強の経費の節減が図れると考えているところでございます。それで、当然のようにこの正規職員10名につきましては、14保育所に配置をすることになります。

それで、交付税と補助金の差額ということでございますが、平成15年と16年を比較させていただきますと、約2億6,000万円ほど補助金が減額となり、それが交付税に変わったということだろうと思います。そして、この指定管理者制度、これら民間委託の実績を見きわめることと併せまして、職員採用につきましても、必要最小限に抑えながら効率的な行政運営

に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

(「それから人件費、正規職員と臨時職員」の声あり)

- 社会福祉課長(在田 豊) 失礼しました。答弁漏れでございます。

平成18年の人件費総額は、干潟保育所の場合には7,370万円ほどでございます。そのうち、正規職員が6,580万円、臨時職員が790万円ほどでございます。

以上です。

- 議長(嶋田茂樹) 建設課長。

- 建設課長(米本壽一) 旭中央病院アクセス道、進捗状況と今後の見通し、予定について、路線ごとにお答え申し上げます。したがいまして、初めにそれぞれの路線の説明をしたいと思います。

東西線Aは、旭中央病院から川島歯科医院北側交差点まで、約900メートルでございます。東西線Bは、川島歯科医院北側から飯岡バイパス交差点まで、そして南北線は、旭中央病院ヘリポートから東総広域農道まで約3.2キロ、これは今回の議案の3.2キロでございます。

それでは、それぞれ進捗状況についてです。

東西線A、旭中央病院から川島歯科医院までですけれども、道路の詳細設計はすべて終了いたしました。用地交渉、対象者が34名おります。契約の済んでいるのは17名、率50%です。それから物件補償交渉、あそこに倉庫、ハウスがありますので、対象者6名と交渉中でございます。工事です。ヘリポート西側、水路の付け替え工事を約110メートルですけれども、今、工事が始まったばかりでございます。

続きまして、東西線Bです。飯岡バイパスとの交差点の工事は、約100メートルですけれども、済んでおります。それから、今月発注予定ですが、川島歯科医院北側の交差点工事を行うことになっております。

最後に、南北線です。道路詳細設計を今実施中です。具体的には旭中央病院から国道126号までです。距離は650メートルです。国道までの間にJRの跨線橋を250メートルという予定をしています。だから、先ほどの詳細設計650メートルプラス250メートルの跨線橋を今詳細設計に入っております。用地交渉の状況ですが、国道までの対象者は29名おりまして、今、交渉中でございます。また、物件補償の交渉ですが、対象者が9名おりまして、同じく交渉中でございます。

今後の見通しについて、路線ごとにご説明申し上げます。

今年度の道路の詳細設計で、おおむね詳細設計は終了いたします。

東西線 A ですけれども、用地につきましては、平成20年度買収終了を目指します。工事に  
つきましては、平成21年度竣工を目指します。

東西線 B、これは用地はすべて済んでおります。工事ですけれども、同じく平成21年度竣工  
を目指します。

南北線です。用地、物件含めまして、平成21年度の早い時期に完了を目指します。工事に  
つきましては、旭中央病院から県道銚子旭線までは平成21年度の完成を目指します。県道銚  
子旭線からさらに国道までにつきましては、平成22年度完成を目指します。

以上で進捗状況と今後の予定についてお答え申し上げました。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 私からは、旭中央病院問題のうちの経営の見通し、補助金の関  
係、医療連携、入札について、この4点についてお答え申し上げます。

まず、現在の収支状況はどうかというご質問でございますが、本年10月までの収支状況を  
申し上げますと、10月までの累計で1億600万円の黒字となっております。全体的な特徴と  
しては、収益は順調に伸びておりますけれども、費用の伸びが予想より大きいという点であ  
ります。費用の中でも、特に医薬品、診療材料等の材料費の伸びが大きくなっております。  
その対策として院内にプロジェクトチームをつくりまして、材料費の削減に向けて具体的な  
対策を講じております。今後、下半期にかけてその効果が出てくるものと考えておりますが、  
さらに事業の効率化を図ることによって利益の確保に努めてまいりたいと考えております。

2点目の補助金の現状と今後の見通しであります。国や県におきましても、当病院の再  
整備事業は非常に注目をされております。これまで県知事には、10月16日に市長、議会議長、  
病院長で、当院の地域における役割や再整備事業を説明し、これに対する補助要望をしたと  
ころであります。また、厚生労働省の外口医政局長には、11月27日に同様の要望をしており  
ます。今後の見通しであります。知事には当院の役割を高く評価をしていただきまして  
「県立病院と同じように思っていますので、県財政も厳しい折ですが、できる限り助成をし  
ていきたい」というお答えをいただいております。また、厚生労働省の外口医政局長には、  
実は訪問前から当院の建設に対する補助制度がなくなってしまうので、何か替  
わる制度はないかということいろいろご検討していただいたところあります。結果的に  
は、国においても三位一体改革の影響によりまして、当院の建設に対する補助制度について

はなくなっていました。制度は残っているものもあるんですけれども、それは過疎とか離島とか、当院には対象にならないものが残っておりますけれども、当院については補助制度がなくなってしまったということで、大変申し訳ないということも言っておられました。ただ、外口局長からは、できることは何でも応援をしていきたいというようなお言葉もいただいているところであります。

それから、３点目の医療連携であります。まず、現状はどうなっているかという点であります。東総地域の医療連携につきましては、まず、匝瑳市民病院との連携に向けた協議を始めることが決まっております。現在は、それぞれの病院の機能をどうしていくか、特に匝瑳の方でありますけれども、老朽化した施設の取り扱い、職員の取り扱い、赤字の問題でありますけれども、財政などの問題を両方の市・病院で事務的に協議をしている段階であります。

それから、医師の派遣についてのお尋ねもありました。現在、旭中央病院では、二つの県立病院を含みますけれども、周辺の14の病院に対して医師を派遣しております。常勤としては匝瑳市民病院と銚子市立病院に各２名、非常勤としては14施設に対しまして、１回行けば１人と数えて延べにして月103人の医師を派遣しております。

それで、医師の身分、給料ということでございましたが、当然、身分については旭中央病院の身分を持ったままで派遣ということで、給料についても旭中央病院から支払っております。

それから、入札について、契約についてであります。平成18・19年度の契約方法はどうかというご質問でございます。建設工事関係について申し上げますと、平成18年度が14件ございまして、そのうちの９件が広い意味で随意契約であります。見積もり合わせが７件、１社随意契約が２件。ですから、14分の９が随意契約でありました。今年度、平成19年度は、８件すべて一般競争ないし指名競争でやっておりますので、随意契約はゼロであります。契約については以上でございます。

（「重立った工事、例えばどこの業者が随意契約か、そういう点個々に。

大きなものだけ。それから委託業務はわかりますか」の声あり）

- 病院事務部長（伊藤敬典） では、手元に資料がありませんので、時間をいただければ。
- 議長（嶋田茂樹） 病院再整備室長。
- 病院再整備室長（鍋木友孝） 私からは、４点目のご質問であります新館建設中の問題点は何が予想されるかについてお答えいたします。

まず、交通渋滞が考えられます。この緩和策といたしましては、工事用車両は東側進入路と北側進入路を予定しておりますけれども、そのうちの北側進入路につきましては、土曜と日曜、早朝以外は使用しませんで、これまでどおり患者用の通路として確保いたしたいと思っております。このことによりまして、工事期間中におきまして、なるべく患者様に迷惑のかからないようにいたしたいと考えております。

それからもう1点、駐車場の不足ということが考えられます。新本館は現在の患者用駐車場に建設をいたしますので、患者用の駐車場が台数が不足することになります。現在、患者用といたしまして約1,400台余りの収容台数がありますけれども、このうち約750台が不足することになります。この不足を確保するために、患者を優先すべく職員駐車場を患者用に転換するようなことで対応いたしたいと思っております。また、近隣する土地、現在のヘリポートの南側でありますけれども、そこを新たに賃借いたしまして駐車場に造成することで対応いたします。このようにすることで患者用の駐車場はできる限り近くを配置したいと考えております。一方、職員駐車場につきましては、病院から離れますけれども、旧ヘリポート跡地に駐車場を確保いたしたいと思っております。職員駐車場ですべて不足する分につきましては、近接地の確保も考えております。また、自動車以外の通勤手段の推奨などを通じまして、必要な職員駐車場の台数が少しでも減ることも検討したいと考えております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 旭中央病院関係の3番目の公営企業に対する市の法的責任ということで、ご質問は他の病院と同じように赤字になった場合に、市は法律的にどのような責任を果たすのかというご質問でございます。

旭中央病院につきましては、平成17年6月以前は一部事務組合の開設、平成17年7月から市が設置する地方公営企業となっております。会計については、一般会計から切り離しました公営企業会計ということで、原則といたしますか、理念といたしますか、独立採算が旨とされております。したがって、現状では従来から地方交付税に算入された額のみを繰出金として出しております、このルール以外の市の補てんというのは今のところは考えておりません。

ただ、質問の趣旨は、もしといたしますか、万が一といたしますか、赤字が多くなった場合にはどうするのという質問かと思っておりますけれども、経営が悪化してどうしようもなくなったということは今は想定していないんですけれども、運営に支障を来すような事態が生じた場合、

まず最初に議論するのは繰り出し基準というのがございますが、その中で議論をしていくことになるかと考えております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 土地の利用状況についてというご質問についてお答え申し上げます。

まず、病院の延べ敷地面積が16万1,330平米、うち病院の所有地が13万3,300平米、そのほかに借用地が2万8,030平米あります。トータルで16万1,330平米ということです。それで、病院所有地13万3,300平米の内訳なんですけど、病院の構内が11万1,400平米、東足洗のグラウンドが6,000平米、飯岡診療所が2,900平米、医師住宅が1万3,000平米というような形になっております。借用地としましては、先ほど言った2万8,030平米の中に、シルバーケア、看護学校玄関前、養護老人ホーム、第1職員宿舎、駐車場が挙げられます。

以上でございます。

（「それは貸しているのはないですか」の声あり）

○病院経理課長（鈴木清武） 貸しているのはあります。医師用住宅として賃貸しているのがございます。医師住宅ということで、医師マンションも含めて全部で1万3,000平米ございます。

（「貸しているのはどのくらいあるのか」の声あり）

○病院経理課長（鈴木清武） これは約1,930平米でございます。

○議長（嶋田茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、コミュニティバス停留所の待合室ということでお答え申し上げます。

コミュニティバスの待合室でございますけれども、実際に待合室を設置してあるところはございません。旧干潟地区、このルートにおきましてベンチが設置されている。これは旧町時代に設置したものと聞いております。これが7か所ございます。

コミュニティバスなんですけれども、幅員の狭い場所の運行等も相当ある。バス停留所の標識が置いてあるところがほとんど道路の路肩ということで、待合室を設置するのは非常に厳しい状況であるという認識でございます。

ただ、考え方といたしまして、ご年配の方が相当利用されるということでございますので、バス停で長く待たせないということを一つの基本にいたしまして、できれば定時運行をさせ

ながら、運行状況、利用状況等を見ながら進めていければなというのがうちの方の考え方でございます。

それと、公共施設のところにもバス停を設置してございますので、公共施設につきましては、それぞれその施設の中で待てるようにお話をさせていただいている。そのような状況でございます。

○議長（嶋田茂樹） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 契約関係であります。これは膨大な量になりまして、取りあえず今は建設関係だけ手元にございます。それもまた件数が多いものですから、主なところだけ申し上げます。平成18年度、全体で14件あるんですが、これをずっと述べていますと大変お分かりになりづらいと思いますので、大きいところだけ上から四つほどとりあえずこの場でお答えをしたいと思います。平成18年度の工事の金額の大きいところだけ四つほど申し上げます。一つが、第1医師マンション新築工事が税込みで約3億5,400万円です。契約のやり方は公募型の指名競争でありまして、契約者は阿部建設であります。二つ目に大きいのが内科外来増築工事で、契約金額8,800万円です。これは1社随意契約です。契約先が阿部建設。

（「その理由」の声あり）

○病院事務部長（伊藤敬典） 理由はここにはありません。この随意契約は別の資料になっていまして、後で理由を申し上げます。

取りあえず四つほど大きいところだけ申し上げますが、3番目が第7医師マンション改修工事、金額が6,500万円。これは3社の受注希望型の競争入札でありまして、契約者が阿部建設。4番目が4 - 1 C・2 C 西病棟改修工事、金額が6,400万円。これは3社の見積もり合わせによる契約でありまして、契約者が阿部建設ということであります。

それから、平成19年度はこれまで8件行っております。これもまた金額の大きいところから二つ、三つ申し上げますが、一番大きいのが看護師宿舎新築工事、これが金額が2億3,900万円で4社の一般競争入札で、契約者は阿部建設。二つ目に大きいのが看護専門学校の改修工事、金額が3,900万円、3社の受注希望型競争入札、契約者は阿部建設となっております。

それから、先ほどの随意契約理由でありますけれども、電気、給排水管、医療ガス設備等、既存設備と密接不可分の工事でありまして、例えば誤って酸素などの医療ガス管等を切断しますと医療行為に重大な支障を来す場合があります。そういうことから現場に精通をしてい

る業者が適切というふうに判断をして契約をしたものであります。理由としては以上のとおりであります。

（「それから業務委託」の声あり）

- 病院事務部長（伊藤敬典） 委託が、今、手元にたくさんの件数がありまして。

（「実施設計」の声あり）

- 病院事務部長（伊藤敬典） 再整備の実施設計ですね。それは先ほどお答えをしたとおり、大きくは三つの理由から、一つは選定がプロポーザル方式で提案内容によって選んでいるということです。それから、変えてしまうと、よく手戻りといいますか、工程が……

（「金額」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） 病院事務部長。
- 病院事務部長（伊藤敬典） 実施設計金額でありますけれども、今回、税抜きで2億8,900万円であります。

以上です。

- 議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。
- 21番（高橋利彦） それでは、再質問いたします。

まず、初めの行財政改革推進本部の問題であります。先ほど副市長から定員適正化計画とか残業手当、これらの見直しをしたという答えが出たわけでございますが、一般住民にとっては目に見えないわけです。これからもっと住民の目線で分かるような行財政改革をしていただきたいと思います。いずれにしても、この本部では自分で自分の身を切るんですから、なかなかやりづらいでしょうけれども、なぜ合併したかを踏まえた中でお願いしたいと思います。そして、推進委員会がありますが、推進委員会は全部民間ですよ。ですから、民間の委員も入れた中で本部を立ち上げた方が行財政改革推進本部の意義があると思うんです。その辺どういうふうにお考えなのか答弁いただきたいと思います。

- 議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

- 副市長（鈴木正美） 再質問にお答えいたします。

定員とか時間外の方の関係がウエイトが大きく聞こえてしまったのかもしれませんが、目に見えない住民の方の利便性、例えば支所の問題ですとか、そういったことについても行政改革の中でやっております。

本部の方で自分で自分のことを云々ということでお話ございましたけれども、本部につき

ましては、庁内の意思を形成するために置かれているという性格上、外部のご意見につきましては、先ほど議員おっしゃった旭市行政改革推進委員会に15名ほどの民間の先生方がいらっしゃいますので、そういった方にいろいろご意見を伺いながら、本部の方で庁内的なものを固めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 結局、最終決定は本部でございますので、委員会というのは提言しかできないわけですよ。そういう中では、本部の中において民間が決定権を持てる行政改革推進本部をつくらなければならないと思うんです。職員100人減らすといたら、これはその立場にいたらなかなかできない。そこは住民の目線でとらえた中で民間を入れるべきだと思うんですが、その辺どうお考えですか。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（鈴木正美） ただいま本部の中に民間の委員が入った方がそういったことが可能ではないかというふうなお話でございます。本部の構成員につきましては、中でまた検討させていただければというふうに思います。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、そういうことで合併の所期の目的を達成するために、副市長、県から来られた立派な方でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、保育園の問題でございますが、先ほどの答弁でございますと、全体で1,000万円くらいの削減ということですが、人件費だけでも正職員で6,600万円、臨時6人で790万円、それで7,390万円かかっているわけです。正職員1人当たり六百五、六十万円するわけです。指定管理者制度にして、先ほど課長は1,000万円安くなったと。それはその面だけとらえれば1,000万円安くなったか知らないけれども、逆にここで16人いた正・パート、6人はすぐ切れます。10人は切れないわけですよ。そうすると、今度はどこかへその10人を持っていく。そうすると、パートは幾らもしないわけです。150万円から200万円。例えば200万円にしたって、六百四、五十万円の人件費を充てるわけです。そこで今度、四、五千万円コストが高くなってしまうわけです。指定管理者制度にして民営化しても何のメリットもないわけです。

それから、補助金制度の絡みですが、平成15年度は全体に4億5,000万円来たわけです。それで平成16年度になったら、民間の分だけは1億9,000万円来たけれども、公立の分が2億6,000万円なくなった。なくなったというより、これは補助金から交付税に変わったわけ

ですが、交付税に変えるということは、結局、国が出す金を削るということだと思うんです。そういう中で、だいたいどのくらいこの交付税が減らされたのか。

例えば旧干潟町を見てみますと、平成15年度は5,600万円の国・県の補助金があったわけですが、平成16年度では私立だけは2,400万円来ています。公立は3,100万円。そうすると、子どもの数は私は分かりませんが、公立の保育園は1か所1,500万円しか来ないわけです。ですから、この面で市はかなり負担していると思うんです。ですから、民営化するのもいいですが、総合調整機能を図った中で、行政改革推進本部で、ここでこうなったら、こうなるんだよという試算を出すべきではないかと思うんですが、どうですか。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 平成16年度から三位一体改革で公立の保育所運営費負担金が一般財源化されたということで、先ほど高橋議員が言われたように、確かに措置費負担金のときは国・県から公立・私立合わせて4億5,000万円ほど入っていた。これが私立だけになりまして、公立分は2億6,000万円ほど減額になっております。

交付税にどのくらい入ったのかということでございますが、これはあくまでも試算でございますけれども、交付税に措置された分は約2億1,000万円程度かなということで、補助金でもらっているよりは下がっております。これは交付税の特性といえますか、一般財源化という表現をしておりますけれども、保育所で公立でやっているときには、その保育所ごとに補助金が来ます。ただ、交付税というのは全国の市町村にまんべんなくまきますので、極端なことを言えば、公立保育所がなくても、その市町村に保育所運営費という形でばらまかれる。ですから、広く薄くなるということで、どうしても交付税の方は低くなるという状況でございます。

○議長（嶋田茂樹） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、先ほど指定管理者によりまして削減できる分、今度は職員がほかへ配置替えになることによって人件費として高くつくのではないかとということで、メリットが見えてこないという部分でのご質問がございましたが、今、正規職員111名ございます。臨時職員が、短期的に雇用する分も含めまして51名ございます。それで、111名の人件費で申し上げますと、1人当たり約640万円ほどになっております。臨時職員の1人当たりの人件費は約240万円弱ということで、1名に比較をしますと400万円ほどの正規雇用の部分での人件費増につながります。これら10名分ですので4,000万円、人件費が高くな

るわけですが、その中で退職職員の補充という部分で、指定管理者制度を見据えまして、平成18年、19年で保育所部分での退職者の補充につきましては全くやってきませんでした。それで、平成18年、19年で合計12名の退職者または本年度予定者がございますけれども、来年20年4月におきまして2名を新たに採用するようになっております。したがって、その辺で10名分の正規雇用は、実数といたしまして2か年で減となっているというようなことでございます。

その人件費部分が主ですが、たまたま平成20年度も予算を固める時期というようなことがございまして、それでは平成19年度と20年度の保育費総額ではどのくらい差があるのだろうかということを試算をさせていただきましたところ、総額では230万円ほどの増になってしまおうという見込みをしているところでございます。

それで、指定管理者を導入しまして、直ちに保育所全体の運営経費という部分での減額にはつながってはきておりませんが、もう少し長いスパンでその辺をご判断いただきますと、特にそういう人件費部分での削減効果というものは期待できるものというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） これは私が先ほど申し上げましたように、補助金から交付税に変わるということは実質減らされるということで、財政課長の言うとおりなんです。そういう中で、確か指定管理者制度になって1,000万円安くなっても、結局、今度は人件費で4,000万円高くなってしまうわけです。干潟保育所だけ見れば1,000万円安くなった。しかし、全体では逆に3,000万円高くなってしまうわけです。早い話が、木っ端拾って材木流したようなものなんです。いずれにしても、こういうことをする場合には総合調整機能、指定管理者制度になったのだ、そうすれば今度は採用を控えて、そこへ保育士を持っていけばかなりのメリットが出ると思うんです。それをわざわざ今度は安いパートを切ってしまって、高い人件費で持っていったら、何のあれもないわけです。国は安くするためにこういう制度を出してあるわけですから。アクションプランでは将来的にはみんな民営化するという中で、なぜあえて今年、保育士の新採用をとるのか。その辺、市当局としてどういうふうに検討していたのか、お答えいただきます。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 先ほど申し上げましたように、平成18年、19年で確かに保育士も減になってきておりますし、保育士そのものの年齢構成を見ますと、45歳から上の職員が3分の2以上を占めている状況がございます。それで、全体の退職で調整をするという部分はもちろんのことでございますが、実際のところ、ある程度主要な部分というのは正規職員が担任等で当たっていくという形になり、責任ある保育を展開する意味では必要な部分でございますので、今回、2名を採用をお願いしているところでございます。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、年齢構成とか何とか関係ないと思うんです。アクションプラン、その目標に向かって進んでいく、これが一番大事だと思うんです。それでスリムな行政、それがはね返って、その余った金が市民の福祉に使えるわけですから。ただ、その局面だけをとらえないで、全体的に考えた中で保育所の民営化を検討していただきたいと思います。

それでは次に、旭中央病院のアクセス道路であります。先ほど課長に詳しくご説明いただいたわけですが、南北線の買収予定面積はどのぐらいになるのか、また、買収予定地の坪当たり単価、先ほどは126号までは聞きましたが、何人くらいいるのか、その地権者の反応、協力してくれるとか、まあまあ協力してくれるとか、全く協力してくれない、非協力、そういう感触があると思いますが、その辺、できたらお答えいただきたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 南北線にこだわってということでもありますので、まず、順不同になってしまいますけれども、地権者の反応です。これはあくまでも国道までと国道以北というふうにはっきり分けてございます。なぜかといいますと、県道までが一番大切なのです。東西線の抜け道を造りたいというのが一番大事です。次に、国道まで大事だというのは、大きく金がかかるのは国道までだということで、そこに全力を挙げたいということです。南北線全部で102名おります。先ほど言った人数は、あくまでも国道までということになります。

それで、地権者の反応です。これは前回の議会の建設経済常任委員会でも申し上げました。全体的には65%から70%、いい返事をいただいています。でも、まだ契約には至ってませんよという前提で言っています。非常に厳しいのは20人に1人。5%の方は非常に厳しい方がおりますよということだけは報告してございます。今もそれは変わっておりません。そんな状況でございます。

それから、全体の面積ということでありますけれども、申し訳ございません。今日はその全体の面積は持ってきてございません。持ってきてございませんというのは、今、詳細設計にかけていますので、詳細設計をかけているということは、ここからここまで買収したいという面積を決めるわけですので、申し訳ございません。おおむねでもいいからしゃべれよという話でしょうけれども、申し訳ないです。

あと、金額です。金額も建設経済常任委員会で申し上げました。あれは東西線を中心とした平米当たり1万8,000円という金額は申し上げました。この前後ですよということで、ここにつきましてもそんな金額です。あくまでも前後はあります。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、この問題の2番目ではありますが、今後の進捗状況でございますが、このアクセス道路を予定した中では旭中央病院の建設はなかったわけですが、ここに来て旭中央病院の建設が急浮上した中で、今後の建設計画を当初予定より早めるのか、その辺お答えいただきたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 計画より早めるのかということですが、これは計画どおりです。当初からこういった計画であります。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 事業をやる場合は、そういう一つの目的ができた場合には、ただ行政の真っ直ぐな考えではなく、それに併せてある程度は前倒しでやるのも一つの手ではないかと思います。その辺は、今度は逆に行政が曲がり真っ直ぐでもいいのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） この辺は頑張る気持ちではあります。でも、用地がある方がいますので、あまり軽はずみな返事はしたくないと思っております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

- 21番（高橋利彦） いずれにしても、こういう旭中央病院の建設計画というのができた中では、前倒してやるという気構えでね。せっかくの道路ですからね。まして、これは旭中央病院と限定した中ですのでね。そういうことで、課長、頑張ってくださいと思います。
- 議長（嶋田茂樹） 一般質問は途中でございますが、2時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時35分

- 議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

高橋利彦議員。

- 21番（高橋利彦） それでは、旭中央病院の経営の見通しについて、再質問したいと思います。

先ほど病院事務部長の方から、10月で1億600万円というような数字が示されたわけですが、このままいきますと、今年はもう2億円程度と。昨年から見ますとかなり経営状況が厳しくなっていると思うんです。そしてまた、今、医療関係、国もかなり金がないということで、健康保険組合から金を出せとか、来年の診療報酬も引き下げだとか。こういうちょっとした制度改正によって病院経営はかなり変わってくると思うんです。そういう中で、私、この間、沖縄の関係の報道を見ますと、沖縄の病院で7：1看護、DPCをやっている。それでまあまあ結果が出ているけれども、これからの急激な制度変更の中では、もう公営企業では到底やっていけない、やはり独立行政法人だというようなことが出ているわけですが、私もそう思うのです。公務員であれば、幾ら優秀な医者であっても、特別給料を払うことができない。そういう中で、建設と経営を含めた方策をとっていくのは私は当然だと思うし、また、7：1看護といっても、国が4.6%ですか、公務員純減策を打ち出してきているわけですよ。そうすると、7：1看護だって旭中央病院だけではない。その4.6%というのは市本体と含めた人員計画になると思うんです。ですから、その辺、どういうふうに市と詳細な打ち合せをしてやっているのか、お聞きしたいと思います。

- 議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

- 病院事務部長（伊藤敬典） 今の高橋議員のご質問の趣旨は、公営企業で言えば定員管理、4.数%の純減を示されているのに、今の公営企業では看護師を増やすとかということで達成できないのではないかと、違う経営形態も視野に入れた協議を市の方としているのかというような趣旨のご質問でしょうか。

（「はい」の声あり）

- 病院事務部長（伊藤敬典） これはまだ市の方とは正式な形でのお話はしていませんけれども、病院としても当然経営管理をしていくわけでありますから、将来、病院の収支がどうなっていくか、経営形態がどうなるかということは、検討までいくかどうかは分かりませんが、内部的には考えているところもありますけれども、市本体、当局の方とは正式な話はしてありません。
- 議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。
- 21番（高橋利彦） いずれにしても、旭中央病院は公営企業法全部適用ですから院長が全権限を持っているわけです。市長は、事業管理者に対して、任命権と罷免権しかないわけです。しかしながら、やはり市が親、旭中央病院は子どもなんです。そういう中では密に連携をとった中で建設を含めて経営の問題をやっていく必要があると思います。それと同時に、そういう組織、協議会でも委員会でも何でもいいです、それをつくるべきだと思うんですが、その辺、市の執行部はどうお考えですか。
- 議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

- 企画課長（加瀬正彦） 今、市の方でどう考えるかということでございますが、確かに医療連携協議会の中で匝瑳市と協議を進めております。その中で経営形態も将来的には考えていく必要があるだろうということで、それぞれがその勉強を始めているところであろうと思います。具体的にどうするというのは、これからになると思います。

（「私の質問の趣旨、病院と市でどういう」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） 企画課長。
- 企画課長（加瀬正彦） 協議会を抜きにいたしましても、当然それは市と病院で検討していく必要があるということで、その中で話し合いの場を設けていく必要があるだろうということだろうと思います。それは当然やっていく必要があると考えております。
- 議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。
- 21番（高橋利彦） 私らが見てますと、病院は病院、市は市、そういう感が否めないわけ

です。そういう中では密に連携をとれる組織が必要だと思います。これは要望ですから、答えは結構です。

次に、病院建設にかかわる国・県の補助金の問題でございますが、先ほどの答弁では国は全くないと。県については、要望した中でできる限りということでございますが、この前の実施計画が通るときの話でございますと、最大限努力する、なるべく補助金をもらってくるということでございますが、もうここまで実施計画が通ったわけですから、極端に言えば毎日のように行って補助金をもらうのが当然だと思うんですが、その辺どうお考えですか。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 高橋議員のご指摘のとおりだと思います。できるだけ足まめに行って、できるだけ多く出してもらえるように頑張りたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） その辺、市長、事業管理者、十分頑張っていただきたいと思います。

次に、公営企業に対する市の責任の問題でございますが、繰り出し基準のみの答弁であったわけでございますが、実質的には赤字になったら、どこまで市が金銭的に、財政的に負っていくのか。赤字分は市が全部持つのだよとかという具体的な説明をいただきたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 先ほどの質問に関連してなんですけれども、赤字になったということなんですけれども、今、具体的に赤字がどうのこうのというのは数字が全くございませんし、我々もないことを祈っているということなんですけれども、そこで、どのくらい赤字の範囲で出すのだということを聞かれましても、今、このくらいということはないんですけれども、最終的には地方公営企業といっても、さっき申し上げましたように、市が設置した一つの公営企業体でございますので、最終的には市が何とかするという事態になろうかと思っておりますけれども、今は額そのものが出ていない時点で、幾ら、どうという形ではお答えできないので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） ですから、これは要は赤字になった場合は市で全額持つということですよ。

○議長（嶋田茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 赤字の額にもよろうかと思いますが、直ちに赤字が500万円でも1,000万円でも出たら出すという議論になるのか、あるいは内部留保等も当然あるでしょうから、そういった形のもので、どこまでが限界——そういった形のもので実際に出てこない、今、幾ら出すという形ではお答えができませんので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、公営企業でございますので、最終的には全部市が責任持たなくてはならないということになるのだと思います。

次に、建設中の問題点についてでございますが、先ほど交通渋滞、駐車場が不足するというようなことでございますが、これにつきましては患者等を含めて、万漏のないように旭中央病院として対応していただきたいと思います。

次に、医療連携でございますが、先ほど14病院に出している、匠瑳市民病院、銚子市民病院には2人ずつ常駐で出しているということでございますが、ここは旭市立病院でございます。県立病院ならまだしも、なぜ旭市立病院が独立した行政の他の病院の面倒を見なくてはならないのか、まず、その辺をお答えいただきたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） なぜ派遣をしなければいけないのかというご質問でありますけれども、これは当然派遣先、相手方から強い要望があって派遣を決めているわけでありまして。これは私が答弁するのが適当かどうか分かりませんが、一つは道義的な観点が当然あります。それから、周辺の病院が倒れてしまいますと、当然旭中央病院も困るわけでありまして。そんなことから、できる限りの範囲で派遣をしているというのが実情であります。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） ですから、県立病院とか国立であれば下部団体の面倒を見るところはあるでしょうけれども、何で旭市立病院が独立した行政の面倒を見なくてはならないのか。そういうことでございます。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 今、病院事務部長から何人かが周りの病院に行っているとい

うようなお話を申し上げました。当院はもとより広域東総地区の中核基幹病院でありまして、患者さんもそれだけ広くたくさんいらしているということでございます。うちに患者さんがいらっしゃるのはいいんですが、患者さんが治療が終わって、さて退院だというふうなことになりますと、もとの病院あるいはもとの地域に帰っていただかなくてははいけない。そのようなことになりますと、周りの病院でベッドがなくなりますと非常に困る。今、銚子市民病院と匝瑳市民病院に内科医が2人ずつ出ておりますが、これは主としてベッドを何とか確保してもらいたい。急性期はやりますが、それを過ぎた患者はそちらでお願いしますというふうなこと。それから、軽い救急患者さん、二次救急の患者さんもそちらでお願いしましょうというふうなことであります。城を守るのに、籠城して守るのか、あるいは出城を出して食い止めるのかというようなことであります。我々、既に広域化した病院をやっていると、東総地域の医療に全く責任がないということは言えないのではないかとこのように思っております。そして、周りの自治体及び住民の皆さん、そして病院から応援を求められれば、敵にでも塩を送るという話がありますが、我々は医師の良心としてやらなくてははいけないだろうと考えて、できる範囲でやっているわけでありまして。もちろん給料分あるいはそれ以上のものを先方の病院から派遣費としてもいただいているわけでありまして。だからといって、当院自身の診療に支障のないようにやっている、このようなことでございます。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 道義的な面とか何とかで助ける、急性期以外をそこで受け入れているということでございますが、ここの病院から医者を送るから、結局、その甘えでだんだんと病院経営が行き詰まってしまうと思うんです。それならむしろ、ここは旭市立病院だから送りませんよと。よその病院は分院化した中で合併を考えた方がいいと思うんですよ。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 合併ってどういうことなんでしょうか。よく分かりませんが、（「他の医者の少ない病院。結局、医者がいなければ病院経営が成り立たないから、今度は一つの病院にすると。ですから、例えば旭中央病院の分院にする。こういうことなんです」の声あり）

○病院事業管理者（吉田象二） 今、その辺の話を東総医療協議会の中でやるということになっておりまして、先ほども一部出ましたけれども、具体的には匝瑳市民病院との間で2回目の話が始まったばかりでございます。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、これからの病院経営が厳しい中で、最終的に分院にするような。一部事務組合化ですか、そんな中で旭市のリスク負担を十分検討していただきたいと思います。

続いて、病院の土地の利用状況でございますが、先ほどお答えいただいた中で、貸している土地が1,930平米ですか。行政は、行政用地と普通用地の2点に限られるわけでございますが、行政用地というのは行政財産、これは目的を持って求めたもの、普通財産というのは目的のないもの、結局、国有地の払い下げとか市で利用価値がなくなった土地が普通財産になるわけでございますが、市は普通財産を持っていると思いますが、病院は普通であれば行政財産以外持っていないと思うんですが、そういう中で何で貸し地があるのか。貸した土地が約584坪あるということでございますが、これはどういうふうに貸しているのか、その賃貸料、それから、もし貸していれば、どういう目的で貸しているのか、同時にその土地の購入した時期、貸した時期を答弁いただきたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） まず、病院の土地の利用状況の中の病院の土地なんですけれども、普通財産と行政財産とに分けております。地方公営企業の資産には、行政財産のほかに普通財産も含まれており、地方自治法第238条第3項及び第4項の規定により、公営企業の財産は行政財産及び普通財産に分かれると記述されております。

こちらの普通財産、行政財産なんですけど、まず、直接医療関係をしております病院の敷地、建物関係は行政財産という分け方にしております。それから、優良な医師、技師等を確保するために24時間体制を当病院としてはだいぶ前からやっております。そのために病院所有の土地を、今言った医師、歯科医師、技師等に貸し出しをしています。この医師、歯科技師等が使用している土地は普通財産ということで、年間地代は79万9,000円徴収しております。

それから、購入時期は、昭和37年、昭和42年、昭和45年、昭和57年、昭和58年というような形で、まちまちでございます。

貸した時期は、いつからというのはないんですけども、医師に対しては救急医療を目的としまして、かつ長期にわたって病院に勤めていただきたいという目的がありまして、賃借期間は20年とか30年という形で長期にわたっての契約を結んでおります。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 私が調べたところでは、今、借りている土地が2万8,000平米ありまして、年間約2,300万円払っているわけです。単当83万5,000円。先ほどの答弁ですと、医者とかに貸しているということでございますが、そのうちの約600坪を病院職員5名に、その中で医者1人、技師1人、職員以外。これは元医師で死んでしまった人に貸しているわけですが、この土地は病院はみんな行政財産で求めていると思うんです。普通財産では求めないと思うんです。それが昭和61年に土地を行政財産として買ったわけです。それは平成元年には医者個人の家を建てている。それも病院として建てるならいいけれど、個人の家を幾らそういう理由があってもこれはまったく理由にならないでしょう。これは違反ですよ。その辺、お答えいただきます。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） ただいまの質問なんですけれども、医師以外の者がいるということで、確かに今現在、その医師は亡くなりまして、医師以外の者、そのご家族の方が住んでいらっしゃる。この先生は旭中央病院の優秀な医師であったんですが、本人が死亡により現在に至って、その身内のご家族の方が住んでいるという状況です。ただ、現在、残されたご家族が引き続き居住しているということ、当初の契約は土地を貸しているんですけれども、建物は医師の名義で建てております。したがって、賃貸期間が長期にわたる30年という契約になっておりまして、この契約が平成23年12月に満了となる予定です。この優秀な医師をできるだけ長くとどめる目的として長期の契約になっておりますので、ご主人が亡くなったから、すぐ出ていってくださいとは病院としては言えない。病院のために一生懸命働いてくださった方ですので、そういうことが言えないということです。ただ、契約が4年後に満期になりますので、そのころをめぐって土地の買い取り、または転居していただくかといった交渉を実施します。また、もし土地の買収という形になれば、不動産鑑定士を入れまして行う予定であります。

この医師に対する貸し地というのは、病院としては行政財産ではなく、普通財産という認識であります。

以上でございます。

（「ですから、先ほど言ったように昭和61年に土地を行政財産として買って、その四、五年後に医師個人の家を建てる。これは旭中央病院が

建てたなら問題ないんですよ。個人の家を行政財産に建てられるのか。

聞いているのは、その辺なんですよ」の声あり)

○議長(嶋田茂樹) 病院事務部長。

○病院事務部長(伊藤敬典) 今、話が少し取り違っているところがあると思いますが、まず、病院が普通財産を持てる持てないという話がありますが、これは普通の一般行政と同じように、公営企業であっても法的には普通財産を持てることになっております。

それで、用地の取得目的でありますけれども、住宅用地の目的を持って買っております。

それで、その買った土地が病院としては普通財産の整理をしておりますので、その土地を民間と同じように貸し与えているという状況だと思います。

(「議長、ちょっと休憩」の声あり)

○議長(嶋田茂樹) では、しばらく休憩します。

休憩 午後 3時 1分

再開 午後 3時15分

○議長(嶋田茂樹) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長(鈴木清武) 病院が医師確保のために貸し出している西足洗の土地が行政財産ではないかという質問に対してですが、旭中央病院においては、一部事務組合時代から優良な医師、歯科医師、技師を確保するために、病院の近隣の土地を求めてまいりました。一部事務組合時代に求めた土地について、当時の経理、整備課の認識としましては、行政財産、普通財産との区別の認識はございませんでした。ただし、土地の購入に当たりましては、職員住宅建設用地買収、職員住宅建設予定地買収、医師住宅敷地確保等の名目で土地の購入をしております。平成14年5月7日に従来の公有財産の管理上の区分について、地方自治法第238条の2項及び3項、これは平成14年当時のもので、今は3項、4項になっております。これにより、資産区分について、行政財産と普通財産に分類しております。病院所有土地のうち、職員宿舍、職員駐車場用地122筆、合計5万5,641.78平米が普通財産としております。病院所有地のうち、職員宿舍18棟、西足洗公舎4棟、海上公舎1棟については、直接医療と

は関係ないと判断して普通財産としております。

高橋議員の言う解釈の相違等で、これが行政財産であったとしても、地方自治法第238条の4第7項によりまして、行政財産は、その用途または目的を妨げない限度において、その使用を許可することができると記載されております。また、地方公営企業法第33条3、地方公営企業の用に供する行政財産を、地方自治法第238条の4第7項の規定により、使用させる場合に徴収する使用料に関する事項についても、管理者が定めるといふふうに記載されております。ついては、現在の医師、歯科医師、技師等に貸し出している土地については、病院としては何ら問題がないものと考えております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、土地を求めて五、六年で、たとえ医師住宅であっても個人が建てたのでは、私は医師住宅とはならないのではないかと思います。

また、この土地の借り賃は単当83万5,000円で計算していきますと、実質借りている土地と——これは旭中央病院が保有しているわけですが、結局、もらっている地代、約80万円で、80万円ほどの差が出るわけです。こうなりますと、私はちょっと疑問を持つわけでございます。逆に闇給料、闇手当になるのではないかと思います。その辺お答えいただきます。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 医師、技師、歯科医師等の地代が市役所本体、こちらの方で俗に言う賃貸料、この辺と市の方のものが固定資産評価額の4%ぐらいで賃料を徴収しているというふうに私どもは聞いております。当院の場合、優良な医師、歯科医師、技師に長期間働いていただく目的で土地の貸し出しをしているものでありまして、市役所本体と必ずしも同じにする必要はないという判断でおります。病院独自の判断でやっております。

また、優良な医師、歯科医師、技師を病院近辺に居住していただくことにより、旭中央病院が長年にわたり24時間体制の救急医療を維持してきたものと言えます。このことは旭市民及び周辺住民に対して大変な安心感をもたらしているものと思います。地方公営企業法第33条の3、地方公営企業の用に供する行政財産を地方自治法第238条の4第7項の規定により、使用させる場合に徴収する使用料に関する事項については管理者が定めると記載されております。この条項は基本通達により、第238条の行政財産のみならず、同項の普通財産も含ま

れるとしております。以上により、現在の医師、歯科医師、技師等に貸し出しをしている土地については、何ら問題ないものと考えます。

旭中央病院は、昭和28年3月に開院以来、病院職員の努力により、また、医師、看護師等の確保を努めてまいりました。このような努力の結果、旭中央病院は、医師確保、看護師確保が可能となっております。旭市民及び周辺住民の方々は、24時間体制の救急医療、第1次、第2次、第3次を受けられるようになったことについても、このことが原因だと思います。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） その問題は私は理解できませんが、これは回数が終わりましたので、次に入札の問題でございますが、今回、実施計画、プロポーザル方式で決まったわけでございますが、平成3年に建築審議会の答申が出ておりまして、これにつきましては設計者選定の公正性の確保ということで、審査の経緯、その他必要とされる情報については公表することが望ましい。また、そういう中で手続開始の公示から結果の公表についてやらなくてはならない。そういう中で国土交通省の各地方整備局の営繕部に公共建築相談窓口ができていますわけでございますが、そういう中で、これはこの順序に従って行われたのか。また、入札の中で8,800万円とか6,600万円、それらが随意契約、見積もり合わせ等で行われているわけでございますが、今、防衛庁も入札ではかなり問題になっているわけでございますが、こういう出入りの業者が、また、旭中央病院の幹部の住宅の改築とか何とかやったとかやらないとかといううさもあるわけでございますが、これは疑惑を持たれるわけでございます。この辺、事業管理者はどういうふうにお考えなのか、病院長の考えを聞きたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 今までの入札方法あるいは設計事務所の選定に仕方においては、きちんと定められた方法によって忠実に行われていると考えております。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、市本体は一般競争入札、郵送方式の入札を取り入れている中で、市に準じた入札方法をとるのが病院として当然ではないかと思うんですが、その辺どういうふうにお考えなのか。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

- 病院事務部長（伊藤敬典） ご指摘のとおり、この病院も市立病院でありますから、まさに市と同じようなやり方でやっていくことが望ましいし、そうあるべきであります。それで、実際に今年度に入りましては、建築関係の工事件数はすべて一般競争入札あるいは指名競争入札で実施をしております。契約制度については、今年度に監査委員からの指摘もございまして、また、病院としても経営の効率化に向けて見直しを図っていることによるものでございます。

以上です。

- 議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。
- 21番（高橋利彦） いずれにしましても、入札というのは公平・公正でなくてはならないわけでございます。そういう中で、特に入札については疑惑を持たれないように。特に幹部の方々には、季下に冠を正さずではありませんが、幾ら正当な値段でやっても、やはり周りの人は疑惑の目で見られるわけでございます。私は、特にそこを指摘したいと思います。

そういう中で、この旭中央病院建設、間もなく始まるわけでございますが、この議会でも実施計画がもう通っておりまして、話では5年、10年は大丈夫だろうと。先は見えないといいますが、我々はこれを承認したからには、執行部の皆さん、病院の皆さん、議員の皆さん、長くこの席でこの病院計画の事業を見据えて、あのときよかったなと最終責任を持てるまで長くやっていただきたいと思います。

以上で質問終わります。

- 議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

伊 藤 房 代

- 議長（嶋田茂樹） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（4番 伊藤房代 登壇）

- 4番（伊藤房代） 平成19年12月第4回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回、私は、大きく分けて4点の質問をさせていただきます。

まず1点目、総合消防情報システムの導入について、2点目、駅のバリアフリーについて、3点目、かんぼの宿の1日開放について、4点目、老人福祉施設の新設について質問いたします。

1、総合消防情報システムの導入について。

( 1 ) 携帯・IP 電話位置情報システム導入による災害点決定の迅速化について質問いたします。

災害に対する市民の意識は、平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災や世界各地で異常気象による自然災害の増加などにより非常に高くなっています。消防体制の充実強化を図るため、消防活動の中核となる総合消防情報システムを整備してはどうか質問します。

このシステムは、本年 4 月から全国で運用が開始されたシステムで、当初から運用している消防本部は全国で 45 消防本部、千葉県では 5 消防本部が運用している最新システムです。システム開始の初めは、携帯電話からの通報の増加、119 番通報と同時に発信位置の測位を開始、測位した結果を位置情報として 119 番通報を受信する。消防指令センターに通知の位置情報、事業者名、緯度・経度、精度情報、電話番号など指令センターでは通知された位置情報を住所情報とともに事案画面に表示、事案画面と地図と検索装置が連動して通報場所付近の地図を表示、通報者からの聴取内容と合わせて災害点を決定するシステムです。このシステム開発を利用することによって迅速な手が打てるのではないのでしょうか。旭市としてシステム導入の予定はあるのでしょうか、質問いたします。

2、駅のバリアフリーについて。

( 1 ) 旭駅のバリアフリーの進捗状況について質問いたします。

平成 17 年 3 月定例会で一般質問し、旭駅のバリアフリーについての市長の回答は「障害者の皆さん方、駅を利用する皆さん方が使うということだけでなしに、旭駅のトイレを見ていただいても分かりますように、一般の方も使えるようになっています。そういった意味では、ちょうど今、駅前の整備をしているところですから、それに向けて駅と都市整備課の方で十分相談をさせていただきながら、このことについてはできるだけ早く実現できるように頑張っていきたい。それから、人工肛門の方のオストメイトの対応についても、その中で検討させていただきたいと思います」との回答でした。先日、旭駅に行き、見てきましたが、あまり変わった様子がないようでした。特に、女子トイレは和式のため、足の悪い人、腰の痛い人など、非常に不便な様子でした。また、小さな子どもがいる婦人も、子どもを座らせておく設備も必要なのではないでしょうか。

( 2 ) 合併に伴って飯岡駅、倉橋駅、干潟駅のバリアフリーについて質問します。

現在、飯岡駅につきましては、障害者用トイレはバリアフリーになっていました。でも、女子トイレは洋式ではなく、しゃがんでしなくてはなりません。また、倉橋駅におきましても、障害者用トイレはバリアフリーになり、様式になっていました。しかし、干潟駅は、障

害者用トイレもなく、女性用トイレも和式になっていました。近年、干潟駅は乗降者も多くなってきております。その点、八日市場駅は完全にバリアフリー化され、駅前整備も進んでいました。旭市も人口も増し、都市化されておりますので、バリアフリー化も駅前整備より急を要するのではないのでしょうか、質問します。

3、かんぼの宿の1日開放について。

(1) 65歳以上の高齢者へのサービスとして、1日、ふろの開放ができないのか質問します。

先日、高齢者の方と懇談させていただいたときに、高齢者の方はボランティア活動として草取りや公園の清掃などを実施しています。そのボランティアに対して、お礼と感謝の気持ちを込めて旭市として高齢の方に1日、かんぼの宿または近くの温泉施設を開放できないのでしょうか、質問します。

4、老人福祉施設の新設について。

(1) 年金の資金だけで入所できる老人福祉施設はできないか、質問します。

現在、旭市の人口は、合併後、7万946人となっています。そのうち65歳以上の人口は平成19年現在、1万5,498人となっています。旭市近隣介護保険施設の中に療養施設、保健施設、福祉施設、グループホームなどがあります。その中で旭市に11の施設がありますが、福祉施設は待ち人数が100人以上だと聞いております。来年より、電気、灯油、ガソリン、食品の値上がりは大変なものです。その上、病院に行くにもタクシー代の値上がりも聞いております。高齢のひとり暮らしの方々は、年金だけでは賄えない時代が来ます。でも、健康で心より長生きを願っている皆さんに、年金の給付金だけで入所できるような施設を新設することはできないのでしょうか、質問します。

以上で質問を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） 伊藤議員のご質問の携帯・IP電話の位置情報通知システムの迅速化についてお答え申し上げます。

携帯とIP電話の位置情報通知システムの運用については、議員おっしゃるとおり、この4月1日から開始されました。この効能についても、議員おっしゃったように、消防隊あるいは救急隊、救助隊の迅速なる出場ということで、一番の決め手は、覚知時点で災害情報をいかに的確に早く聞き取るかが勝負であります。そういうことから、位置情報の通知システ

ムは確かに有効だとは思いますが、現状の消防本部の状況を申し上げますと、携帯とＩＰの位置情報の通知システムが開発される前に、ご承知かもしれませんが、一般加入の電話の位置情報の通信システムが既に開発されて運用されております。これはもう10年以上も前のことなのです。しかしながら、これには相当の経費がかかるのです。ということは、電話会社側は通知システムを開発します。しかし、我々側は発信地表示システムというものを買わなければなりません。さらに、この保守と回線使用料、それから、この情報は現実に無料ではないのです。買うのです。ですから、装置の導入と回線使用料、保守管理料、情報提供料等が莫大なのです。そういうことから、うちの方も平成13年3月末に今の指令台に更新したわけなんです。しかしながら、予算の関係と、今、私が言いましたように、その後の経費等の関係から見ますと、導入は今の段階では時期尚早だろうということで見送っております。

そして、携帯とＩＰの関係も、はっきり言って検討しました。この加入電話の発信地表示装置も同時にどうだろうかということも検討しました。しかしながら、平成18年にこういった問題が出たんです。千葉県の消防は31消防本部があるんですけれども、これを二つに分けて、消防無線の広域共同運用を開始するという構想が持ち上がったんです。これは千葉県と千葉県消防長会が主体となって計画を始めました。そしてその計画が現実に平成19年度へ来まして具体化して、今の段階で既に決定しました。そういうことから、確かにあればよいんですけども、この4年間ぐらいでそれが現実化しますので、この4年間に大金を投入するよりも、この4年間、現状で情報の聴取等をやりながらやるかなということで、実際は予算化ということで見送っている状況であります。ですから、広域の共同運用が実現すれば、あと4年くらいですから、それにはっきり言って1億4,000万円も5,000万円も投入するのはどうかなと。そして、過去において発信地の情報聴取が、逃げられたとか逃がしたとかというのは一度もございませんので、現在の段階で今までどおり実施していこうということで考えております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、駅のバリアフリー化ということで、全体の状況につきましてＪＲの回答等持っておりますので、お答えしたいと思います。

まず、千葉県の関係市町村で構成しております千葉県ＪＲ線複線化等促進期成同盟会がございます。ここの中で毎年、夏場にかけてＪＲの方に要望を出している状況です。今年

も駅舎施設等のバリアフリー化の整備促進という形でお願いをしております。ＪＲの回答なんですけれども、交通バリアフリー法に基づきまして基準駅があります、これは5,000人以上の乗降があるところで、ここにつきましては2010年を目指して整備を進めますということで、現在、６割強の整備状況だそうです。残念ながら旭市にある各駅はこの条件を満たしていませんので、どうしても後回しになってしまっているという状況があります。実際にＪＲの施設はバリアフリーになりませんと使い勝手が非常に悪い状況でございますので、これからも市内の各駅につきましては、そういったバリアフリーの整備をしていただけないかという形で要望をしている、そのようにご理解いただければと思います。

○議長（嶋田茂樹） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 平成17年３月に市長が回答させていただいておりますけれども、その後、確かに進んでいないのは事実でございます。本当に申し訳なく思っております。

議員ご存じのように、旭駅は昭和42年に建設されまして、トイレも一緒に建設されておまして、もう40年も経過しているんです。トイレだけは改修してバリアフリー化しても、駅全体のバリアフリー化になりませんので、お客様には大変ご不便をおかけすると思うんです。私ども、ＪＲにその都度、どういった方法で整備できるかお願いはしてございますけれども、いかにせん乗降客が年々減少しております。平成17年度、18年度では、１日の乗客が約2,100人で、乗降客だと倍の数字にしますので、5,000人には満たされておられません。ですから、ＪＲでも基準に達しないから待ってくれということで、要望どおりにいかないのは事実でございます。駅前の整備もだいぶ終点の方に近づいてきております。私ども、どういった方法で全体的な整備ができるか十分勉強して、なるべく早くできればお客様に喜んでいただけますので、ＪＲとよく相談しながら考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（嶋田茂樹） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 倉橋駅と飯岡駅のトイレにつきましては、我々が管理している状況ですので、その立場でさらなる改善策について回答させていただきます。

初めに、現況を申し上げます。倉橋駅、飯岡駅、いずれも駅に隣接して市が管理するトイレを整備しまして、先ほども話がありましたけれども、それぞれに身障者トイレを設置してございます。倉橋駅は、構内からもスロープで段差なく、車いすでも直接利用ができ、また、駅待合室もスロープで入ることができる状況になっております。飯岡駅では、スロープだけではなく、点字ブロックも設置してございます。トイレだとか身障者用の駐車スペースだと

か、駅改札へ目の不自由な方でも利用できるようになっております。

次に、今後の改善計画ですけれども、残念ながら今のところ、具体策はありません。むしろ普段の管理に頭を痛めていまして、具体的には身障者専用トイレをドアや洗面台等を壊したり、バルブを焼かれたり、落書きがあったり、それが現状なんです。体の不自由な方には、防犯面も含めまして被害が及ばないように気を使わなくてはいけないという残念な状況なんです。と申しましても、バリアフリー化につきましては、日ごろの声を議員から聞かせていただきまして、議員からもいい提言をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、3番目のかんぼの宿の1日開放ということでお答えを申し上げます。

ご質問の内容を、かんぼの宿に問い合わせをさせていただきました。そうしましたら、丸一日貸し出しをして開放するというようなことは全く考えていないということでございましたので、これらを実施していくのは非常に難しいという判断をしております。

そして、おふろというお話もございましたので、市にはあさひ健康福祉センター、いいおか福祉センター、これら高齢者の皆様がおふろへ入ってくつろいでいただく施設がございますので、個人や団体を問わず、さらなるご利用をいただけますようお願いを申し上げる次第でございます。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、私の方から老人福祉施設の新設ということで、年金収入だけで入所できる老人福祉施設ができないかというようなご質問に対してお答えしたいと思います。

まず、老人ホームというのは、それぞれの目的ですとか状況等に応じまして施設が現制度で何種類かございます。ご指摘の年金収入が低いということだけで入所できる施設はありませんし、それを市単独でつくっていくというようなことは残念ながら考えておりません。

具体的には低額な料金で入所できる老人福祉法に基づく老人福祉施設は軽費老人ホームというのがありまして、これは直接施設の方へ入所申し込みができます。現在、市内には軽費老人ホームの一つであるケアハウス、これはケアハウス東総園が40床、やすらぎ園ケアハウスが50床で、合計2か所の90床ということになっております。

1か月の入所費用ですが、入所者本人の年金収入等の額により、約8万円から13万円と幅があります。その上限と下限との差額については公費で賄われています。年金収入等の額が150万円以下の場合は1か月の入居費用は約8万円となりますが、国民年金、満額の場合、年額79万2,000円のみでは不足しますので、預貯金や親族からの援助が必要ということになります。

入所者の現状ですが、56%以上が市外の出身の方の利用で、市内の方の入所希望者が少ないという状況を考えますと、新たな軽費老人ホームの整備は必要というふうには考えておりません。

また、年金収入等が少なく、親族などの援助が見込めず、軽費老人ホームに入所できないという方については、身体的に、また家庭環境的に老人ホームへの入所が必要と判断された場合、養護老人ホームへの入所ができます。これは行政による措置という入所の手続になります。市内には、東総園50床があります。

もう一つですが、介護が必要な高齢者につきましては、特別養護老人ホームがあります。介護度及び収入により自己負担額が決定いたします。一例を挙げますと、要介護4の方、年金収入が国民年金を想定しまして80万円以下で、かつ世帯全員が住民税非課税のケースで申し上げますと、高額高齢サービス費が適用になりますので、負担額が月1万5,000円、また、居住費、食費も負担限度額が適用になりますので、多床室、相部屋を利用された場合、月額2万1,300円、ユニット型を利用されても3万6,300円となりますので、自己負担額は月額合計で3万6,300円または5万1,300円となります。この特別養護老人ホームにつきましては、地域密着型で1か所、現在、29人定員のものを、補助金を国から交付されて整備中ですので、平成20年度に新設される予定になっています。この地域密着型というのは、原則、市民のみの利用ということになりますので、待機者の解消につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） 2点目の旭駅のバリアフリーについてなんですけれども、市長としてのお考えをお聞きしたいんですけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） この前も伊藤議員からご質問いただいて、駅の方ともいろんな話をさせていただいているんですけれども、残念ながら駅の方ではほとんどお金を出してくれる気が

ない。やるとしたら、ほとんど市のお金でやらなければならないという面がありますから、県の方とも相談をさせてもらいながら、せっかく駅前の広場もできますし、そんな意味では駅の周りに大勢集まっていただくというのは大事なことですから、その辺も含めまして、しっかり取り組んでいきたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） 干潟駅におきましても、今時、干潟駅内のトイレは近隣ではないのではないかなというふうに思いますので、旭駅と干潟駅もぜひともバリアフリーの実現に向けて頑張ってくださいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） そちらの方もしっかり取り組みたいと思っています。特に干潟駅の場合には、今ちょうどまちづくり交付金事業であの辺の整備も考えておりますから、その辺でうまく該当できるかどうか、その辺も併せて考えていきたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） 大きく分けた3点目のかんぼの宿の1日開放ということなんですけれども、例えば1日といっても短い時間にするとか、また、かんぼの宿だけではなく、近隣の温泉施設、センターなどを一斉に、1か所だけでは入り切れないと思いますので、そういうような考えはございますでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 今、市で進めておりますいろいろな事業、特にお年寄りの皆さん方が健康でその生涯を楽しんでいただけるようにということで、いろんな形で取り組みをさせていただいております。そんな中で、健康福祉センターもありますし、飯岡荘もありますから、そういったところの利用等も含めて、そういったものもうまくできるのかどうか検討してみたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） その1日は無料で貸し切ってしまうようなことで考えてはと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 福祉という面ではいろんな問題がございますけれども、どこまでやっていいかという問題というのは非常に難しいものがあるだろうと思います。幾らでも増やせば増やすほど、その該当する皆さん方は喜んでくれるだろうと思いますけれども、それこそ先ほどの高橋議員の質問の中でも行政改革をしっかりとというようなお話もあったくらいでございますして、そういったものも含めながら、市民の皆さん方の協力もいただきながら、できる範囲で、必要なものにしっかりと光を当てることができるようにするのが福祉だろうと思っていますから、一律ばらまきの形でなくやれるような形がとりたいというふうに思っているものですから、そんなものも含めながら検討したいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） ぜひ検討していただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

伊 藤 保

○議長（嶋田茂樹） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（1番 伊藤 保 登壇）

○1番（伊藤 保） 議席番号1番の伊藤保です。12月の定例会に質問の機会をいただき、ありがとうございます。

早速、通告に従って3項目、4点を質問いたします。

初めに、旧海上中学校校舎解体について伺います。

解体された廃棄物は産業廃棄物になるかと思いますが、どのような処分をされているのか、教えていただきたいと思います。

次に、旭中央病院について伺います。

旭市が平成19年度実質公債費比率が18.5%と千葉県内でワースト9位となり、ほとんどが人口が増えている市町村でございます。その中で、中央病院の再整備計画の中に診療報酬が2.5%ずつぐらい緩やかに上がる予想をしていましたが、厚生労働省は2年に一度診療報酬の改定を行っており、2008年度には改正があります。この診療報酬は、旭中央病院の場合、1年でどのくらいあるのでしょうか。

2点目に、今、話題になっております、注目されております回復期リハビリ病棟について

伺います。

脳卒中などの患者さんは早期にリハビリを行うと自立した社会復帰することが可能だと伺いました。専門の病院や病棟のある病院が千葉県内に3か所ぐらいしかありません。そのほとんどが都市部に集中しております。この東総地域にはありません。そこで、お聞きしますが、回復期リハビリとは、普通のリハビリとどう違うのでしょうか、教えていただきたいと思います。

次に、循環型社会形成について伺います。

今、資源を大切に使う、また、環境問題など大きくクローズアップされておりますが、旭市では何に取り組んでいるのでしょうか、伺いたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。再質問は自席で行います。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 私の方からは、旭中央病院の回復期リハビリテーション病棟についてのお答えをいたします。

リハビリテーションは、ご存じのとおり、脳卒中等の後に社会復帰するまでの間の主とした運動あるいは作業療法であります。リハビリテーションの中には、病気が発症してから1週間以内の超急性期、急性期、そして回復期、慢性期というふうに分かれるわけでありまして、回復期リハビリテーション病棟というのは亜急性病棟というふうな位置付けになります。私どもの病院でやっているリハビリは、今、急性期リハビリでございますので、だいたい1か月以内をめどということになっております。回復期リハビリというのは、1か月から3か月でございます。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 私の方からは、旧海上中学校の解体工事に伴う廃棄物の処分、処理についてお答え申し上げます。

廃棄物の処分につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の定めにより適正に処理されます。また、建設工事に係る資材の再資源等に関する法律、いわゆるリサイクル法に基づき、特定建設資材廃棄物は、その場でコンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルトコンクリートに分別し、各処分場に運搬し、処理いたします。

なお、適正な処分場に持ち込み、処分しているかに関しましては、各処分場とのやりとり

が記載されましたマニフェスト、産業廃棄物管理書を回収し、確認いたします。建設工事請負契約書には、分別解体の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用が記載されております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 診療報酬額についてはどのぐらいかというご質問でございますが、平成18年度の当院におきます診療報酬請求額は、国民健康保険、社会保険等で約230億円になります。そのために診療報酬の1%というのは、計算上で約2億3,000万円ということになります。

ちなみに、平成18年度は過去最大の診療報酬引き下げがございまして、マイナス3.16%ありますが、これは当院に当てはめると、当院にとっては7億円以上の減収になったところでございます。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、旭市の循環型社会形成として取り組んでいる内容をご説明いたします。

家庭から出る一般廃棄物としてのごみには、生ごみ、資源ごみ、例えば缶とか瓶とかペットボトル、プラスチック類、それから紙・布類、不燃物があり、焼却するものは焼却しております。そして、資源化できるものは再資源化を図っております。再資源化を図るため利用できる資源ごみを適正に分別収集、再生してリサイクルをしております。

ちなみに、平成18年度の資源ごみのリサイクル量は3,400トン、金額では2,567万円ほどとなっております。また、可燃ごみとして焼却された焼却灰の一部についてもエコセメント用として、不燃ごみの中に混入している鉄分等についても選別して資源物としてリサイクル業者に引き渡しております。

また、ごみの減量化も循環型社会形成にとって大変重要なことから、通称3Rと言われておりますが、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）ということを法律でも決められておりますし、そのような形で減量化も進めていきたいと考えています。

なお、資源ごみの集団回収についても、現在、検討しております。

次に、各家庭から出されるごみの中には分別が徹底されていないものが見られることから、

市内各地区に委嘱したリサイクル推進員を通して、資源ごみの分別や収集方法、処理できるものの説明会を行い、分別等の指導徹底をお願いしております。

また、市民へのPRとしては、広報や環境関係団体を通して、ごみの分別方法の徹底等により資源化を図るようお願いしております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 旧海上中学校の解体工事の件ですけれども、これは最終処理するところが決まっているということでございますが、県外に持ち出されるのでしょうか、それとも場所と工場の名前等聞けたらありがたいと思います。その辺をよろしくお願いします。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

私の方でお聞きしている処分につきましては、中間処理をする業者でございまして、そこからまたそれぞれの最終処分場へ持っていかれるということを、先ほど申し上げましたマニフェストで確認をするということです。ですから、県内もありますし、県外も生じてくる、そのようなことになっております。それは後で書面で確認をすると。一方で再資源をするものもございますので、そういったものもチェックをしていくことになっております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） これは書面でということでございますけれども、実は前回、広域ごみ処理施設の反対運動もございましたけれども、これはほかの地域に運ばれると、産業廃棄物ですから非常に迷惑がかかるようなこともあろうかと思えます。そこで、私は、最終処分場というのは一体どこにあるのかお聞きしたいんです。中間業者からどこへ行っているのかということ徹底追求していただきたいと思えますけれども、その辺のところは考えておられるのでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 先ほども申し上げましたとおり、中間処理業者から最終の処分場へ持っていきます。それは工事が終わってからでないと確認がとれませんので、それを先ほど申し上げましたマニフェストと言われる管理表で受付印でチェックをするということでござ

いまして、現在の時点でどこへ持っていくのかということは、処分場の都合もあるし、業者の都合もありますので、分からないと言った方が正確でございまして、工事が終わった段階で確認をするといったことだと認識しておりますので、よろしくお願いします。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） そうすると、今現在、工事が行われているということでございますので、中間業者がいるわけですが、そこにためておく、あるいはまたそれを運び出すということが現実に既に行われているということでありますので、校舎ですから旭市が自治体として契約しているごみですので、産業廃棄物をどこかに勝手に捨てるというようなことは今はないと思いますので、これは徹底して追求調査していただきたいと思いますので、そのところはよろしくお願いします。どうでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

私どもも発注者側としまして、いわゆる法的な手続をとった処分場であって、中間の業者も法的な認可を取った業者ということで、信頼して仕事をお願いしているということでございますので、工事が終わった段階ではその辺のチェックを十分にしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 次に、旭中央病院の診療報酬の件についてお伺いします。

政府が財政健全化のために今年度から5年間で最大14兆3,000億円の歳出を減らす計画をまとめています。また、舩添厚生労働大臣の言われた薬害C型肝炎患者の補償問題などがありまして、今後、仮に診療報酬が引き下げになった場合に、再整備事業の中で減った分ということですが、約2億3,000万円減るわけですので、その減った分の財源というのはどこから持ってくるのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。市民の皆さんに、これは絶対に安全だ、心配ないというところをお話をしていただければと思います。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 正式には17日の夜か18日になると思いますが、来年度の診療報酬、2年に一遍の改定幅が決まるわけでありまして。中央社会保険医療協議会というところがありまして、そこで支払い側、中立、診療側、このような方が委員でありまして、診療報

酬の大筋が決まるわけでありまして。片や政府の方は、今ご指摘のように、毎年、2,200億円、医療福祉方面を下げようというふうなことで闘いが始まるわけでありまして、今年は今までの観測でありまして、病院医療崩壊というふうなことが言われておりまして、これ以上引き下げる状況にはない。本来は上げようというふうな意見であったわけですが、政府の諮問機関でありますし、「上げる」という言葉はよくないので「引き下げる状況にはない」と、このようなことで答申が行われております。いろいろな財源が薬、先ほど高橋議員のお話で健康保険組合、健康保険組合も2年間はまだ話がつかない、1年間話がつきまして、これでどれだけ上げ幅を上げるかというのが現時点の観測でございます。これは下げられると大変な問題であります。先ほどのように診療報酬というのは病院収入の9割を占めるわけでありまして、大変な問題になります。しかしながら、連続して8年間上がらない、この4年間下げられたというようなことで、今、各病院とも苦戦をしている最中なわけでありまして、ここで下がることはないというふうな観測であります。今のところ、1%ぐらい上がるのではないかとというふうな観測があります。

もう一つは、D P Cがあります。D P Cは我々のような大型病院に対して非常に有利な制度でありまして、先日も旭市出身の厚生労働省医政局の外口局長に、この再整備計画のことを大変心配していただきまして、うちが幸い2年以上前から手挙げをしておりますので、来年から適用になるということで、よかったですねというふうなお話もいただきました。というようなことで、来年下がるという状況には全くない。この2年間はまず問題ないだろうというふうに思っております。

さらには、我々のような基幹病院、先ほども一部お話がありました、医師をたくさん集める病院、マグネット・ホスピタル、これは東北大学の教授が言い出した言葉であります、地域医療に貢献するような病院につきましては、さらに上乗せしましょうという話になっておりますので、ご心配のことはないのだろうと思っております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） ということは、引き下げになった場合にということは想定されていないと理解してよろしいのでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） おっしゃるとおりでございます。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 続いて、回復リハビリ病棟の件ですけれども、今現在、旭中央病院で脳卒中などで運ばれてくる患者さんは何人ぐらいいるのでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 昨年11月から今年10月までの1年間で、脳梗塞の患者さん、脳卒中の大部分は脳梗塞ですので、440名でございます。そのうちリハビリを実施した患者さんは277名、63%となっております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 先ほどのお話ですけれども、回復期リハビリ病棟は、この東総地域に全くないということであります。この440名の中に227名が回復しているというようなお話でございますので、今、若い人たちがかなり多くなってきておりますので、旭中央病院として、地域の基幹病院として、東総圏の中に一つつくられるような検討は進めておられるのかどうか、そういったものもお聞きしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 回復期リハビリ病院につきましては、ご指摘のとおり、東総地域におきましてはほとんどない。ただ、病棟を持っているところはありまして、当院で急性期を過ぎた患者さんを一番引き受けていただいているのは九十九里ホームであります。ここはリハビリがしっかりしておりまして、評判も大変よろしい病院であります。千葉県調査でも、確かにこの辺が少ない、これが問題だというふうには指摘されております。国の方も、施設完結型から地域完結型の医療を目指しなさいと数年前から言っておりまして、もしかすると東総医療連携の中で回復期リハビリ病棟を持つような病院が出てくるかもしれません。既に銚子市立病院は来年4月から回復期リハビリ病棟にしようということで、1病棟を転換しようという計画のようではありますが、地域にとっては必要なものであります。ただし、私どもの病院は、回復期リハビリ病棟をつくらう、あるいは持とうという計画は今のところございません。急性期病院としてやっていこうという計画でございます。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 東総地域にできると、かなり、社会に復帰できる、または自立できる方

がいますと思いますので、これはぜひ近隣の病院と相談をしていただいて、積極的に進めていただきたいと思います。

次に大きな3点目、循環型社会形成についてですけれども、今、ステーションに出している家庭の資源ごみがありますけれども、家庭から出てくるもので植物性のオイルとかいろいろあると思うんです。今、いろんな地域で取り組みがなされております。そういった中で、循環できる物は非常に大切な資源だと思っております。温暖化防止にもぜひ役立てたいと思いますので、できれば、てんぷら油とかいろんな形でステーションに持ってこられるような対策なども考えていただけたらなと考えているんですけれども、鉱物性と混ざった場合にどう対処するのかということも考えると非常に難しいとは思いますが、その辺のところはこれからまた考えてくださるのでしょうか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 一般ステーション等に出される家庭のてんぷら油の処理状況関係でございますけれども、お答えいたします。

現在、旭市では家庭から出る食用油、てんぷら油等を使った後の廃油ですけれども、本市では紙や布にしみ込ませるか凝固剤で固めて可燃用ごみとして焼却しております。また、それ以外の廃油、事業用の重油とかオイル等の関係ですけれども、この処分については産業廃棄物ということになりますので、県知事から認可を受けた専門の処理業者に依頼し、処理しております。食用廃油は適正に処理しないと水質や土壌の悪化に結びつくことになりますので、市民等への広報等を通して適正な処分とご協力をお願いしているところでございます。

なお、先ほど言われたように、食用廃油については、石けんなどに再利用できますし、環境にやさしいことから、これらについても家庭でも簡単に作れますので、作り方の説明書などを配布して普及してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 環境対策、既に非常に大きな問題になってきておりますので、その辺のところは、私たちも研究・調査していきますので、ぜひよろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 4時22分

再開 午後 4時35分

- 議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

- 
- 議長（嶋田茂樹） 本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第13号、工事請負契約の締結についての1議案であります。  
配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） 配布漏れないものと認めます。

ただいま追加議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。  
その結果につきまして、神子委員長よりご報告をお願いしたいと思います。

神子委員長、ご登壇願います。

（議会運営委員長 神子 功 登壇）

- 議会運営委員長（神子 功） ただいま議会運営委員会を開きまして、追加議案の提出に伴う日程の変更について協議をいたしましたので、その内容につきまして、私の方よりご報告申し上げます。

追加議案は、市長より提案のありました議案第13号の1議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してございます平成19年旭市議会第4回定例会議事日程（その2）の本日12月10日、月曜日のとおり、この後、追加日程第1、議案第13号を上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3の議案の補足説明については財政課長を予定しております。追加日程第4、議案質疑、追加日程第5、常任委員会議案付託、議案付託については文教福祉常任委員会を予定しております。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

- 議長（嶋田茂樹） 神子委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。議案第13号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

---

#### 追加日程第1 議案上程

- 議長（嶋田茂樹） 追加日程第1、議案上程。

議案第13号の1議案を上程いたします。

---

#### 追加日程第2 提案理由の説明

- 議長（嶋田茂樹） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

- 市長（伊藤忠良） 本日、議案1件を追加提案し、ご審議いただくことといたしました。

議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第13号は、工事請負契約についてでありまして、旭市立第二中学校校舎改築工事について一般競争入札を執行したところ、落札者がありませんでした。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約による仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、よろしくご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（嶋田茂樹） 提案理由の説明は終わりました。

---

### 追加日程第3 議案の補足説明

- 議長（嶋田茂樹） 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第13号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 平野哲也 登壇）

- 財政課長（平野哲也） 議案第13号、工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

契約の案件は、旭市立第二中学校校舎改築工事であります。

契約の方法は、随意契約で、契約金額は、10億1,535万円であります。

契約の相手方は、竹中・阿部特定建設工事共同企業体であります。

次に、契約の経過を説明申し上げます。

この入札につきましては、海上中学校と同条件のJV方式によりまして、10月25日に入札公告、11月6日に入札参加申請の締め切りをいたしました。そこに二つの共同企業体から参加申請がございまして、この要件審査の後、入札を12月4日に執行いたしました。2回の入札の結果、落札者がありませんでしたので、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定によりまして随意契約となり、入札で最低金額を示した竹中・阿部特定建設工事共同企業体と随意契約交渉を行った結果、予定価格に達しましたので、契約の相手方と決定し、12月6日に仮契約を締結いたしました。

以上で議案第13号についての補足説明を終わります。

- 議長（嶋田茂樹） 財政課長の補足説明は終わりました。
- 

### 追加日程第4 議案質疑

- 議長（嶋田茂樹） 追加日程第4、議案質疑。

議案第13号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

向後悦世議員。

○ 6 番（向後悦世） 2 回入札流れに終わったと財政課長の説明にありましたが、その原因はどこにあると思いますか。また、こうやって入札流れがたびたび行われるようと、市の税金が無駄遣いになってくるのではないかと思いますので、そのところを具体的にお尋ねしたいと思います。

○ 議長（嶋田茂樹） 向後悦世議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○ 財政課長（平野哲也） 入札がなぜ落札しなかったというご質問かと思いますが、この原因ということでございますけれども、原因がどういうものかということとは分かりませんが、設計も多少厳しいといいますが、近年の石油の高騰ですとか資材の高騰、そういったものがあつたのかなとは考えておりますけれども、2 回で入らなかった理由というのはちょっと分かりません。

○ 議長（嶋田茂樹） 向後悦世議員。

○ 6 番（向後悦世） 前に新聞紙上で高落札率だとか何かたたかれた要素があるので、建設業者がいろんな不安を生じているのではないかなと思われまますので、そういう部分は今回も高落札率のようですので、旭市が今後さまざまな入札を行っていく中で高落札率が続くと、やはりどうしても入札申込者が減ってきて高落札率になってしまうのではないかなと自分自身感じますので、皆さんの税金ですから、少しでも適正価格で落札を行えるような方向を、事務方のプロですので、うまくそこら辺をもっと勉強して工夫してほしいと自分自身思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○ 議長（嶋田茂樹） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○ 議長（嶋田茂樹） 議案第13号の質疑を終わります。

以上で議案の質疑を終わります。

-----

#### 追加日程第 5 常任委員会議案付託

○ 議長（嶋田茂樹） 日程第 5、常任委員会議案付託。

これより文教福祉常任委員会に議案第13号の 1 議案を付託いたします。

付託いたしました議案は、18日午後5時までに審査を終了されるようお願いいたします。

-----

○議長（嶋田茂樹） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は、20日、定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時46分

## 平成19年旭市議会第4回定例会会議録

### 議 事 日 程 （第4号）

平成19年12月20日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長陳情報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 事務報告
- 第 6 閉 会

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長陳情報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 追加日程第 1 発議案上程
- 追加日程第 2 提案理由の説明
- 追加日程第 3 質疑、討論、採決
- 日程第 5 事務報告
- 追加日程 議長辞職の件
- 追加日程 議長選挙の件
- 追加日程 副議長辞職の件
- 追加日程 副議長選挙の件
- 追加日程 議長報告事項
- 日程第 6 閉 会

---

#### 出席議員（24名）

1 番 伊 藤 保

2 番 島 田 和 雄

3 番 平 野 忠 作  
 5 番 林 七 巳  
 7 番 景 山 岩三郎  
 9 番 嶋 田 哲 純  
 1 1 番 木 内 欽 市  
 1 3 番 日 下 昭 治  
 1 5 番 林 俊 介  
 1 7 番 林 一 雄  
 1 9 番 嶋 田 茂 樹  
 2 1 番 高 橋 利 彦  
 2 4 番 神 子 功

4 番 伊 藤 房 代  
 6 番 向 後 悦 世  
 8 番 滑 川 公 英  
 1 0 番 柴 田 徹 也  
 1 2 番 佐久間 茂 樹  
 1 4 番 平 野 浩  
 1 6 番 明 智 忠 直  
 1 8 番 高 木 武 雄  
 2 0 番 向 後 和 夫  
 2 2 番 林 正一郎  
 2 6 番 林 一 哉

-----

欠席議員（１名）

2 5 番 伊 藤 鐵

-----

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良  
 教 育 長 米 本 弥榮子  
 病院事務部長 伊 藤 敬 典  
 秘書広報課長 加 瀬 寿 一  
 財 政 課 長 平 野 哲 也  
 市 民 課 長 木 内 國 利  
 保険年金課長 増 田 富 雄  
 社会福祉課長 在 田 豊  
 商工観光課長 神 原 房 雄  
 建 設 課 長 米 本 壽 一  
 下 水 道 課 長 中 野 博 之  
 消 防 長 佐 藤 眞 一  
 庶 務 課 長 浪 川 敏 夫

副 市 長 鈴 木 正 美  
 病 院 事 業 者 吉 田 象 二  
 管 理 者  
 総 務 課 長 高 埜 英 俊  
 企 画 課 長 加 瀬 正 彦  
 税 務 課 長 野 口 徳 和  
 環 境 課 長 平 野 修 司  
 健康管理課長 小長谷 博  
 高 齢 者 長 横 山 秀 喜  
 福 祉 課 長  
 農 水 産 課 長 堀 江 隆 夫  
 都市整備課長 島 田 和 幸  
 会 計 管 理 者 木 内 孫兵衛  
 水 道 課 長 堀 川 茂 博  
 学校教育課長 及 川 博

|             |         |               |         |
|-------------|---------|---------------|---------|
| 生涯学習課長      | 花 香 寛 源 | 監 査 委 員 長     | 林 久 男   |
| 農 業 委 員 会 長 | 小 田 雄 治 | 飯岡莊支配人        | 野 口 國 男 |
| 病院經理課長      | 鈴 木 清 武 | 病 再 整 備 室 院 長 | 鎚 木 友 孝 |

---

事務局職員出席者

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 宮 本 英 一 | 事 務 局 次 長 | 石 毛 健 一 |
|---------|---------|-----------|---------|

---

開議 午前 10 時 8 分

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

---

#### 日程第 1 常任委員長報告

○議長（嶋田茂樹） 議案第 1 号から議案第11号までの11議案と、議案第13号の 1 議案及び陳情第 4 号から陳情第 7 号までの陳情 4 件と、閉会中の継続審査である陳情第 3 号の陳情 1 件を一括議題といたします。

日程第 1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、向後和夫議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 向後和夫 登壇）

○建設経済常任委員長（向後和夫） おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る12月7日の本会議において、本委員会に付託されました議案第 1 号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 3 号、平成19年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、議案第 4 号、旭市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について、議案第 5 号、あさひパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第 8 号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、市道路線の認定、廃止及び変更についての 6 議案について、審査経過並

びに結果を申し上げます。

去る12月14日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、トマト黄化葉巻病防疫対策について、農家の方々は、職業というか、生産する位置づけからかなり危機感を持っているが、非農家の方々については、家庭菜園ということの観点から、その周知方法、また発生した場合の対応はどうするかとの質疑では、この病気はコナジラミという小さな虫が媒介することで病気にかかってしまうというもので、その対応については、トマトを作っている農家だけでは撲滅は難しいと考えている。周知については、言葉で表現するよりも、その症状などの写真をもってカラーでリーフレットを作り、市民の皆様方に知っていただこうと思っている。また、発生した場合の対応については、原則、焼却か土の中に埋めるという方法があるが、家庭菜園等をしている方については、ビニール袋に入れてクリーンセンターで焼却処分してもらう方法がよいと考えている。また、栽培農家については、1か月程度、水をかけないでハウスの中を蒸して、その中で虫を退治し、枯らしてから土に返すという方法で指導していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、2点目として、長熊スポーツ公園整備事業について、ボーリング調査や浮き桟橋の老朽化等の幾つかの問題点を調査して、その内容は基本設計に含まれていると思うが、どんな内容か。また、観光施設という位置づけを持ってやるとすれば、どのような意見を集約して設計に反映させたのかとの質疑では、施設については、20年たった中でかなり老朽化して、非常に管理がしづらい部分がある。また、浮き桟橋については、耐用年数が過ぎている部分もあり、毎年改修していかなければならない状況から、整備するに至ったものである。設計においては、特に汚泥の処理部分に約1億6,000万円程度かかることから、現在の手法の中でその汚泥をそのまま固化して使えるという工法を考えている。また、釣り堀や野球場、ゲートボール場もあることから、それらの利用団体や地元の関係団体等から意見をいただき、そうした意見を聞いた中でコンサルと協議して決めたものであり、特に観光施設として観光協会という部分には相談はしていないとの答弁がありました。

最後に、3点目として、下宿ふれあい公園整備事業について、現在、どういう位置づけで整備をしようと考えているのか。また、今後の公園整備はどのようにしていくのかとの質疑では、下宿ふれあい公園は、地元の方々の意向を反映された形で新市建設計画に載り、そし

て、新たな総合計画の中の5か年計画の中に位置づけられた公園である。また、公園には、小さいもので公園から250メートル以内の範囲をカバーする学区公園から、10ヘクタールを超える市民全体の利用を考えた総合公園というものがあり、下宿ふれあい公園については、公園から500メートルの範囲をカバーする近隣公園ということで整備をしていくものである。今後の整備については、計画に載せてある公園がほかにもたくさんあり、財政状況や社会状況等を見ながら整備を進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第5号の主な質疑について申し上げます。

あさひパークゴルフ場の年間入場者数はどのくらい見込んでいるのか。また、総工費は幾らになるかとの質疑では、年間1万5,000人を想定しているが、健康福祉センターとの一体施設利用や、観光面を生かして飯岡荘等に割引券を置くなどして集客を図っていきたいと考えている。また、総工事費は約6億円近くになるかと思うとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第1号については、賛成なしで否決とし、そのほか5議案については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成19年12月20日、建設経済常任委員会委員長、向後和夫。

○議長（嶋田茂樹） 建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、林一雄議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 林 一雄 登壇）

○文教福祉常任委員長（林 一雄） おはようございます。

文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る12月7日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、平成19年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第7号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3議案と、去る12月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第13号、工事請負契約の締結についての1議案、合わせて4議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る12月17日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第7号の主な質疑について申し上げます。

飯岡体育館の使用料について、5割近い値上げになるが、どういう根拠で算定したのかとの質疑では、今回の改正は、設置年度、施設規模、設備状況等を勘案して格差を生じないようにしたいというのが前提にあり、それと維持管理費等も勘案して算定したものであるとの答弁がありました。

次に、議案第13号の主な質疑について申し上げます。

一般競争入札を1億円以上として取り組んだが、99.73%という高落札率につながった原因は何か。また、海上中学校建設と違い、学童に対する配慮はどうなっているかとの質疑では、2回の入札で予定価格に達しなかったので、この場合、地方自治法の規定により、最低価格の方と随意契約の交渉ができることとなっており、交渉の結果、予定価格に達したことから随意契約をしたものであるが、高くなった原因については分からない。また、学童に対する工事期間中の危険防止等については、工事車両等の出入りやそれ以外の事故等が発生しないよう最善の努力をいたす考えであるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第1号及び議案第2号については全員賛成で、議案第7号及び議案第13号については賛成多数で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成19年12月20日、文教福祉常任委員会委員長、林一雄。

○議長（嶋田茂樹） 文教福祉常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、平野浩議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 平野 浩 登壇）

○総務常任委員長（平野 浩） おはようございます。

総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る12月7日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第6号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、旭市火災予防条例の一部

を改正する条例の制定についての4議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る12月18日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑について申し上げます。

コミュニティバスの運行ルートについて、再度、検討委員会において検討したとのことだが、どういった議論があったのか。また、干潟ルートにおいて、コミュニティセンターから先のルートは今回含まれていないが、どんな検討がされたのかとの質疑では、状況については、飯岡、旭、海上地区については特に質疑はなく、干潟地区で試行ということから料金を100円に決定したが、将来的には見直す必要があるだろうという意見があった。また、干潟地区のコミュニティセンターから先のルートについては、現地等の調査、また千葉交通とも相談し、その結果、道路整備等の関係から、今回はこのルートでスタートしてみたらということで意見がまとまったものである。今回、試行という形でスタートするが、この設定ルートが決定ではなく、便については、乗車実績を見ながら想定しなければならないと考えており、また、干潟ルートについても、うまくルート設定ができるかどうか検討したいとの答弁がありました。

次に、議案第6号についての主な質疑について申し上げます。

給与の改定について、若年層だけ引き上げたというのはどういう考え方なのかとの質疑では、今回の人事院勧告の中で、検討の相手方となる民間の給与水準が改善されているということからこのような形になったのではないかと認識している。また、初任給基準が民間等の比較で1,700円から2,000円アップされていることから、それとの整合を図るという意味もあるかと思うとの答弁がありました。

次に、議案第9号についての主な質疑について申し上げます。

災害対策本部設置に関する基準はあるのかとの質疑では、設置する基準については、この地域で大雨、洪水、暴風、がけ崩れ、高潮等の気象警報が発令され、さらに市の中で災害が発生し、また発生する恐れがあり、市長が設置の必要を認めた時、また大規模な火災、爆発、その他重大な災害が発生し、総合的な応急対策を要すると市長が認めた時ということで、ともかなりの広範囲の災害が現に発生し、それから予測される時ということで理解していただければと思うとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、慎重審

査の結果、別紙報告書のとおり、4議案とも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成19年12月20日、総務常任委員会委員長、平野浩。

○議長（嶋田茂樹） 総務常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各常任委員会委員長の報告は終わりました。

-----

## 日程第2 質疑、討論、採決

○議長（嶋田茂樹） 日程第2、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。

佐久間議員。

○12番（佐久間茂樹） 12番、佐久間です。

建設経済常任委員会の議案審査報告書について質問……

○議長（嶋田茂樹） これは通告……

（「通告できないでしょ」「だって、今お伺いしたんですけど」「今聞いたんだもん。執行部の答弁求められないんだから。そうでしょう。委員長報告のみしかできないんだから」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時45分

○議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐久間議員の発言を許可いたします。

○12番（佐久間茂樹） 12番、佐久間です。

建設経済常任委員会議案審査報告書についてお伺いします。

議案第 1 号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項ということで、審査結果が否決とされております。賛成なしということでございますが、委員会の後、委員会の皆さんで現地を視察に行って、その委員会のメンバーの皆さんの考え方もある程度変わっていると、そういうお話を聞いています。この 1 号議案の採決に当たって、重要な判断材料になりますので、その辺のところをお聞かせ願えるんでしたらお聞かせ願いたいと思います。

- 議長（嶋田茂樹） 佐久間議員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設経済常任委員会委員長、向後和夫議員。

- 建設経済常任委員長（向後和夫） それでは、佐久間議員の質疑に対しまして答弁をさせていただきます。

委員長というのは、その委員会内での出来事についてはご報告できますけれども、委員会後のことにつきましては答弁することができませんので、その辺ご了解を願いたいと思います。

以上です。

- 議長（嶋田茂樹） 佐久間議員。

- 12番（佐久間茂樹） 確かに委員会採決後ということで、ご報告できないということでございますが、執行部提案の原案を賛成なしという形で否決するというところで、結構大変なことなんでしょうと思うんですが。それでも当日のうちに懸案事項を現地視察して、委員会の皆さんもある程度考えが変わったのであれば、再度委員会を開催して採決すべきだったのではないのかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

- 議長（嶋田茂樹） 佐久間議員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設経済常任委員長、自席で結構です。

- 建設経済常任委員長（向後和夫） それでは、答弁をさせていただきます。

一たん委員会閉会後はそういうこともできませんので、行いませんでした。

以上です。

（「了解」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） そのほかございませんでしょうか。

木内欽市議員。

- 11番（木内欽市） 総務常任委員長にご質疑申し上げます。

バスルートの件での意見はいろいろ出たようでございますが、バス料金、小学生は半額に

したらとか、他地区ではそういったようなことも行っているようですが、そういった意見は出ましたでしょうか。

- 議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務常任委員会委員長、平野議員。

- 総務常任委員長（平野 浩） 木内議員の質疑に対して答弁をさせていただきます。

そのような議論はありませんでした。

以上です。

- 議長（嶋田茂樹） そのほかございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員、ご登壇願います。

（ 2 4 番 神子 功 登壇 ）

- 2 4 番（神子 功） 議案第 1 号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決について、反対の立場から討論をさせていただきます。

内容は、建設経済常任委員会に付託されましたうち長熊スポーツ公園整備事業について、下宿ふれあい公園整備事業についての反対討論をさせていただきます。

初めに、長熊スポーツ公園整備事業について申し上げます。

今回、長熊スポーツ公園整備事業として設計業務委託料724万5,000円の補正が計上されたわけでございます。内容的には、長熊釣堀センター施設整備のための実施設計を行うための予算であり、基本設計が完了したことを踏まえ、私は所管の建設経済常任委員会委員として審議を行ってまいりました。

私は今回、補正予算として、長熊スポーツ公園整備について基本的に確認しておかなければならない点があると思って議論をしてまいりました。それは、現在の長熊釣堀センター施設が現状を踏まえたものではなく、問題点を取り除き、最少の経費で最大の効果を生むこと。その基本は、自然環境を大切にしたい安全で安心して釣りなどを楽しめる憩いの場所であり、運営管理が今後容易にでき、新市旭市の観光施設として、また大切な観光資源であり、交流の拠点としての位置づけを持つことということで議論をしてまいりました。

この観点から議論をしてまいりましたが、その中で判明したことが、細々したことについ

ては除きまして、先ほど常任委員会委員長からも報告がありましたけれども、結論的には、一つ、基本設計が終了しているにもかかわらず、委員会に基本設計の内容が提示できないこと。補正を組んだにもかかわらず、まだ金額的に詰めなければならないとして実施設計をどのようにするか方向が分からないこと。二つ、今回の基本設計に当たっては、関わってきたのは所管の商工観光課、コンサルタント、これは専門コンサルタント、協力をいただいた都市整備課、そして地元旧干潟町の釣り愛好会、こういう方々の意見を聴取し、基本設計ができたということであります。

基本設計は、現状のまま整備しようという考え。ヘラブナ釣り場でありながら、専門知識が十分に反映されていない基本設計であることが言えるのではないのでしょうか。

したがって、私は、この724万5,000円という設計委託料については白紙に戻して、基本設計を見直すということが必要であり、実施設計を行う状態ではなく、この点を指摘したいと思います。

旭市には、先ほど申し上げました釣り関係の愛好会が旧干潟町にありますけれども、ボランティアで組織する観光協会の傘下にあるヘラブナの団体や、さらにヘラ研究会というものもありますし、そのほかにも団体があるというふうに聞いております。この方々の意見は全く反映されないまま、このままいくとどういった実施設計を生み、それがどのような工事になるか、皆目見当がつきません。さらに、旭市には、千葉県指定伝統工芸品としてヘラ浮きの指定を受けていますオザワヒロシさんという方がいます。この方はオザワスイホウさんと申し上げるそうでございます。この方は、現在、千葉県はもとより、日本はさらにもとより、韓国で高い評価をされ、ヘラブナのインストラクターとして活躍をされておりますコヤマケイゾウさんが絶賛し、オザワさんをバックアップされ、手を取り合いながら研究を重ねて、ヘラ釣りの浮きをオザワさんは作っていますし、コヤマケイゾウさんも、東溜の釣り大会には何度も来ていただいて、指導を仰いでいるということも伺っております。

したがって、地元にはもう世界的なオザワさんがいて、そしてコヤマケイゾウさん、プロのインストラクターとして365日のうち250日はヘラと話をしているような、そういう状況の中で、もう全国各地、管理釣り場の状況というもの是一目見ればどんな状況にしたらいいのか、またどんな状況かというのが分かるお人だということで、そういう方々との結びつきも旭市にはございます。

将来に憂いを残すことなく、現状の長熊の問題点を抽出してあると思いますけれども、それらを一つ一つつぶしていき、今よりももっといい施設にしていくというのが行政の役割で

はないでしょうか。それを考えますと、委員会でも申し上げましたように、副市長の答弁をいただきました。要は、先ほど申し上げました皆さんに、もちろん地元の愛好会の方々も含めて、もう一度基本計画というものを練っていただく検討委員会を早急に設置できないかということについては、副市長の了解をいただいたものと判断しております。そういう意見の場所を早急にしていただき、新市旭市の交流拠点施設の位置づけを持った実施計画に向けた検討を今やるべきではないかというふうに思って、私は反対をするものでございます。決して予算には反対しておりません。手法が間違っていたのではないかというふうに思っています。

市長は、旭市総合計画の中でこういうことを言っております。リーディングプランについては、特に優先的に取り組んでいく施設、事業の総称を言うのであって、その中には医療福祉の郷、食の郷、交流の郷、ここには市民の力が重要であり、リーダーや担い手、後継者が支えていくことが求められているんだ。三つの郷については、市民の力を得て自然環境を守り、三つの郷づくりを進めることによって旭市はさらに活力が増し、人が輝く健康都市となることができるという中に盛り込まれております。ならば、今私が申し上げましたように、今回補正で出ているものは片手落ちでなかったかということが立証できるのではないのでしょうか。十分に反省を求めるものであります。

次に、下宿ふれあい公園整備事業についてでございます。

予算を見ますと、委託料、設計業務委託料426万3,000円、測量業務委託料472万5,000円、合計898万8,000円がこの事業の設計測量に当たるという補正が組まれ、計上されました。

先ほど現地云々という話がありましたが、審議が終わった後、現地を見させてもらいました。あそこに公園がという議論が分かりますけれども、この下宿ふれあい公園というのは、質疑でも申し上げましたし、委員会でも議論してまいりましたが、ここにありますように、10年の計画の前期基本計画の中に確かに組み込まれている事業です。しかし、公園というのは、下宿ふれあい公園のみではありません。現在一人当たり7.2ヘクタールの都市整備を行う公園としては、それを9平方メートルにしていこうという目標がありますけれども、それでは、5年間のうちにどのようにしていくかということについても明確になっておりません。

したがって、下宿ふれあい公園については、補正で組まれているということにも問題がありますし、当初で組んだにしても、それなりの理由づけがなければ、新市の整備ということについてはやはり問題があるのではないかなということを強く感じたものでございます。計画にあるものですから、その計画について実現性があるものとして十分に議論をし、そして

前期計画で本当にいいのか、それとも先送りすべきかどうかということについてもまだ議論の余地があるのではないかというふうに思いますし、恐らく、今申し上げましたように、予算としては898万8,000円という一般財源が使用されようというふうになっておりますけれども、仮に補助金を受けたにしても、恐らくここの整備は2億円とか、あるいは3億円とかかかる整備ではないかというふうに思います。仮に7割の交付が、補助金があったにしても、約6,000万円から7,000万円は一般財源で補填しなければいけないというようなことになりまして、今後、この場所は都市整備ということでありますから、市ですっと維持管理をしていかなければならないということについても議論が必要ではないかというふうに思うわけです。

2億円から3億円がもしも有効に使えるとすれば、平成22年度に完成いたします、指摘がいろいろありますけれども、旭の駅前の開発が今行われております。広場の問題、それから街路の問題でございます。平成22年には完成の予定です。じゃあ、あそこをどうするのかということもまた議論が足りません。北口から改札を通れるように、八日市場方式もありますけれども、そういったことも本当は必要じゃないですか。もう一つは、交流拠点ということを考えれば、合併して刑部岬を中心としたあの観光資源というものを十分に有効に活用するとすれば、あそこにアクセスを持ってくる、何とかロータリーができるようなそういったことをすれば、人が本当に交流をしてもらえるのではないかということだってできるはずですよ。

したがって、やるべきことは、もっともっと検討して、先ほど申し上げましたように、この三つの郷というのが優先的に取り組んでいくものであるとすれば、もっともっと本当に将来の旭市を考え、現状を踏まえながら予算措置をしていかなければならないというふうに私は思い、この二つの事業について反対をするものでございます。

○議長（嶋田茂樹） 続いて、高木武雄議員、ご登壇願います。

（18番 高木武雄 登壇）

○18番（高木武雄） 議長の許可をいただきましたので、発言をさせていただきます。

私は、議案第1号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決に対し、賛成の立場から討論を行います。

今回提案されました補正予算は、緊急を要するものもあり、また、旭市が均衡ある発展をするためにぜひ必要ではなからうかと思っているものであります。

緊急を要するものの一つには、トマトの黄化葉巻病防疫対策であります。今、市内では、トマトの黄化葉巻病の発生が確認され、促成栽培での被害が甚大であります。トマト生産農家をはじめ、一般市民への啓蒙や発病株数の多いハウス農家の皆様方へ、これ以上被害が多

くならないよう、地域を挙げての早急な対策を強く要望するものであります。

次に、均衡ある旭市の発展ということで長熊スポーツ公園整備事業であります。もう皆様方もご存じのとおりと思いますが、長熊スポーツ公園は、旧干潟町時代に造られたもので、約20年間経過をして、設備も老朽化しております。長熊公園に併設されております釣り堀は、昨年18年度の決算で見ましても、入場収入が1,000万円以上あり、また、その管理費として970万円が計上されておりますが、入場収入で管理費が賄われている数少ない施設の一つではなかろうかと思えます。また、年間1万人以上の入場もあり、交流の場として活用されております。観光施設が少ない中、公共財産を有効に活用することで地域の活性化が図られるのではなかろうかと思えます。

次に、下宿ふれあい公園整備事業であります。この事業は、三川下宿地区に、子どもから年寄りまで利用できる憩いの場としてふれあい公園が整備されることで、地域のコミュニティの育成が図られることと思えます。

この二つの公園整備事業は、旭市建設計画及び前期基本計画に位置づけられたもので、地域の特性や資源を活用し、合併後の新市の速やかなる一体性の確立、住民福祉の一層の向上と均衡ある発展、特に旧市町のバランスを考慮された事業であり、早急に整備されることを希望するものであります。

今回の補正予算は、厳しい財政状況の中にあっても必要性的確性のある予算であり、大いに評価すべきものであると思えます。なお、二つの公園整備の実施設計に当たっては、地域住民や関係者の意向に配慮されるとともに、最少の経費で最大の効果が上げられるような設計になることを要望し、賛成の討論といたします。

○議長（嶋田茂樹） 続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（ 8 番 滑川公英 登壇 ）

○ 8 番（滑川公英） おはようございます。

私は、先輩両議員が反対、賛成の討論をいたしました。少し付け加えさせていただきたいと思えます。

私は、第1号議案の中の長熊スポーツ公園、下宿ふれあい公園について反対討論いたします。

私どもの常任委員会全員が反対でしたが、そのほかの案件、例えば今、先輩が申されました堆肥センターの補助金とか黄化葉対策とか、その辺につきましては、誰も反対しているわけではありません。ただ、この下宿と長熊につきましては、あまりにも執行部の説明

責任がなかったということで議員全員が反対したように見受けられました。

午前10時から始まった委員会審議の中で、おおかたの時間をこの2案件に費やし、基本計画書の提出を再三求めましたが、一向に提出されませんでした。なぜなのでしょう。委員会に対する執行部の説明責任があります。ほかの補正案件と一緒に提出する議案だったのでしょうか。

また市長は、昨年12月議会で、最優先でやりたいのは学校耐震補強や海上地区の排水対策、文化の杜公園の整備は行いますが、あとのものは少し先送りさせていただきたいと答弁しておりました。この市長答弁と今回の第1号議案の中のスポーツ公園、ふれあい公園については、ちょっとかけ離れているんじゃないでしょうか。

現在、袋公園健康パーク事業、文化の杜等が工事中です。現況においては、市民の要望の最も多い道路や排水を最優先すべきではないのでしょうか。また、なぜ補正で提出する案件なのでしょうか。平成19年度当初予算で出せなかったのでしょうか。担当常任委員会に、また地元にも、早急に必要なのかどうかを含め十分審議した上で、本当に必要なら平成20年度の当初予算に計上すべきことではなかったのでしょうか。

第1号議案は3委員会に付託されておりますが、我が常任委員会の意思が今までの経過では行政にどのように反映されるのか、甚だ不満です。また疑問です。担当課の情報の出し渋り、なぜそう急ぐわけ、委員会議決の反映、このようなことが執行部から明快な回答がされないまま議決されることを恐れ、反対討論といたします。

○議長（嶋田茂樹） 以上で通告による討論は終わりました。

討論を終わります。

これより議案第1号から議案第11号までの11議案と議案第13号の1議案について採決いたします。

議案第1号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成19年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、平成19年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、あさひパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 賛成多数。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、旭市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、市道路線の認定、廃止及び変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 賛成多数。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

-----

### 日程第3 常任委員長陳情報告

○議長（嶋田茂樹） 日程第3、常任委員長陳情報告。

これより各常任委員会に付託いたしました陳情審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、向後和夫議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 向後和夫 登壇）

- 建設経済常任委員長（向後和夫） 建設経済常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る第3回定例会において、閉会中の継続審査となっております陳情第3号、稲作農家に勤労者並みの労賃と再生産を確保するため「二万円米価」を保障する制度確立を求める陳情についての1件と、去る12月7日の本会議において本委員会に付託されました陳情第4号の日豪EPA/FTA交渉に対する陳情についての合わせて2件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、12月14日、付託議案の審査終了後、担当課より本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、陳情第3号については、陳情の趣旨は理解すべきところもあるが、米1俵当たり2万円が一般労働者との最低賃金との位置づけから妥当なのかどうかとの意見が出され、また、陳情第4号については特に意見はなく、結果、別紙報告書のとおり、陳情第3号については全員賛成で不採択とし、陳情第4号については全員賛成で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成19年12月20日、建設経済常任委員会委員長、向後和夫。

- 議長（嶋田茂樹） 建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、林一雄議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 林 一雄 登壇）

- 文教福祉常任委員長（林 一雄） 文教福祉常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る12月7日の本会議において付託されました陳情第5号、保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情について、陳情第6号、介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止を求める意見書提出を求める陳情について、陳情第7号、高齢者が安心して医療を受けられるよう国への意見書提出を求める陳情についての3件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、12月17日、付託議案の審査終了後、担当課より本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、陳情第5号については、保険でより快適でよりきれいな歯が提供されることはよいことだが、現実的には難しいのではないかと。また、陳情第6号については、療養病床がこの再編ですべて廃止されるものではなく、高齢者の状態にふさわしいサービスの提供を図っていくものであり、陳情第7号については、保険料を年金から天引きすることは高齢者が

各自で納付手続きをするよりも的確でスムーズであり、介護保険同様に年金からの天引きを頼らざるを得ないのではないかとの意見が出され、結果、別紙報告書のとおり、3陳情とも全員賛成で不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成19年12月20日、文教福祉常任委員会委員長、林一雄。

○議長（嶋田茂樹） 文教福祉常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で付託陳情に対する各常任委員会委員長の報告は終わりました。

---

#### 日程第4 質疑、討論、採決

○議長（嶋田茂樹） 日程第4、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。

質疑の通告はありません。質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。討論なしと認めます。

これより陳情第3号から陳情第7号までの陳情5件について採決いたします。

陳情第3号、稲作農家に勤労者並みの労賃と再生産を確保するため「二万円米価」を保障する制度確立を求める陳情について、建設経済常任委員会委員長の報告のとおり不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、陳情第3号は不採択と決しました。

陳情第4号、日豪EPA / FTA交渉に対する陳情について、建設経済常任委員会委員長の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、陳情第4号は採択と決しました。

陳情第5号、保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情について、

文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、陳情第5号は不採択と決しました。

陳情第6号、介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止を求める意見書提出を求める陳情について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、陳情第6号は不採択と決しました。

陳情第7号、高齢者が安心して医療を受けられるよう国への意見書提出を求める陳情について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、陳情第7号は不採択と決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時36分

○議長(嶋田茂樹) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、日豪EPA/FTA交渉に対する意見書の提出について、発議第2号、中期計画の策定、道路特定財源諸税の暫定税率延長等に関する意見書の提出についての2発議案であります。

配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(嶋田茂樹) 配布漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。  
その結果について、神子委員長よりご報告をお願いしたいと思います。

神子委員長、ご登壇願います。

（議会運営委員長 神子 功 登壇）

- 議会運営委員長（神子 功） ただいま議会運営委員会を開会し、発議案提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容につきまして私の方よりご報告申し上げます。

本日提出のありました発議案は、発議第1号及び発議第2号の2発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成19年旭市議会第4回定例会議事日程（その3）の本日、12月20日木曜日のとおり、この後、追加日程第1、発議第1号及び発議第2号を一括上程。追加日程第2、提案理由の説明。提案理由の説明については、発議第1号及び発議第2号とも建設経済常任委員会の向後和夫委員長を予定しております。追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

- 議長（嶋田茂樹） 神子委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号及び発議第2号の2発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

---

#### 追加日程第1 発議案上程

- 議長（嶋田茂樹） 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号及び発議第2号の2発議案を一括上程いたします。

---

## 追加日程第2 提案理由の説明

- 議長（嶋田茂樹） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号及び発議第2号について、建設経済常任委員会、向後和夫委員長、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 向後和夫 登壇）

- 建設経済常任委員長（向後和夫） それでは、発議第1号及び発議第2号について、提案理由を申し上げます。

初めに、発議第1号、日豪EPA/FTA交渉に対する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書の案文を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

日豪EPA/FTA交渉に対する意見書（案）

4月から開始された日豪EPA（経済連携協定）/FTA（自由貿易協定）交渉に対し、オーストラリア政府は農産物も含む関税撤廃を強く主張すると見られています。オーストラリア政府の要求どおり、農産物の輸入関税が全面的に撤廃されるようなことになれば、政府の試算でも、肉牛、酪農、小麦、砂糖の主要4分野で約8,000億円の打撃を受け、関連産業や地域経済への影響をふくめると2～3兆円規模になるとされています。

また、食料自給は30%台に低下するなど日本の農業と食料は壊滅的な打撃を受けることになり、農林業の多面的機能が失われ、農山村の崩壊、国土の荒廃、環境の悪化を招くこととなります。

さらに、昨年、干ばつによって大減産となったオーストラリアの農業生産は極めて不安定であり、これに安易に依存することは、世界的な食料不足、危機が心配されている中で、日本の食料安全保障を危うくする結果を招きかねません。

よって、国においては、日豪EPA/FTA交渉にあたっては、下記事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

### 記

- 1、日豪EPA/FTA交渉にあたっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目について、関税撤廃の対象から除外するとともに、万一、これが受け入れられない場合は交渉を中断することを求めます。
- 2、農産物貿易交渉は、農業・農村の多面的機能の発揮と国内自給による食料安全保障の確

保を基本とし、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールを確立することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣あてでございます。

続いて、発議第2号、中期計画の策定、道路特定財源諸税の暫定税率延長等に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案についても、意見書の案文を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

中期計画の策定、道路特定財源諸税の暫定税率延長等に関する意見書（案）

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であります。高齢化、少子化が進展している中、活力ある地域づくり・都市づくりを推進するため、高速道路を含む道路の整備は、より一層重要となっています。安全で安心出来る暮らしの実現、また、地域格差の解消、地域の活性化を図る為、私共の地域においても道路整備に対し住民から強い期待が寄せられています。

昨年末に、道路特定財源の見直しに関する具体策が示され、見直しの作業が進められていますが、道路整備に対する国民のニーズは依然として高いことを踏まえ、引き続き道路整備の推進が強力に図られるよう下記事項について強く要望する。

#### 記

- 1、今後の具体的な道路整備の姿を示した中期計画において、真に必要な道路の整備・管理に必要な事業量を確保すること。
- 2、受益者負担の趣旨にそぐわない一般財源化や転用をすることなく、全て道路整備を強力に推進するために充てること。
- 3、各地方で行われている道路整備が滞ることなく着実に進むよう、平成20年度以降も以下を措置すること。

イ、道路策定財源諸税の暫定税率を延長すること。

ロ、地方道路整備臨時交付金制度を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長あてでございます。

以上でございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

- 議長（嶋田茂樹） 建設経済常任委員会、向後和夫委員長の提案理由の説明は終わりました。

-----

### 追加日程第3 質疑、討論、採決

- 議長（嶋田茂樹） おはかりいたします。発議第1号及び発議第2号の2発議案は、委員会付託を省略して直接審議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案は委員会付託を省略して直接審議することに決しました。

追加日程第3、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

発議第1号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

発議第2号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

以上で発議案の質疑は終わりました。

これより発議第1号及び発議第2号の2発議案について一括して討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） 討論なしと認めます。

これより発議第1号及び発議第2号の2発議案について採決いたします。

発議第1号、日豪EPA/FTA交渉に対する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号、中期計画の策定、道路特定財源諸税の暫定税率延長等に関する意見書の提出

について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 事務報告

○議長(嶋田茂樹) 日程第5、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

(総務課長 高埜英俊 登壇)

○総務課長(高埜英俊) 篤志寄附を受納いたしましたので、報告いたします。

1、金300万円を有限会社ブライトピック千葉様より9月26日受納いたしました。

1、書籍660冊をシアターゆう様より10月2日受納いたしました。

1、金20万3,500円を本部弘親様より10月10日受納いたしました。

1、陸上競技用品一式及び立式審判台を旭市ゴルフ協会様より11月6日受納いたしました。

1、図書及びDVD一式を干潟ライオンズクラブ様より11月26日受納いたしました。

以上でございます。

○議長(嶋田茂樹) 事務報告は終わりました。

ここでしばらく自席で休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時51分

○副議長(林 俊介) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

追加日程 議長辞職の件

- 副議長（林 俊介） 議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、よろしくご協力をお願いします。

ただいま嶋田茂樹議長より議長の辞職願が提出されました。

おはかりいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 副議長（林 俊介） ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長に辞職願を朗読させます。

（事務局長 宮本英一 登壇）

- 事務局長（宮本英一） 辞職願。

このたび、一身上の都合により市議会議長を辞職したいので、許可されるよう願います。

平成19年12月20日、旭市議会議長、嶋田茂樹。

旭市議会副議長、林俊介様。

- 副議長（林 俊介） おはかりいたします。嶋田茂樹議員の議長の辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 副議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、嶋田茂樹議員の議長の辞職を許可することに決しました。

ここでしばらくお待ちください。

（19番 嶋田茂樹 入場）

- 副議長（林 俊介） ここで、長い間、お骨折りいただきました前議長、嶋田茂樹議員よりごあいさつをお願いいたします。

（19番 嶋田茂樹 登壇）

- 19番（嶋田茂樹） 議長を退任するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

平成18年12月第4回定例会におきまして、議員各位の温かいご支援とご推挙をいただきまして議長の要職につかせていただきました。以来1年間、議員各位並びに執行部の格別なご支援をいただきながら、皆様方のご期待に十分応えられなかったことを心よりおわびを申し上げます。

かえりみますと、一般質問の一問一答方式の採用、前議長、鈴木正道氏のご逝去、市内小・中学校の耐震改築工事、旭中央病院の再整備、茅野市との交流など、さまざまなことが思い出されてまいります。そんな中で海上中学校の移転改築につきましては、合併をまたいで、ことし3月に無事完成しました。地元議員として特に感慨深いものがあります。

旭市は、この12月で合併後2年半となりましたが、まだまだ若い市であります。今後とも皆様方とともに微力ながら市政発展のために全力を尽くしてまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

最後になりますが、議員の皆様方をはじめ伊藤市長並びに執行部の皆様方には、この1年間、円滑な議会運営にご協力いただき、誠にありがとうございました。心から御礼を申し上げまして、退任のごあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

-----

#### 追加日程 議長選挙の件

- 副議長（林 俊介） 嶋田茂樹議員の議長の辞職により議長が欠員となりました。

おはかりいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 副議長（林 俊介） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

これより選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は投票によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 副議長（林 俊介） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は投票と決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

（事務局職員、投票の準備をする）

- 副議長（林 俊介） 議場を閉鎖いたします。

( 議場閉鎖 )

- 副議長( 林 俊介 ) ただいまの出席議員は24名であります。

これより投票用紙を配布します。

( 投票用紙配布 )

- 副議長( 林 俊介 ) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

( 「なし」の声あり )

- 副議長( 林 俊介 ) 配布漏れないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

( 投票箱点検 )

- 副議長( 林 俊介 ) 異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて前へお進みいただき、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票をお願いします。

なお、投票に当たっては、名字と名前を正確に記載し、また、白票、名字のみ、名前のみ  
の投票は無効といたしますので、ご了解願います。

投票を開始いたします。

点呼を命じます。

( 点呼に応じ投票 )

- 副議長( 林 俊介 ) 投票漏れはありませんか。

( 「なし」の声あり )

- 副議長( 林 俊介 ) 投票漏れないものと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の指名をいたします。

12番、佐久間茂樹議員、13番、日下昭治議員、以上2議員を指名いたします。

佐久間茂樹議員、日下昭治議員は立会人席へご着席願います。

( 立会人、立会人席へ着席 )

( 開 票 )

- 副議長( 林 俊介 ) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 24票

有効投票 22票

無効投票 2票です。

有効投票のうち 明智忠直議員 12票

高橋利彦議員 10票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、明智忠直議員が旭市議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました明智忠直議員が議場におられますので、当選を告知いたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻りください。

(立会人、自席へ着席)

○副議長(林 俊介) 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(林 俊介) ただいま議長に当選されました明智忠直議員より就任のごあいさつをお願いします。

ご登壇願います。

(16番 明智忠直 登壇)

○16番(明智忠直) 議長のお許しをいただきまして、貴重な時間、就任のごあいさつの機会をいただきまして、大変どうもありがとうございます。

本日、12月議会定例会におきまして嶋田茂樹議長が退任されまして、議長選挙を直ちに行ったわけでありまして、不肖、本当に浅学非才でありますけれども、先輩議員、同僚議員の大勢の皆さん方からご支持をいただきまして当選をさせていただきましたことをまず心からお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

また、嶋田茂樹議長には、本当に1年間にわたりまして議会運営、そしてまた市政発展のためにご尽力いただきましたことにつきまして、心から感謝と敬意を表する次第でございます。

今も申し上げましたように、本当に浅学非才、未熟な私でありまして、大きな責任、大きな使命感を持つこの議長職、本当に皆さん方の温かいご支援、ご協力をいただかなければ全うできないわけであります。皆さん方の今後ますますのいろいろな面でのご支援、そしてまたどんどん叱咤激励などもしていただきまして、議会が円満にいきますように心からお願い

をするものであります。

そしてまた、市長をはじめ執行部の皆さん方にも、本当に未熟な私でありますけれども、いろいろな面でご支援とご協力を心からお願いを申し上げまして、簡単であります、就任のごあいさつに代える次第でございます。

大変どうもありがとうございました。

○副議長（林 俊介） ここで議長を交代いたします。

議長、明智忠直議員、議長席にご着席ください。

（副議長 林 俊介 議長席退席）

（議長 明智忠直 議長席着席）

○議長（明智忠直） 議長を交代いたしました。

ここでしばらく自席で休憩いたします。

休憩 午後 零時 20 分

再開 午後 零時 22 分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 追加日程 副議長辞職の件

○議長（明智忠直） ただいま林俊介副議長より副議長の辞職願が提出されました。

おはかりいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長に辞職願を朗読させます。

（事務局長 宮本英一 登壇）

○事務局長（宮本英一） 辞職願。

このたび、一身上の都合により市議会副議長を辞職したいので、許可されるよう願います。

平成19年12月20日、旭市議会副議長、林俊介。

旭市議会議長、明智忠直様。

- 議長（明智忠直） おはかりいたします。林俊介議員の副議長の辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、林俊介議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

ここでしばらくお待ちください。

（15番 林 俊介 入場）

- 議長（明智忠直） ここで、長い間、お骨折りいただきました前副議長、林俊介議員よりごあいさつをお願いいたします。

（15番 林 俊介 登壇）

- 15番（林 俊介） 議長の許可をいただきまして、御礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

不肖、私、昨年12月、議員皆様方からの温かいご推挙のもとに、嶋田茂樹議長のもと、1年間、副議長として大過なく過ごさせていただきまして、本当にありがとうございました。心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。これもひとえに議員の皆様はじめ執行部の皆様方の温かいご指導、ご支援の賜物と衷心より厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

これからは一議員として、微力ではございますけれども、市政発展のために全力投球をしてまいる所存でございます。どうかこれからも変わらぬご指導、ご支援を心よりお願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますが、御礼のごあいさつに代える次第でございます。

本当にありがとうございました。

-----

#### 追加日程 副議長選挙の件

- 議長（明智忠直） 林俊介議員の副議長辞職により副議長が欠員となりました。

おはかりいたします。この際、副議長選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思

います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(明智忠直) ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

これより選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は投票によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(明智忠直) ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は投票と決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

(事務局職員、投票の準備をする)

○議長(明智忠直) 議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(明智忠直) ただいまの出席議員は24名であります。

これより投票用紙を配布します。

(投票用紙配布)

○議長(明智忠直) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(明智忠直) 配布漏れないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(明智忠直) 異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて前へお進みいただき、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

なお、投票に当たっては、名字と名前を正確に記載し、また、白票、名字のみ、名前をみの投票は無効といたしますので、ご了解願います。

投票を開始いたします。

点呼を命じます。

○議長（明智忠直） 投票漏れはありませんか。

○議長（明智忠直） 投票漏れないものと認めます。

開票を行います。

14番、平野浩議員、15番、林俊介議員、以上の2議員を指名いたします。

(立会人、立会人席へ着席)

○議長（明智忠直） 選挙の結果を報告いたします。

有効投票 24票

林一雄議員 11票

よって、平野浩議員が旭市議会副議長に当選されました。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻りください。

○議長（明智忠直） 議場の閉鎖を解きます。

ご登壇をお願いします。

○ 14 番（平野 浩） ただいま議長の許可をいただきましたので、一言御礼のごあいさつを

申し上げます。

ただいま、議員各位の大勢のご推挙によりまして、副議長という重責を担うことになりました。この上ない光栄に存じますと同時に、責任の重さも痛感しているところでございます。浅学非才であります私が副議長の責任を十分に果たすことができるかどうか、不安がないわけではございませんが、幸いにして議長には、人格、識見ともに卓越した明智氏がご就任になっておられます。副議長職は代理であることを念頭に置きながら、明智議長のもとに議会が公正に、かつ円満に運営されますよう、誠心誠意努力する所存でございます。議員各位の変わらぬご指導とご鞭撻を賜りますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、就任のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（明智忠直）　ここでしばらく休憩をいたします。

休憩　午後　零時 4 5 分

再開　午後　1 時　0 分

○議長（明智忠直）　休憩前に引き続き会議を開きます。

-----

追加日程　議長報告事項

○議長（明智忠直）　おはかりいたします。議長報告事項を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直）　ご異議なしと認めます。

よって、議長報告事項の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

議長報告事項を申し上げます。

ただいま、総務常任委員会委員長、平野浩議員、また公営企業常任委員会副委員長の明智忠直議員より、常任委員会委員長及び副委員長の辞任願が提出されました。それぞれの常任委員会において許可をされました。

その後、それぞれの常任委員会において、常任委員会委員長及び副委員長の互選が行われましたので、その当選結果につきまして報告いたします。

総務常任委員会委員長に伊藤房代議員、また副委員長に島田和雄議員。

次に、公営企業常任委員会副委員長に佐久間茂樹議員。

以上のとおりであります。

続いて、平野浩議員、明智忠直議員より議会運営委員の辞任願が提出され、それを許可いたしました。つきましては、議会運営委員が欠員となりましたので、旭市議会委員会条例第8条の規定により、議長指名により選任いたしましたので、報告いたします。

議会運営委員に伊藤房代議員、佐久間茂樹議員。

以上のとおりであります。

-----

#### 日程第6 閉 会

○議長（明智忠直） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて平成19年旭市議会第4回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 1時 3分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

旭市議会 議 長 明 智 忠 直

前 議 長 嶋 田 茂 樹

前副議長 林 俊 介

議 員 向 後 和 夫

議 員 高 橋 利 彦